児童の権利に関する条約 第3回日本政府報告 (日本語仮訳)

平成20年4月

児童の権利に関する条約 第3回日本政府報告(目次)

● 概 要

- 本 文
- I. 条約の諸規定の実施のための一般的措置
 - A. 留保の見直し
 - B. 国内法及び国内実施を条約の諸規定と調和させるためにとられた措置(第4条)
 - C. 条約の国内法体系の中での地位
 - D. 条約と国内法及び他の国際法との関係(第41条)
 - E. 条約の原則及び規定が司法決定の際に適用された例
 - F. 条約で認められた児童の権利が侵害された場合の救済措置
 - G. 児童の権利実現のための国内行動計画等、条約の枠組みの下での児童に係る包括的な国家戦略の策定
 - H. 条約実施等のための国内機構
 - I. 進捗状況を評価するためにNGO等の市民社会と協力してとられたイニシアティブ
 - J. 利用可能な手段の最大限の範囲内でとられた児童の経済的、社会的、文化的権利を実現するための 措置
 - K. 条約の実施を確保するための国際協力
 - L. 条約の広報(第42条)
 - M. 報告の公開・広報措置(第44条6)

Ⅱ. 第1条(児童の定義)

- A. 児童の定義に係る条約と国内法との間の差異
- B. 国内法における最低法定年齢

Ⅲ. 一般原則

- A. 第2条(差別の禁止)
- B. 第3条(児童の最善の利益)
- C. 第6条(生命、生存及び発達に対する権利)
- D. 第12条(児童の意見の尊重)
- Ⅳ. 市民的権利及び自由(第7条、8条、13~17条及び37条(a))
 A. 氏名及び国籍(第7条)
 - B. 身元関係事項の保持(第8条)
 - C. 表現の自由(第13条)
 - D. 思想、良心及び宗教の自由(第14条)
 - E. 結社及び平和的集会の自由(第15条)
 - F. 私生活の保護(第16条)
 - G. 適切な情報の利用(第17条)

H. 拷問又は他の残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰を受けない権利(第37 条(a))

V. 家庭環境及び代替的な監護

- A. 父母の指導(第5条)
- B. 父母の責任(第18条1、2)
- C. 父母からの分離(第9条)
- D. 家族の再統合(第10条)
- E. 不法な国外移送及び国外からの不帰還(第11条)
- F. 児童の扶養料の回収(第27条4)
- G. 家庭環境を奪われた児童(第20条)

H. 養子縁組(第21条)

- I. 収容に対する定期的な審査(第25条)
- J. 虐待及び放置(含む身体的及び心理的な回復及び社会復帰)第19条及び第39条
- **VI. 基礎的な保健及び福祉(第6条、第18条3項、第23条、第24条、第26条、第27条1から3項)** A. 障害を有する児童(第 23 条)
 - B. 健康及び保健サービス(第24条)
 - C. 社会保障及び児童の養護のための役務の提供及び設備(第26条、第18条3)
 - D. 生活水準(第27条の1、2及び3)
- Ⅲ. 教育、余暇及び文化的活動(第28条、第29条、第31条)
 - A. 教育(含む職業訓練及び指導)(第28条)
 - B. 教育の目的(第29条)
 - C. 余暇、レクリエーション及び文化的活動(第31条)
- **W. 特別な保護措置(第**22条、第38条、第39条、第40条、第37条(b)~(d)、第32条から第36条) A. 非常事態にある児童
 - B. 少年司法の運営の制度に係っている児童
 - C. 搾取の状況にある児童(含む身体的及び心理的な回復及び社会復帰)
 - D. 少数民族又は原住民集団に属する児童(第30条)

【概要】

I 条約の諸規定の実施のための一般的措置

児童の権利に関する条約(以下、「条約」という。)に関し、2001年11月の第2回 政府報告提出以降、我が国においては、児童の権利に関する条約の各分野での取組の進捗 に加え、条約の実施に向けた国内体制整備においても大きな前進がみられたところである。 例えば、我が国は、条約も踏まえ児童を含む青少年の育成のための施策を政府全体で強力 に推進するため、2003年6月には閣僚レベルからなる青少年育成推進本部を初めて設置し、 さらに同年12月には同本部において青少年育成施策の中長期的な方向性を示す青少年育成 施策大綱を策定した。

2006年10月には、教育の再生のための抜本的な施策を幅広い観点から検討する教 育再生会議を設置し、すべての子どもに高い学力と規範意識を身につける機会を保障する ため、公教育の再生や、家庭・地域の教育力の再生について検討を行っており、2007 年1月には第一次報告、同年6月には第二次報告が提言された。

また、我が国において急速に進行している少子化の流れを変え、子どもを生み育てやす く、子どもが健全に育ちやすい社会を形成していくため、2003年7月には少子化社会対策 基本法が制定された。これに基づき、政府では少子化社会対策大綱及びその具体的な実施 計画である子ども・子育て応援プランを策定し、現在、「子どもと家族を応援する日本」重 点戦略の策定に向けて、検討を進めているところである。

さらに、我が国が条約を批准してから 10 年余が経過する中で、条約を踏まえた取組が地 方自治体レベルにも広がりつつあり、条約に示された児童の意見表明の権利や社会参加、 権利救済等を盛り込んだ条例の制定や児童のためのオンブズマンの設置を行う自治体が現 れてきている。

我が国はまた、世界の児童の権利の保護・福祉の増進のため従来から、ODA等を活用 した積極的な国際協力を行ってきている。近年は、特に、我が国の開発・人道支援の基本 方針であるひとりの人間を中心に据えての個人の保護と能力強化を通じて、各人が尊厳あ る生命を全うできるような社会づくりを目指す「人間の安全保障」の視点を導入し、紛争 や自然災害等の影響を受けた世界の児童の救済に対する必要性の高まりに応じた支援を強 化してきている。

Ⅱ 児童の定義

我が国において成年は一般的には二十歳ということができるものの、児童福祉法等において児童を「満18歳に満たない者」と定義している。

Ⅲ 一般原則

我が国においては、本章に係る4つの一般原則について最大限考慮しつつ、従来から児 童に係る取組を進めているところである。

報告期間中、児童の差別の禁止(第2条)については、人権教育・啓発に関する基本計 画(2002年3月策定)、障害者基本計画(2002年12月策定)、男女共同参画基本計画(2005 年12月改訂)など各分野の計画等に基づき取組を総合的に推進してきたところである。さ らに、政府においては、児童を始めとする差別、虐待等による人権侵害被害者に対して、 実効的な救済を図る新しい制度を創設するための人権擁護法案について検討を進めている ところである。

また、我が国においても児童の自殺や児童に対する犯罪などが発生しているところであ るが、児童も含めた自殺の防止及び犯罪被害から子どもを守るための対策について、2005 年12月にそれぞれ政府全体の対策を取りまとめるなど、取組を推進してきたところである。

IV 市民的権利及び自由

我が国は過去の政府報告に対する児童の権利委員会最終見解において、嫡出でない子の 取り扱いを嫡出である子と同一にするよう勧告を受けたところであるが、2004年に戸籍の 父母との続柄欄の記載方法については同一とするよう改めた。本章に関し、この他の市民 的権利及び自由についても、社会の変化等を踏まえて絶えず見直しを検討しながら取組を 進めているところである。

また、我が国においては特に児童の福祉に有害な性・暴力等の情報からの児童の保護が 課題となっているが、地域における違法・有害な広告物の撤去等の活動や、青少年のメデ ィアリテラシー向上のための教育の推進、関係業界への自主規制の徹底の要請等の取組を 一歩一歩進めてきたところである。

V 家庭環境及び代替的な監護

近年、我が国においては、少子化による兄弟姉妹数の減少や、離婚・再婚家庭の増加、 未婚率の上昇など児童をめぐる家庭環境にも大きな変化が生じつつあり、政府としては、 児童の保護者への支援や、家庭環境に恵まれない児童への支援の充実など取組を進めてき たところである。報告期間中には、特に児童虐待の増加が社会的な問題となったが、2004 年に児童虐待防止法及び児童福祉法の一部改正を行い、地域におけるきめ細やかな児童相 談体制の整備を促進するなど対策を進めてきている。

VI 基礎的な保健及び福祉

障害を有する児童については、2002 年 12 月の障害者基本計画の策定や 2004 年 5 月の障害者基本法の改正等を踏まえ、総合的な取組を推進してきたところである。特に学校教育においては、近年、児童生徒等の障害の重度・重複化や多様化、学習障害(LD)や注意欠陥/多動性障害(ADHD)等の児童生徒等への教育的対応が求められており、これらを含

めた障害のある児童生徒等への関係機関の連携した総合的な支援体制の整備を図っている。 また、これらの児童生徒等への指導や支援の在り方に関して制度的な見直しも行う予定で ある。

児童の健康確保のための施策のうち、報告期間中に新たな取組として進展をみたのが食育の推進である。すなわち、児童を含め国民一人一人が「食」についての意識を高め、健全な食生活を実践することのできるよう、2005年6月に食育基本法が制定され、今後家庭、 学校、地域等を中心に国民運動として食育を推進する予定である。

また、父母が働いている児童の養護のため、保育所を充実し待機児童数の減少を図ると ともに、小学校低学年児童を対象とする放課後児童健全育成事業の拡充を進めている。

VII 教育、余暇及び文化的活動

学校教育については、豊かな人間性や自ら学び、主体的に判断し、行動する力などの「生きる力」をはぐくむことを目指した学習指導要領を2002~2003年度から実施しているところである。これまでも十分な教員数の確保や奨学金の充実、適切な教材の提供など適切な教育を受ける機会の確保に努めてきたところであるとともに、本条約の精神も踏まえ、人権教育にも力を入れて推進してきたところである。

近年では特に、生徒が自らの生き方や将来に対する目的意識を持ち、進路を決定できる ようキャリア教育を推進してきたところである。また、不登校、高等学校中途退学、いじ め等も依然として教育上の大きな課題であり、対策のための諸施策を実施してきている。 余暇及び文化的活動については、放課後や週末に地域の大人の協力を得て、学校の校庭や 教室等で様々な体験活動等を行う事業の全国的な実施を進めている。

VII 特別な保護措置

本章に関して我が国は、武力紛争や性的搾取から児童を保護する上での国際的な取組の 重要性にかんがみ、2001 年 12 月に横浜でユニセフ、国際 NGO である ECPAT インターナ ショナル及び児童の権利条約 NGO グループと「第 2 回児童の商業的性的搾取に反対する世 界会議」を共催した他、2004 年 8 月に「武力紛争における児童の関与に関する児童の権利 に関する条約の選択議定書」を、また 2005 年 1 月に「児童の売買、児童買春及び児童ポル ノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書」をそれぞれ批准し、その実施に努めて いる。

少年司法の運営をめぐっては、問題を抱えた少年の保護及び指導等に関して、関係機関 等の連携した取組を推進するなど充実に務めてきたところである。

なお、2007年5月25日、少年法等の一部を改正する法律案が成立し、同年11月1日より施行された。同法は、14歳未満(おおむね12歳以上)の少年であっても、凶悪・重大な 事件を起こすなど深刻な問題を抱える者について、早期に少年院で矯正教育を受けさせる ことのできるようにすることなどを内容とするものである。 この他、少年による薬物乱用対策に関しては、2003 年7月に薬物乱用防止五か年戦略を 策定するなど取組を進めてきた。また、児童の性的搾取や性的虐待への対策についても、 2003 年6月の出会い系サイト規制法の制定及び 2004 年6月の児童買春・児童ポルノ法の 改正など取組の進捗をみるとともに、さらに児童を含む人身取引対策のため 2004 年 12 月 に政府の行動計画を策定し、関連国内法を整備するなど取組を進めている。

序論

児童は、人として尊ばれる

児童は、社会の一員として重んぜられる

児童は、よい環境の中で育てられる

(1951年制定の児童憲章より)

1. 我が国は、1994年5月に児童の権利に関する条約を批准して以来、本条約の精神 を踏まえて、児童の権利の保護・促進に努力してきている。我が国は、本条約第44条1 項の規定に従い、本条約に関する第1回(1996年)及び第2回(2001年)の政府報告 を提出しており、その中で本条約の実施に関わる我が国の基本的な法制度や該当報告 期間中の取組み等を紹介した。

2. 我が国の2004年10月現在の児童の数(18歳未満の人口)は、21,677千人(注)
 (総人口比 17.0%)である。近年、少子化が急速に進行しており、2004年の出生数は、約111万1千人と、前年よりも1万3千人減少するとともに、合計特殊出生率は1.29と、出生数及び合計特殊出生率とも過去最低を記録した。

3. 我が国においても国際化、消費社会化や核家族化など、社会の複雑化や情報社会の進展等の影響を受けて、児童や家庭を取り巻く環境が大きく変化する中で、児童買春・児童ポルノ、児童虐待、薬物乱用、非行等が深刻な問題となっている。こうした社会状況の変化に対応するため、政府は、2003年に青少年育成施策大綱を策定し、関係省庁をあげて児童の権利の保護・健全育成のための取組みを強力に推進してきている。また、次代を担う児童の権利の保護及び児童の健全な育成は、国際社会の責務でもあり、我が国は、人権分野で国際的な責任を果たすため、多様な国際協力を行っている。

4. 児童にとってよりよい環境は、日常生活を含む様々なレベルにおける関係者の取組 によって実現するものであり、政府に加えて市民社会の活動も重要な役割を担う。この 条約を効果的に実施するためには、政府と市民社会が、相互の信頼関係に基づき、建 設的に協調し、それぞれの役割を果たしていくこと、また、国民一人一人がこの条約に対

1

する理解を深め、努力していくことが重要である。

5.本件第3回政府報告では、我が国が、こうした状況及び認識の下、第2回報告作成時点の2001年5月から、2006年3月(重要な施策や法改正については2007年7月)までに本条約の実施のためにとった諸施策の進捗状況を報告する。

(注)2004年10月1日現在推計人口

序論

I. 条約の諸規定の実施のための一般的措置

A. 留保の見直し

6. 我が国は、委員会より、1996年5月提出の第1回報告を受けて出された最終 見解で、第37条(c)に対する留保並びに第9条1及び第10条に関する解釈宣言を 撤回する方向で見直すことを検討するよう奨励する旨の勧告を受け、また、2001年 11月提出の第2回報告を受けて出された最終見解で右留保及び解釈宣言を撤回す ることを求める勧告を受けた。今回の政府報告作成にあたり、政府部内において留 保及び解釈宣言の見直しの可能性について検討したが、以下の理由により撤回する ことは考えていない。

(第37条(C)に関する留保)

7. (1)我が国は、「児童の権利に関する条約第37条(c)の適用に当たり、日本国に おいては、自由を奪われた者に関しては、国内法上原則として20歳未満の者と20 歳以上の者とを分離することとされていることにかんがみ、この規定の第2文にいう 『自由を奪われたすべての児童は、成人とは分離されないことがその最善の利益で あると認められない限り成人とは分離させる』に拘束されない権利を留保」している。 (2)その背景としては、我が国の少年法においては20歳未満の者を「少年」として取 り扱うこととし(少年法第2条)、自由を奪われた者についても、基本的に20歳未満の 者(いわゆる「少年」)と20歳以上の者(成人)を分離することとされている(同法第49 条及び第56条)ことがある。

(3)これはこの条約が18歳未満の者を「児童」として手厚い保護を加えることとして いるのをさらに一歩進めて、20歳未満の者までも広く保護の対象とする制度であると 考えられ、「児童」という若年者をそれ以外の年長者から分離することにより有害な影 響から保護するという条約第37条(C)の規定の趣旨及び目的とも合致するものであ ると考える。実体面におけるこれら少年の取扱いについては、我が国の矯正施設に おいて、資質的に著しい差異がなく、共通の処遇を実施する必要が認められる者を 集団に編成して処遇しており、個々の少年が集団内で犯罪性の進んだ者から悪影響 をうけることのないよう配慮しており、かかる措置は条約の趣旨とも合致しているもの と考える。

(第9条1及び第10条1の解釈宣言)

8. 条約第9条1に関し、当該規定は、締約国に対し、父母による児童の虐待又は 父母の別居等の特定の場合において、権限のある当局が司法の審査に従うことを条 件として児童の最善の利益のために必要であると決定する場合を除き、児童がその 父母の意思に反して父母から分離されないことを確保するよう義務づけるものであり、 児童又は父母の退去強制、抑留及び拘禁等この条約第9条4において国がとり得る 措置として認められている措置により、結果的に親子の分離が生ずることを妨げるも のではないと解される。

9. 更に、この条約第10条1に関しても、当該規定にいう「積極的」とは、出入国の 申請を原則的に拒否するような消極的な取扱いを禁ずる趣旨であり、「人道的」とは、 出入国に関する申請の受理から申請を通じた手続きの中で人道的配慮が必要と認 める場合は、かかる配慮を行うべきものとの趣旨であり、また、「迅速」とは右手続き がいたずらに遅延しないよう取扱いを適正に行うべきことを各々意味すると考えられ る。よって「積極的、人道的かつ迅速な方法で取り扱う。」とは、出入国の審査の結果 を予断し拘束するものではないと解される。

10. しかし、これらの解釈が文言上必ずしも一義的に明確ではないため、以下の解 釈宣言を行っている。

「日本国政府は、児童の権利に関する条約第9条1は、出入国管理法に基づく退去 強制の結果として児童が父母から分離される場合に適用されるものではないと解釈 するものであることを宣言する。

日本国政府は、更に、児童の権利に関する条約第10条1に規定される家族の再統 合を目的とする締約国への入国または締約国からの出国の申請を「積極的、人道的 かつ迅速な方法」で取り扱うとの義務はそのような申請の結果に影響を与えるもので はないと解釈するものであることを宣言する。」

B. 国内法及び国内実施を条約の諸規定と調和させるためにとられた措置(第4条) (a)条約との整合性を確保するための包括的な国内法の見直し

11. 第1回政府報告パラグラフ12、14参照。

(b)条約の実施を確保するための新規立法、法律改正

12. 報告期間中になされた児童の権利の推進に資する新規立法、法律改正のうち 主なものは次のとおりである(詳細については本報告の各項目で述べる)。

(未成年者喫煙禁止法及び未成年者飲酒禁止法の改正)

13. 2001年12月、「未成年者喫煙禁止法及び未成年者飲酒禁止法の一部を改 正する法律」が施行され、未成年者の喫煙及び飲酒の防止に資するため、販売業者 等に対して年齢の確認その他の必要な措置を講ずるものとすることを規定した。関係 省庁においては、関係業界に対し、未成年者喫煙及び飲酒防止についての自主的 取組みの強化を要請している。

(インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律)

14. 2003年6月、「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の 規制等に関する法律」(いわゆる「出会い系サイト規制法」。以下、「出会い系サイト規 制法」という。)が制定され、同年12月からすべての規定が施行された。同法は、イン ターネット異性紹介事業を利用して児童を性交等の相手方となるように誘引する行為 等を禁止するとともに、児童によるインターネット異性紹介事業の利用を防止するた めの措置等を定めることにより、インターネット異性紹介事業の利用に起因する児童 買春その他の犯罪から児童を保護し、児童の健全育成を図ることを目的としている。

(児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の改 正)

15. 第2回政府報告パラグラフ4参照。

16. 2004年6月、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等 に関する法律(以下「児童買春、児童ポルノ禁止法」という)」について、その施行状 況、児童の権利の擁護に関する国際的動向等を勘案し、児童買春及び児童ポルノに 係る犯罪の法定刑を引き上げるとともに、電気通信回線を通じて児童ポルノを記録し た電磁的記録等を提供する行為等を犯罪化する等の改正を行い、同年7月に施行さ れた。

(少子化社会対策基本法及び次世代育成基本法の策定)

17. 我が国においては急速な少子化が進展しており、人口構造の歪みが21世紀の国民生活に深刻かつ多大な影響をもたらすとともに、少子化が進むことによって子 どもにとって健全に育ちにくい社会となることが懸念されている。このため、少子化社 会における施策の基本理念を明らかにし、的確かつ総合的に推進することを目的として、2003年7月に「少子化社会対策基本法」が制定された。さらに、政府では、200 4年6月には同法に基づき「少子化社会対策大綱」を策定、同年12月には大綱の具 体的実施計画である「子ども・子育て応援プラン」を策定し、少子化の流れを変えるた めの施策に取り組んでいるところである。また、2003年7月には、地方公共団体及 び事業主が次世代育成のための取組を促進するために、それぞれ行動計画を策定 し実施していくことをねらいとして、「次世代育成支援対策推進法」を策定した。 (児童虐待防止法及び児童福祉法の改正)

18. 近年の児童虐待事件の急増等に対応するため、2004年4月に「児童虐待の 防止等に関する法律」が改正され、児童虐待の定義の見直し、国や自治体の責任の 明確化、通告義務の拡大、児童の安全確保のための警察の援助要請の義務づけ、 虐待を行った親に対する指導、虐待を受けた児童に対して進学・就職の際の支援の 規定などの内容が盛り込まれた。また、同年11月に児童福祉法を改正し、児童相談 に応じることを住民に身近な市町村の業務として法律上明確にし、児童相談所の役 割を専門性の高い困難事例への対応に重点化・明確化するとともに、市町村には関 係機関からなる要保護児童対策地域協議会を設置できるようにするなど、地域の児 童相談体制の充実を図ったところである。

19. さらに、2004年の改正法における見直し規定を踏まえ、児童虐待防止対策の 強化を図る観点から、児童虐待防止法及び児童福祉法の改正法が2007年5月に 成立し、以下の措置が講じられたところである(2008年4月施行)。

- 従来の立入調査に加え、児童の安全確認等のため、裁判官の許可状を得た 上で、解錠等を伴う立入を可能とすること
- ② 保護者に対する面会・通信の制限を強化するほか、都道府県知事が保護者に 対し児童へのつきまといや児童の住居等付近でのはいかいを禁止できること とし、当該禁止命令の違反につき、罰則を設けること
- ③ 保護者が指導に従わない場合に、一時保護、強制入所を行うなどの措置を講じる旨を明確化すること等

(人身取引対策のための関係法律整備)

20. 我が国は、児童を含む人身取引対策に関して、人身対策の防止・取締・被害 者の保護に関する人身取引対策行動計画を策定し(2004年12月)、関係省庁が連 携をとりながら取り組んできたところである。同計画に基づき、2005年6月には刑法 を改正し(7月施行)、人身売買罪を新設するなどするとともに、出入国管理及び難民 認定法を改正し(同年6月成立、7月施行)、人身取引等の被害者については、売春 等の業務に従事するなどしていても退去強制等の対象とならないようにするなど法整 備を行った。また、人身取引の被害者である外国人女性が、風俗営業や性風俗関連 特殊営業において売春の強要等の搾取を受けている状況に対処するため、風俗営 業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(以下「風俗営業適正化法」という。) を改正して(2005年10月成立、2006年5月施行)、人身売買罪等を風俗営業の許 可の欠格事由に加えた。

C. 条約の国内法体系の中での地位

(憲法又は法律で挙げられる権利認定)

21. 第2回政府報告パラグラフ6(=第1回政府報告パラグラフ2、3)参照。

(条約と法律との関係)

22. 第2回政府報告パラグラフ7(=第1回報告審査児童の権利委員会からの質問 に対する回答2)参照。「武力紛争における児童の関与に関する児童の権利条約の 選択議定書」及び「児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利条約 の選択議定書」についても同様。

(裁判所等での条約の直接適用の可能性)

23. 第2回政府報告パラグラフ8参照。

D. 条約と国内法及び他の国際法との関係(第41条)

(児童の権利の実現に一層貢献する国内法)

24. 第2回政府報告パラグラフ9(=第1回政府報告パラグラフ4~8)参照。

25. 教育は児童の能力を伸長し、社会に適応する能力を持った人間を育てる大切 な活動である。政府は、教育基本法及び学校教育法の下に、教育の普及に鋭意努め てきたところであり、義務教育課程での就学率はほぼ100%に達している。教育基本 法では、個人の尊厳を重んじる教育の普及を謳っている。2006年12月に教育基本法 を改正したところであるが、これまでの基本法に引き続き、教育を行うにあたり個人の 尊厳を重んずる事を規定している。

E. 条約の原則及び規定が司法決定の際に適用された例

26. 我が国の裁判に関連して、条約の原則及び規定が司法決定の際に直接に適 用された例は見当たらない。

F. 条約で認められた児童の権利が侵害された場合の救済措置

27. 法務省の人権擁護機関では、人権相談所や「子どもの人権110番」といった 専用相談電話を設け、児童に対する暴力を含めた相談を受け付けている。

28. また、児童の権利が侵害された旨の申告があった場合や、相談、情報等により 事件の端緒となる事実に接したときは、人権侵犯事件としてその事実関係を調査し、 虐待等の人権侵害の事案が明らかになった場合には、(加害者に対して、そのような 行為を止めるように説示し、児童を保護する立場にある者に対して、必要な措置をと るように求めるなど、)事案に応じた様々な措置を講じて被害児童を救済するとともに、 関係者に対して人権思想の啓発を行うなどして児童に対する権利の侵害の再発防止 に努めている。また、児童虐待防止を目的とする市町村地域ネットワーク等との連携 を深め、より実効的な救済を図っている。

29. なお、子どもの人権専門委員については第2回政府報告パラグラフ12参照。2 005年度には、子どもの人権問題により適切に対処するため増員し、2005年7月1 日現在、全国で954名配置されている。

30. また、個別の分野における権利侵害に対する行政上の具体的な救済措置については、本報告各章における記載のとおり。

G. 児童の権利実現のための国内行動計画等、条約の枠組みの下での児童に係る 包括的な国家戦略の策定

(子どものための世界サミット、児童の商業的性的搾取に反対する世界会議に関する 取組)

31. 我が国は、1990年9月に開催された「子どものための世界サミット」において 採択された「世界宣言を実施するための行動計画」に基づき、1991年12月に国内 行動計画を作成。また、2001年9月の「「子どものための世界サミット」フォローアッ プ特別総会」のために「子どものための世界サミット」以降の我が国の取組につきレビ ューすることを目的として国別報告書を作成した。さらに、1996年8月にストックホル ムにて開催された「児童の商業的性的搾取に反対する世界会議」において採択され た「宣言」及び「行動計画」に基づき、2001年2月に、我が国は、「児童の商業的性的 搾取に対する国内行動計画」を策定、2004年11月に開催された「第2回児童の商 業的性的搾取に反対する世界会議」のフォローアップ会合のために、同国内行動計 画の進捗状況に関する報告書を作成した。

(青少年育成施策大綱の策定)

32. 2003年12月、青少年の育成に係る政府の基本理念と中長期的な施策の方 向性を示し、保健、福祉、教育、労働、非行対策などの幅広い分野にわたる青少年育 成施策を総合的かつ効果的に推進するため、政府は内閣総理大臣を本部長とする 青少年育成推進本部において「青少年育成施策大綱」を決定した(策定の経緯等に ついてはパラグラフ36参照)。政府においては、本条約に示された青少年の人権の 尊重及び擁護の促進の観点も踏まえ、大綱に基づく施策を推進しているところであ る。

8

(教育再生会議の設置)

33. 2006年10月、教育の再生のための抜本的な施策を幅広い観点から検討す る教育再生会議を設置した。教育再生会議では、すべての子どもに高い学力と規範 意識を身につける機会を保障するため、公教育の再生や、家庭・地域の教育力の再 生について検討を行っている。2007年1月には第一次報告、同年6月には第二次報 告が提言され、上記報告に基づく施策を推進しているところである。

(「子どもと家族を応援する日本」重点戦略の策定)

34. 2006年6月、少子化対策の抜本的な拡充、強化及び転換を図るため、少子 化社会対策会議において「新しい少子化対策について」を決定し、2007年度予算に 反映された。さらに、「日本の将来推計人口(2006年12月推計)」において、今後、 一層少子高齢化が進むとの厳しい見通しが示されたことを踏まえ、国民の結婚や出 産に関する希望が実現するには何が必要であるかに焦点を当て、効果的な対策の 再構築及び実行を図るため、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略を策定するこ ととし、本年6月に中間報告を取りまとめた。今後、具体的施策についての検討を進 め、税制改正等の議論を見極めつつ、2007年末を目途に、重点戦略の全体像を取 りまとめることとしている。

H. 条約実施等のための国内機構

(a)条約の各分野の所轄官庁及びその活動調整、進捗のモニターのための措置 35. 第2回政府報告書パラグラフ19(=第1回政府報告書パラグラフ26)のとおり、 児童に関する施策は、保健、福祉、教育、非行対策等の幅広い分野にわたっており、 関係する行政機関は多数に及んでいる。このため我が国では、児童を含めた青少年 に関する施策を政府全体として総合的かつ効果的に推進するために、内閣府におい て関係省庁の施策の総合調整を行っている(第1回報告書審査児童の権利委員会 からの質問に対する回答B5参照)。

36. 2003年6月には、関係行政機関の緊密な連携をより高いレベルで図りつつ、 青少年育成施策を一層強力に推進する体制として、内閣に内閣総理大臣を本部長と し、全閣僚を構成員とする「青少年育成推進本部」が設置された。また、青少年育成 及び少子化対策を担当する内閣府特命担当大臣が置かれており、この特命担当大 臣の主宰により、同本部の副本部長(青少年育成に特に関係の深い大臣により構 成)からなる会議を適時適切に開催すること等により、一層の連携強化を図っている。 さらに、2003年12月には、同本部において青少年の育成に係る政府の基本理念と 中長期的な施策の方向性を示す「青少年育成施策大綱」が決定された。 37. 以上の体制の下、現在政府においては、本条約及び政府報告書に対する児 童の権利委員会の最終見解にも留意しながら、青少年育成施策を総合的に推進して いるところである。なお、青少年育成施策大綱に基づく施策の実施状況については 「青少年白書」等を通じて公表していくとともに、今後青少年育成推進本部を中心にフ ォローアップ等を実施し、2008年を目途に同大綱の見直しを行う予定である。また、 第2回政府報告に対する児童の権利委員会の最終見解については、各種条約の実 施を担当する外務省と内閣府との連携の下、勧告事項への政府の対応状況を随時 取りまとめ、フォローしている。

38. 条約履行を実質的に監視するためのメカニズムについては、第2回政府報告 パラグラフ21(=第1回報告審査児童の権利委員会からの質問に対する回答6)参 照。

(b)中央当局と地方当局の間の調整のための措置

(国と地方自治体との連携の確保)

39. 第2回政府報告パラグラフ22~24及び第1回政府報告書審査児童の権利委 員会からの質問に対する回答4参照。

(地方自治体における子どもの権利に関する条例の制定)

40. 本条約を踏まえて、地方レベルにおいても、条約上に規定されている子どもの 意見表明の権利や社会参加、権利救済等を盛り込んだ条例を制定する地方自治体 が現れている。内閣府の把握している限りで、このような子どもの権利に関する条例 を制定している地方自治体は10団体、現在策定作業中である地方自治体は18団 体となっている(2006年1月現在)。

(c)児童の権利推進等のための政府機関及び当該機関とNGOとの関係

41. 児童の権利の推進については、それぞれの省庁が各種施策の下で実施して おり、関連機関とも各省庁がその責任において連携を図っている。

42. 青少年相談機関については、第2回政府報告パラグラフ26(=第1回政府報告パラ28)参照。

43. 条約の効果的な実施のためには、社会全体による取組みが必要であるところ、 市民社会において行われている児童の権利の尊重及び保護の促進を目的とした 様々な活動は、条約の実施に資するものとして、政府としてもその重要性を十分に認 識している。また、政府としては、民間団体と協力し、民間団体の専門性を活用して 条約を効果的に実施するよう努めている。かかる例としては、次のようなものがある。 (1)条約に関する市民・NGOとの意見交換会

従来から、外務省は、児童の権利条約に関する政府の取組みに関心を有する市民・ NGOと意見交換する場を設けてきている。また、政府報告作成の過程においても、こ うした市民・NGOから広く意見を聴く場を設け、必要かつ適当と判断される場合には、 これを政府報告に反映するよう努めている。

(2)児童の権利条約批准10周年シンポジウムの国連児童基金(UNICEF)との共催 また、外務省は、2004年1月に行われた我が国の第2回政府報告に対する児童の 権利委員会による審査のフォローアップとして、2004年3月、児童の権利条約批准 10周年シンポジウムをUNICEFとの共催により開催し、特に本条約の意義や目的に ついて国民一般に広く周知するとともに我が国の児童をとりまく問題について様々な 立場にある関係者と議論した。

(3) 児童の商業的性的搾取からの保護のための協力

我が国は、児童を性的搾取や虐待から保護するため、財団法人日本ユニセフ協会や ECPAT等の関係NGOと協力しつつ、児童買春の根絶を訴える啓発活動を行ってき ている。2001年12月には、日本政府、UNICEF、NGOである国際ECPAT及び児 童の権利条約NGOグループの共催により、横浜に於いて「第2回児童の商業的性的 搾取に反対する世界会議」が開催された。会議の実現に向けて、国際ECPATと緊密 に協力した日本ユニセフ協会が、会議前に子ども向けセミナーを開催し、子どもの参 加を可能とした。2003年2月に外務省が東京に於いて開催した「児童のトラフィッキ ング問題に関する国際シンポジウム」の準備に際しても同協会や関係NGOと協力し た。また、外務省は、2005年3月にECPAT日本支部が開催した「インターネットにお ける児童ポルノの被害に関するシンポジウム」を後援するとともに、講演者を訪日招 聘する等の協力を行った。また、警察では、2002年から毎年、児童の商業的・性的 搾取問題に取り組んでいる東南アジア各国の警察・司法機関及びNGOの代表者等 を我が国に招へいして、「東南アジアにおける児童の商業的・性的搾取対策に関する セミナー及び捜査官会議」を開催(2005年11月で4回目)し、東南アジアにおける児 童の商業的・性的搾取及び被害児童の保護等を含む取組み状況等について意見交 換を行っている。

(4)開発途上国援助を行うNGOとの協力

我が国は、開発途上国における教育及び母子保健等の児童の福祉に資する事業に 従事するNGO、地方公共団体、教育機関、医療機関等体の活動に対し、日本 NGO 支援無償資金協力や NGO 事業補助金等の制度、草の根・人間の安全保障無償資 金協力を通じて、プロジェクトに対する支援を行っている。

(5)児童虐待対策等児童の人権保護をめぐる関係者との連携

11

第2回政府報告パラグラフ27(2)参照。

子どもに関する家庭等からの相談に応じ、子どもが有する問題、置かれた環境の状況等を的確にとらえ、個々の子どもや家庭に最も効果的な援助を行い、子どもの福祉を図るとともに、その権利を擁護することを目的とする行政機関として児童相談所があるが、子どもや家庭に対するきめ細やかな支援、効果的な対応を図るためには民間団体等種々の分野の機関とも連携を図る必要がある旨、「児童相談所運営指針」において各都道府県等に通知している。児童虐待の早期発見・早期対応を図るため、児童虐待に関係する省庁及び関係団体等が一堂に会し、虐待に関する通報・情報提供の促進と関係団体等との連携強化など、総合的な取組を進めるための「児童虐待防止対策協議会」を設置している。また、地域の関係機関(保健、医療、福祉、教育、警察、司法等の団体などにより構成)が子ども等に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していくための市町村における要保護児童対策地域協議会(虐待防止ネットワーク)の設置促進を図っている。

(d)オンブズマン等児童の権利擁護のための独立した機関

(国内人権機構の設置)

44. 第2回政府報告パラグラフ28参照。

45. 2002年3月に、国会に提出された人権擁護法案においては、人権委員会は、 国家行政組織法第3条第2項に基づく独立の行政委員会として設置され、委員長及 び委員の任命方法、身分保障、職権行使の独立性の保障等により、その職権行使に 当たっては内閣や所轄大臣等から影響を受けることのないよう、高度の独立性が確 保されており、また、その所掌事務として、人権救済事務とともに人権啓発事務を扱う ほか、政府及び国会に対する意見提出権を有していたことから、パリ原則の趣旨に 沿った国内人権機構と評価し得るものと考えている。同法案は、2003年10月、衆議 院の解散によって廃案となったが、現在、同法案について検討を進めている。

(地方自治体におけるオンブズマンの設置)

46. 本条約を踏まえて、子どもがいじめや体罰、虐待等により権利を侵害された場合にこれを救済するための独立した第三者機関を設置する地方自治体が現れている。 2006年1月現在、子どもを対象とするいわゆるオンブズマンを設置している地方自 治体は、内閣府が把握している限りで5団体となっている。

(e)統計の収集·整備等

47. 第2回政府報告パラ29(=第1回報告審査児童の権利委員会からの質問に 対する回答5)、第2回報告審査児童の権利委員会からの質問への回答B3参照。 48. 政府においては、青少年施策関係予算額を毎年度取りまとめているほか、児 童を含む青少年の現状について、人口、健康と安全、教育、労働、非行等問題行動 など幅広い分野のデータを体系的に収集・整理しており、「青少年白書」等の政府刊 行物や各種レポート、ホームページ等を通じて公表している。これらのデータの収集 を通じて青少年の置かれている状況を適切に把握し、各種施策の企画・立案等に活 用している。

(f)条約実施状況の定期的評価のための措置

49. 条約の実施状況を定期的に評価するための措置はとっていないが、第2回政府報告に対する児童の権利委員会からの最終見解については勧告事項に対する政府の取組み状況を2004年7月及び2005年3月にそれぞれとりまとめ、関心を有する国会議員やNGOに対して報告する等、フォローアップを行っている。

I. 進捗状況を評価するためにNGO等の市民社会と協力してとられたイニシアティブ 50. パラグラフ49で述べたとおり、政府は、2004年7月及び2005年3月に、第2 回政府報告に対する児童の権利委員会最終見解に対する進捗状況をとりまとめ、2 004年7月及び2005年9月に開催した国会議員・関係省庁・市民 NGO との意見交 換会にて報告するとともに、同進捗状況につき意見交換を行った。

J. 利用可能な手段の最大限の範囲内でとられた児童の経済的、社会的、文化的権利を実現するための措置

(児童のための社会的支出に向けられた予算)

51. 2006年度の我が国政府の一般会計予算(国債費を除く。当初予算ベース)は 46兆3660億円であり、この7. 1%を占める約3兆3098億円が青少年関係予算に 割り当てられており、この条約に掲げられている児童の権利の実現に必要な資源が 適正に配分されていると考えている。このうち、健康関連分野では、健康増進および スポーツ普及振興、母子保健対策のために約157億円が、教育関連分野では、学 習活動の奨励、家庭教育の振興、学校教育関連施策、青少年の職業訓練等のため に約1兆8566億円が、福祉関連分野では、保育対策、母子福祉対策、心身障害児 対策、児童手当、児童福祉施設整備等のために約5461億円がそれぞれ割り当てら れている。なお、以上の予算額は、児童を含む青少年の育成に直接的あるいは間接 的に関わるものとしてまとめた予算である。また、その中には、全ての年齢者を対象 としており青少年に関する予算部分を切り分けることが困難な予算を含んでいる。 52. 地方公共団体の予算については、政府としてその全てを把握してはいないが、 より現場に近い地方公共団体においても中央省庁における予算措置と同様、児童の 権利条約第4条の趣旨に鑑み、児童のために利用可能な最大限の資源配分がなさ れているものと承知している。

(児童関連予算の動向)

53. 内閣府が取りまとめている前述の「青少年施策関係予算」の動向は下表のとおりである。

(資料)青少年施策関係予算

単位:(千円)

年度	予算額(当初予算)(国債費を除く)	青少年施策関係予算	割合(%)
2001	65,481,845,457	5,373,492,321	8.2
2002	64,558,780,945	5,298,962,101	8.2
2003	64,991,008,956	5,064,419,310	7.8

2004	64,542,344,348	4,024,749,000	6.2
2005	63,740,743,212	3,500,660,000	5.5

*上記予算の額及び割合は、以下の理由により単純な経年比較を行うことはできない。

①2004年より予算の集計方法を変更しているため、2003年までのデータと2004年以降のデータには連続性がない。

②現在我が国においては、国から地方への補助金削減及び税源移譲を段階的に進めている。これに伴い、青少年関係施策の中には、上記国の一般会計予算に計上されなくなったものがある。

③②に関連して、国から地方への補助金の統合等により青少年施策関係予算に該 当する額が算出できなくなり、上記予算に計上していないものがある。

(予算決定における「児童の最善の利益」への考慮)

54. パラグラフ52-53参照。

55. 我が国で進行している少子化の流れが、子どもの健全な成長へ悪影響を与え うるおそれがあること等に鑑み、現在、2005年度から始まる5か年計画「子ども・子 育て応援プラン」に基づき各般の取り組みを進めている。同プランには、直前の5か 年計画である「新エンゼルプラン」でも取り組んできた、保育サービス等子育て支援サ ービスの充実や仕事と子育ての両立のための雇用環境の整備などを一層充実させ 盛り込んでおり、このプランに基づき、多様な保育サービスの充実や放課後児童クラ ブの推進など、児童と家庭関連に重点的な予算配分を行っている。

(社会サービスの提供に関連し、地域・グループ間の不均衡の是正)
 56. 「子ども・子育て応援プラン」に基づき、保育所の受入れ児童数の拡大や延長保育、休日保育の推進、放課後児童クラブの推進など子育て支援サービスの充実等の取り組みにより、全国的な子育て支援策の質及び量の拡充を図っている。

(児童の経済政策から受ける不利な影響からの保護)

57. 我が国では、児童の養育に係る社会給付として、児童手当と児童扶養手当が ある。児童手当制度は、児童の養育に伴う家計の負担を軽減し、家庭生活の安定に 寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成と資質の向上に資することを 目的として、1972年度から実施されている。本制度については、2004年、最近の 出生率の低下など、児童や家庭を取り巻く環境の変化を踏まえ、子育て家庭の経済 的支援を目的として、支給対象年齢を小学校第3学年修了前(9歳到達後最初の年 度末まで)に拡大する改正が行われた。児童扶養手当制度は、離婚による母子世帯 等、父と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進 に寄与するため、当該児童について実施されている。

(資料)

(児童手当概要)

支給対象児童	第1子以降の児童
支給期間	小学校第3学年修了前の児童
手当額(月額)	第1子、第2子 5,000円
	第 3 子以降 10,000 円
所得制限	415 万円(4 人世帯・所得ベース)
特例給付	所得制限により手当を受けられなくなる被用者又は公務員のうち、
	所得が一定額以上の者について、事業主又は所属庁等の負担に
	よる児童手当と同額の給付が行われる。所得制限は 574 万円(4
	人世帯・所得ベース)
支給対象児童数	9,644,674 人(2005 年 2 月末日現在)

(児童扶養手当概要)

支給対象児童	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童(障
	害児の場合は 20 歳未満)を監護、養育している生別の母子世帯
	の母又は養育者

手当額(月額)	児童 1 人の場合			
	(全部支給)41,880 円			
	(一部支給)41,870 円から 9,880 円			
	児童 2 人の場合 5,000 円加算			
	児童 3 人の場合 1 人につき 3,000 円加算			
受給者数	911,852人(2006年3月末日現在、速報値)			

58. 困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対する一般法とし て生活保護法があり、保護は、世帯を単位として、厚生労働大臣の定める基準により 測定した需要に収入等が不足する部分を補う程度において行われる。生活扶助は、 衣食その他日常生活の需要を満たすために必要なものの範囲内において、住宅扶 助は、住居、補修その他住宅の維持のために必要なものの範囲内において、金銭給 付又は必要があるときは現物給付によって行われる。

K. 条約の実施を確保するための国際協力

(UNICEF を通じた協力)

59. UNICEF は、世界の児童の救済及び児童の権利の保護促進を推進する中核 的な国連機関であり、児童の権利条約をその活動の理念としている。我が国は、 UNICEF の活動を従来から積極的に支援してきており、2004年の我が国の UNICEF に対する拠出実績は約1億5600万ドル、2005年の支援実績は約1億8400万ドル である。

(分野毎資金協力)

60. 我が国は、社会開発部門の援助に積極的に取り組んでおり、2005年の実績 では、二国間ODAの20.0%が充てられている。

(1)教育

61. 我が国は、個人の能力を伸ばし、国造りを支援するため教育支援を重要と位 置づけ、ODA大綱及び中期政策に基づき、教育を重点課題の一つとして国際協力を 実施しており、2004年の実績は、無償資金協力、有償資金協力、技術協力を含め、 計約904百万ドルであり、これは二国間ODAのうち5.1%を占めている。

62. 児童の教育の促進については、児童の権利条約に定められている教育につい ての児童の権利の保護、及び、「2015年までの初等教育の完全普及」等を含む、 「万人のための教育(Education for All)ダカール行動の枠組み」(2000年4月の世界

教育フォーラムにおいて採択)や教育分野に関するミレニアム開発目標(MDGs)を実 現するため、また、我が国としても「米百俵」の精神*(*将来に向けた教育への支援 の重要性をテーマとした逸話に基づく)を基に、教育を国づくりの根幹としてきた経験 を活かし、教育支援の強化に取り組んでいる。具体的には、低所得国に対し5年間で 2,500億円以上のODAを教育分野に支出することとした他、2002年6月のカナナ スキス・サミットにおいて、開発途上国のダカール行動の枠組み実現を支援するため に、「成長のための基礎教育イニシアティブ(BEGIN: Basic Education for Growth Initiative)」を発表した。我が国は、「BEGIN」に基づき①基礎教育の「機会」の確保に 対する支援、②教育の「質」の向上への支援、③教育の「マネージメント」の改善を重 点分野として、開発途上国の「万人のための教育」の達成に向けた努力を支援してい る。具体的には、学校建設や修復、理数科を中心とした教員訓練、子どもを中心に据 えた授業法の開発と普及、地方教育行政の能力強化等を行い、2003年度には、二 国間ODA及び国際機関信託基金等を活用し、基礎教育分野で約419億円の支援を 行った。同実績には、紛争や災害からの復興時における児童の教育の機会を提供す るため、イラクやアフガニスタンにおいて、ユニセフが支援する「Back-to-School Campaign」等への支援も含まれている。

63. さらに、我が国は、国際連合教育科学文化機関(UNESCO)を通じ、次のとお り教育分野での協力を実施している。①アジア・太平洋地域の非識字者への教育の 普及と初等教育の完全普及を支援する「教育の完全普及に関するアジア・太平洋地 域事業計画(APPEAL)」に対する識字教育信託基金(2001年度4,440万円拠 出)及びコミュニティ識字センター信託基金(2001年度2,087万円拠出)、これら2 つの信託基金を統合した万人のための教育信託基金(2002~2005年度合計4億 1,100万円拠出)。②各国間の教育協力を強化し、開発途上国が教育制度・内容・ 方法を自ら発展できるように支援する「アジア・太平洋地域教育開発計画(APEID)」 に対する巡回講師団信託基金(2001年~2005年度合計7,085万円拠出)。③エ イズ予防に関する教育事業への支援としてのエイズ教育特別信託基金(2001年~ 2005年度合計3,508万円拠出)。④持続可能な開発のための教育に関する事業 への支援としての持続可能な開発のための教育信託基金(2005年度2億円拠出) 等への拠出。

64. また、我が国は、人材の育成が途上国の持続的開発にとって必要不可欠であるとの観点から、ユネスコに人的資源開発信託日本基金(2000年設置、累積拠出 額約40百万ドル)を設置している。これを通じて、万人のための教育(EFA)ダカール 行動枠組みの実現や「教育」分野のミレニアム開発目標(MDGs)の達成も目的の一 つとして、積極的な支援を実施してきている。アフガニスタン他で識字教育事業を実 施しているほか、多数のアフリカ、中南米諸国において初等中等などの基礎教育支援(特に、教師へのトレーニングや HIV/エイズ予防教育等)を実施している。

65. また、文部科学省では、文部科学大臣の決定によって設置された有識者による懇談会である「国際教育協力懇談会」の最終報告書(2002年7月)を踏まえ、次のような取組を行っている。「拠点システム」構築事業*(*大学やNGOなどが協力して日本の国際教育協力の経験やノウハウを体系化し、国内サポート体制を強化するもの)では、我が国の初等中等教育分野において蓄積された経験を用いて教育協力モデルの開発等を行っており、青年海外協力隊として派遣される現職教員の活動等に役立てている。

66. 青年海外協力隊については、我が国の教育経験を活かした協力を促進するため、2001年度に青年海外協力隊「現職教員特別参加制度」を創設し、現職教員の参加促進のための措置を講じている。また、我が国の知的資源である大学の国際貢献を推進するため、2003年から「国際開発協力サポート・センター」プロジェクトの活動を開始した。さらに、アフガニスタンをはじめとする紛争終結後の国々に対しては、文部科学省内にプロジェクトチームを設置して、かかる課題について幅広く検討している。

(2)保健

67. 我が国は、保健医療分野・人口分野において、感染症対策、母子保健、人口・ 家族計画、ポリオ根絶への取組などを通じて、子どもへの支援を進めている。

68. 2000年の九州・沖縄サミットに際して発表された「沖縄感染症対策イニシアティブ(Infectious Diseases Initiative :IDI)では、HIV/エイズや結核、マラリア、寄生虫、 ポリオ対策を中心に5年30億ドルの支援を実施することを表明し、IDIの下で58億ド ルにのぼる援助を行った。IDIの終了を受けて2005年6月に発表された「保健と開発 に関するイニシアティブ(Health and Development Initiative : HDI)」では、人間の安全 保障と横断的取組を重視しつつ、保健関連 MDGs達成に向けた包括的な貢献を行っ ていく旨表明している。具体的には、乳幼児死亡率や妊産婦死亡率の改善に資する 母子保健への取組や、HIV/エイズ、マラリア、結核、ポリオを含むその他の感染症 対策支援等、MDGs達成に向けた直接的な貢献を行いつつ、保健医療システムの構 築や人材育成、水・教育・インフラ等関連分野への支援などの横断的取組を連携して 行うことで、保健医療の基盤強化を含む包括的支援を目指す。

18

69. また、国連人口基金(UNFPA)及び国際家族計画連盟(IPPF)を通じ、産前産 後の母子の健康、家族計画を含むリプロダクティブ・ヘルス分野での取組を支援して いる。我が国は、2000年に草の根レベルでの HIV/エイズ予防支援を目的として IPPF に「日本 HIV/エイズ信託基金」を設置し、2005年までに累計約608万ドルを 拠出している。この基金により、例えば中国では、農村部の若者約45万人に HIV/ エイズ予防の情報や知識を提供したり、ケニアでは、学校における HIV/エイズ・サー ビスを支援するための教育省担当官・児童の保護者向けのアドボカシー活動等を実 施している。

70. 2000年7月の九州・沖縄 G8サミットで、森前総理が感染症対策の重要性を 提唱し、これがきっかけとなり、感染症対策のための基金設立構想が生まれた。国連 エイズ特別総会、ジェノバサミットを経て、2002年1月、世界エイズ・結核・マラリア対 策基金(世界基金)が設立された。我が国は、世界基金に対しこれまでに総額3億46 50万ドル(2006年1月)現在)を拠出しているとともに、理事会の運営にも積極的に 参加している。また、2005年6月末、小泉総理は世界基金への拠出を増額し、当面 5億ドルの拠出を行う旨誓約した。また、エイズ対策については、我が国は国連合同 エイズ計画(UNAIDS)設立以来、総額約 5,270 万ドルを拠出し、途上国のエイズ対策 への支援を行っている。

(3)ジェンダー

71. 我が国は、ジェンダー問題に対して、これまで1995年に「途上国の女性支援 (WID)イニシアティブ」を策定して以降、女性の教育・健康・経済社会活動への参加の 3分野を中心として、ジェンダー関連の課題を解決するため積極的に支援に取り組ん できている。1996年から2003年までの8年間の実績では年間平均約9億ドルを超 える開発援助を実施している。

72. 近年、開発途上国の女性を取り巻く状況は変化しており、開発プロセスにおけ るジェンダー主流化の重要性に対する認識は強まってきている。そのため、我が国は ODA におけるジェンダーに対する取組を一層強化するため、WID イニシアティブを抜 本的に見直し、2005年3月に「ジェンダーと開発(GAD)イニシアティブ」を策定した。 GAD イニシアティブは、我が国の ODA におけるジェンダー主流化のための基本的な アプローチを明確にするとともに、ODA 大綱の重点課題である貧困削減、持続的成 長、地球的規模の問題への取組、平和の構築について、ジェンダー主流化の視点に 立った具体的取組を包括的に示すものである。今後、我が国は開発途上国のジェン ダー平等と女性のエンパワメントを目指す取組に対する支援を一層強化していく考え である。 73. また、我が国は、国連開発計画(UNDP)を通じて、ジェンダーの視点を取り入 れた開発援助を実施している。我が国は、1995年、途上国の女性支援を目的として UNDP に WID 基金を設置し、2003年にパートナーシップ基金として整理統合される までに、総額で約1,550万ドルを拠出している。WID基金は、ジェンダー平等及び女 性のエンパワメントを促進するプログラムを支援するもので、途上国の持続可能な人 間開発及び貧困削減の実現に貢献するものである。児童との関係では、例えば、グ アテマラにおいて、日本政府とUNDP が連携して、初等教育のジェンダー平等の達成 に向けて協力した事例がある。UNDP が WID 基金を活用して、女子教育支援プログラ ムを実施し、グアテマラ政府の方針に沿った教育制度改革、女子教育のための5カ 年戦略の政策策定を支援した。この方針に従って、我が国は、学校建設や現地語に よる教育手法の促進、人材育成のための研修等の現場に根ざした支援を実施し、こ の結果、グアテマラの初等教育におけるジェンダー平等に大きく貢献した。

(4)人間の安全保障基金

74. 現在の国際社会が直面する貧困・環境破壊・紛争・地雷・難民問題・麻薬・HIV /エイズを含む感染症等の多様な脅威に取り組む国連関係国際機関の活動に人間 の安全保障の考え方を反映させ、実際に人間の生存・生活・尊厳を確保するため、我 が国は国連に人間の安全保障基金を設置(1999年3月)した。同基金を通じて、教 育、トラフィッキング防止、HIV/エイズ対策等、児童の権利及び福祉の保護・促進に 貢献するプロジェクトを支援してきている。2001年から2005年までの間に実施した 主な児童関連プロジェクトは下記リストのとおり。

(5)NGO 等支援

75. 我が国は、日本 NGO 支援無償資金協力や NGO 事業補助金等の制度により、 母子の健康、福祉の向上、児童の教育の普及に広く裨益する医療保健、教育分野に おいて、途上国の草の根レベルでの支援活動を行っている我が国 NGO に対し資金 面での協力を行っており、これらの制度は NGO が被援助国において現地の住民に直 接裨益するきめ細かい援助を実施する上で大きく貢献している。我が国は2006年 度、日本 NGO 支援無償資金協力より428.10百万円(医療保健、教育関連事業の合 計)、2006年度 NGO 事業補助金(人材育成、保健衛生、医療事業の合計)では約3 3.7百万円の支援を行った。また、我が国は2005年度、開発途上国の現地NGO、 国際NGO等外国の団体に対し、草の根・人間の安全保障無償資金協力により、約1 43億円の支援を行った。

(資料)人間の安全保障基金 児童関連案件

20

Country	Title of Project	Total	Executing	Date of UN
国	プロジェクト名	budget(\$)	agency	approval
		金額	執行機関	承認年月
フィリピン	都市貧困層の児童虐待、搾取予防及び早期対	214, 747	UNICEF	2001.08
	策プロジェクト			
カンボジア	リスクにさらされたストリートチルドレンに	609, 248	UNESCO	2001.10
	対する非公式基礎教育及び職業訓練			
インドネシア	子ども及びコミュニティの能力強化のための	1, 007, 475	UNICEF	2002. 02
	学校及び授業改善プロジェクト:アチェ・マ			
	ルク・北マルク			
ベトナム・カンボジア	都市部において危機的状況にある若者への支	360, 628	UN-HABITAT	2002. 05
	援:若者の家			
アフガニスタン、インド、	思春期の女子、人身売買及びHIV/AID	1, 030, 000	UNDP	2002. 12
ネパール、バングラデシ	S対策:南アジアにおける対応強化			
ュ、パキスタン				
カンボジア、ベトナム	カンボジア及びベトナムにおける児童及び女	1, 214, 465	IL0	2003.04
	性のトラフィッキングのコミュニティ・レベ			
	ルでの防止			
ラオス	女子トラフィッキング防止のための女子教育	506, 669	UNICEF	2003.06
	及びコミュニティ開発			
カンボジア	カンボジアの地方における農村行動計画を通	1, 027, 425	UNICEF	2003. 11
	じた子どもの生存と発育プロジェクト			
ジンバブエ	HIV/AIDS予防の促進、HIV/AI	1, 030, 000	UNICEF	2003. 11
	DSに感染した子供と青年のケア			
タンザニア	非就学児童に対する基礎教育・エイズ対策及	711, 263	UNICEF	2003. 11
	び生活技能教育			
スワジランド	H I V 母子感染防止	1, 122, 722	UNICEF	2003. 12
カザフスタン、キルギス、	中央アジアにおける児童の保護	2, 160, 000	UNICEF	2004. 05
タジキスタン、トルクメ				
ニスタン、ウズベキスタ				
ン				
東チモール	東チモールにおける小学校教育の質の向上	1, 169, 964	UNICEF	2004. 11
アンゴラ	ウアンボ州及びカンザ・スール州のスクー	1, 138, 601	WFP	2005. 04
	ー ル・フィーディング等を通じての初等教育支			
	援計画			
コンゴ (民)		1, 063, 824	UNICEF	2005.09

年度	無償資金協力	円借款	技術協力(人)		
	(億円)	(億円)	研修員受入	専門家派遣	協力隊派遣
2000	272. 54 (25. 1)	15.08(1.7)	2, 184 (12. 5)	558 (16. 5)	243 (17. 7)
2001	218. 43 (20. 4)	0(0)	2, 286 (10. 9)	593 (18. 3)	187 (16. 4)
2002	195. 46 (19. 5)	0(0)	2, 515 (12. 8)	560 (20. 0)	197 (16. 0)
2003	214.06(25.9)	262. 18 (4. 7)	2, 397 (14. 7)	537 (18. 2)	198 (15. 1)
2004	243. 34 (30. 2)	92.09(1.4)	3, 303 (16. 4)	581 (13. 4)	267 (18. 8)
2005	213. 03 (25. 5)	18.05(0.3)	2, 405 (9. 8)	551 (15. 8)	301 (16. 7)

(資料)保健医療分野における援助実績及び教育分野における援助実績

※括弧内は、一般無償全体(債務救済無償、ノンプロ無償、留学生無償、草の 根無償を除く)に占める割合(%)

(資料)教育分野における援助実績

年度	無償資金協力	円借款	技術協力(人)		
	(億円)	(億円)	研修員受入	専門家派遣	協力隊派遣
2000	134. 54 (12. 4)	63. 47 (0. 7)	457 (2. 6)	283 (8. 4)	270 (19. 7)
2001	183. 54 (17. 2)	307. 22 (4. 6)	800 (3. 8)	184 (5. 7)	219 (19. 3)
2002	169. 76 (16. 9)	275.04(4.3)	2, 508 (12. 7)	204 (7. 3)	268 (21. 7)
2003	148.89(18.0)	344. 17 (6. 2)	549 (3. 4)	228(7.7)	258 (21.8)
2004	150. 57 (18. 7)	143. 58 (2. 2)	2, 128 (10. 6)	290 (6. 7)	304 (21. 4)
2005	140. 12 (16. 8)	231.70(4.1)	2, 279 (9. 3)	346 (9. 9)	361 (20. 0)

※括弧内は、一般無償全体(債務救済無償、ノンプロ無償、留学生無償、草の 根無償を除く)に占める割合(%)

(児童ポルノ国際データベース)

76. パラグラフ569参照。

(「子どもサミット」フォローアップ)

77. パラグラフ31参照。

L. 条約の広報(第42条)

(a) 条約の広報

(各国の言語等への翻訳及び在日外国人の多くが使用する言語への翻訳)

78. 第2回政府報告パラグラフ41参照。

(各種月間等を通じた広報)

79. 青少年育成施策大綱には、本条約に示されている青少年の人権の尊重及び 擁護の促進の観点も踏まえて施策を適切に推進すること及び本条約に関する広報啓 発活動を行い、正しい知識の普及を図ることを盛り込んでおり、政府においてはこの 大綱に沿って本条約についての広報・啓発を積極的に実施している。内閣府におい ては、「全国青少年健全育成強調月間」(毎年11月)において取り組む事項に本条約 の広報・啓発を盛り込むなど、関係各方面への広報・啓発を推進している。

80. 厚生労働省においては、児童福祉の理念の一層の周知と児童を取り巻く諸問 題に対する社会的関心の喚起を図るため、毎年5月5日から11日を「児童福祉週 間」として、その運動項目の1つとして「児童の権利に関する条約の普及啓発」を掲げ て当該条約の普及に努めている。

(ウェブを通じた広報)

81. 第2回政府報告パラ42参照。

82. 財団法人日本ユニセフ協会は、この条約の主体である児童のためにこの条約 を平易な日本語に訳しており、外務省キッズページからも同協会の該当ページにアク セスできるようにリンクを貼り付けた。

(出版物等を通じた広報)

83. 2004年5月、外務省が編集協力を行っている中学・高校生向けの出版物「世界の動き」(毎月2万部発行)に本件条約に関する記事を掲載。また、2005年3月には、我が国が締結した「武力紛争における児童の関与に関する児童の権利条約の選択議定書」及び「児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利条約選択議定書」の全文を追加した児童の権利条約リーフレットを2万部作成し、関係方面に配布中。

84. 内閣府においては、第1回政府報告に対する児童の権利委員会最終見解の 出された1998年以降、本条約の概要及び委員会最終見解全文を毎年「青少年白 書」に掲載している。また、最近においても、都道府県・指定都市青少年行政主管課 長等会議において条約のリーフレットを配布するなど周知を図っている。

85. 法務省の人権擁護機関では、2005年に、条約の内容を子どもに理解できる ように分かりやすく説明したパンフレット「児童の権利に関する条約(子どもの権利条 約)と子どもの人権」を10万部作成して、学校等を通じて児童・保護者などに配布して いるほか、児童の権利に関する条約を扱った啓発ビデオ「私たちの人権宣言 転校 生はおばあちゃん!?」を企画製作の上、全国の法務局・地方法務局及び自治体等 に配布し、周知を図っている。

(イベントを通じた広報)

86. 我が国は、2004年3月には、関係国会議員や、児童専門家、著名人等を招き 児童の権利条約批准10周年シンポジウムを開催し(参加者約3,000名)、幅広い 層に対して児童の権利条約の精神を周知し、理解の深化を図った。

87. 児童の権利委員会委員を招く市民 NGO が開催する児童の権利条約に関する イベントに対して、外務省は後援提供等の形で協力してきている。2005年10月には、 外務省は、児童の権利委員会を迎えての国会議員・省庁・市民 NGO の児童の権利 条約に関する意見交換会を市民・NGO とともに開催した。

(b)学校教育のカリキュラムへの反映

88. 学校においては、この条約等人権に関する国際法の意義と役割、基本的人権 の尊重、児童の成長や人間形成について指導することとなっている。2003年に一部 改正した学習指導要領においても、総則に「人間尊重の精神と生命に対する畏敬の 念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活に生か」すことを掲げるなど、各 教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間の特質に応じて、学校の教育活動全体 を通じて人権に配慮した教育を行うことを一層推進することとしている。例えば、小学 校の社会科、中学校の社会科(公民的分野)、高等学校の現代社会、政治・経済、 小・中学校の道徳などにおいて、基本的人権の尊重や人権に関する国際法の意義、 差別をしないことなどについて取り扱うこととされている。

(c)児童と係わる公務員等への条約に関する教育

(教員)

89. 現職教員の研修については、都道府県教育委員会等において、法定研修であ る初任者研修をはじめ、経験年数に応じて行われる教職経験者研修等の機会に人 権に関する内容の研修を実施している。また、国が実施する研修を実施している独立 行政法人教員研修センターにおいても、学校教育における人権教育の一層の充実を 図るため、各都道府県市において中心的役割を果たす教職員を対象に人権に関す る内容の研修を実施している。

(児童福祉関係職員)

90. 児童福祉の中心的行政機関である児童相談所の児童福祉司等に対しては、 各種研修機関が実施する初任者研修等において条約の趣旨等についての周知を推 進するとともに、児童虐待等の児童問題に対応するための研修を、「子どもの虹情報 研修センター」等で実施している。保育所の設置者(地方自治体、社会福祉法人等) に対しては、職員への条約の原則及び規定についての研修を実施するよう指導して いる。また、保育士等保育所職員を対象とした研修を行っている団体に対しては、条 約の原則及び規定に関する研修を実施するよう指導している。児童自立支援専門員 その他社会福祉に従事する職員等に対しては、国立武蔵野学院附属児童自立支援 専門員養成所において、養成研修及び現任訓練研修を行っており、その中では条約 の趣旨等についても周知を図っている。

(警察官等)

91. 警察では、警察学校において、新たに採用された警察官や昇任した警察官に 対し、児童の権利等各種人権に関する教育や少年の保護活動等に関する教育を行 っているほか、少年警察活動に従事する警察官や少年補導職員等に対し、児童の権 利の擁護に配意した適正な職務執行を期するための専門的な教育を行っている。ま た、拘禁する施設で勤務する職員に関しては、各級警察学校において、留置業務担 当者を対象に、条約の原則及び規定に則した指導等を実施している。さらに、警察署 等の職場において、グループ討議等を通じて、児童の権利等に配意した適正な職務 執行を期するための教育を行うよう指示している。

(検察官)

92. 検察官については、その経験年数等に応じた各種の研修において、児童に対する配慮及び国際人権関係条約等をテーマとした講義を実施するなどし、条約内容の周知が図られている。検察官については、その経験年数等に応じて、各種研修を実施しているところ、その成果は、研修を受けた職員の職務執行に反映されていると考えており、児童の権利に対する意識の一層の向上が図られている。

(裁判官等)

93. 裁判官については、最高裁判所において、条約の批准に際し、通知「児童の権利に関する条約の公布及び効力の発生について」を高等裁判所、地方裁判所及び 家庭裁判所宛てに発出するなどして、裁判官等の関係者に対する周知を図っている ほか、司法研修所における裁判官に対する研修において、少年事件や子の監護を巡 る諸問題に関する共同研究や、少年院における処遇の現状と課題に関する講義など、 児童の権利、保護及び福祉に関する諸問題を取り上げたカリキュラムが行われてお り、その中で、児童の権利に関する理解を深めているものと承知している。また、裁判 官、検察官及び弁護士になるいずれの者も、原則として、司法研修所において司法 修習を受けた後、法曹資格を取得するが、この司法修習においても、児童の人権に 関する講義を行い、本条約の実施やその内容、趣旨についても言及しているほか、 少年事件や子の監護が問題となる事件を取り上げたカリキュラムを実施しており、児 童の権利、保護及び福祉について学ぶ機会を設けているものと承知している。今後と も、最高裁判所において、様々な機会を通じて、条約の一層の周知が図られるものと 期待している。

(矯正職員)

94. 矯正施設の職員については、矯正研修所及び同支所(全国8か所)等の各種 研修において、「児童の権利に関する条約」等被収容者の人権に関する国際準則に 係る研修科目を受講させるなど研修を実施し、条約内容等の周知を図っている。 例えば、少年院及び少年鑑別所の法務教官や少年鑑別所の鑑別技官については、 矯正研修所支所で新規採用時に実施される研修において、児童の権利に関する条 約及び「北京ルールズ」等を含む矯正関係国際準則に関し受講するほか、研修科目 の一部に心理学、教育学及び社会学(合計30時間)が設けられており、これら科目 の中で児童発達についても学んでいる。

(保護観察官)

95. 第2回政府報告パラグラフ49参照。なお、保護観察所が実施している保護司 に対する各種研修においても、少年に対する保護観察等の処遇の場面で、児童の人 権に配慮するよう啓発に努めている。

(人権擁護行政に携わる職員)

96. 人権擁護行政に携わる公務員の研修として、法務省では、全国の法務局及び 地方法務局職員に対し、本省において人権に関する専門科研修を毎年実施しており、 カリキュラムの中に児童の人権に関する科目を設けている。また、全国の法務局及 び地方法務局においても、人権擁護行政に携わる職員を対象として、人権実務研修 を実施しており、その中で本条約を始めとする児童の人権に関する講義が行われて いる。このほか、法務省では、地方公共団体の人権啓発担当部局の職員に対し、人 権啓発指導者養成研修会等を実施しており、児童の人権及び本条約についての講 義を行っている。

97. 外務省では、人権問題の国際的な取組の重要性にかんがみ、新人職員及び 在外公館に勤務予定の各省庁職員を対象に実施する各種研修において、主要人権 条約の趣旨を含む人権に関する講義を実施している。 (入管職員)

98. 入国管理局関係職員に対しては、各種研修プログラムの中で、外部講師(大学教授等)等により、児童の権利条約を含む人権関係条約等の教育を行っている。

(地方自治体職員)

99. 地方自治体職員に対しては、毎年、自治大学校において、第1部課程(都道府 県、指定都市、中核市等職員を対象)、第1部特別課程(第1部課程と同じ)、第2部 課程(市町村職員を対象)、第2部特別課程(第2部課程と同じ)、第3部課程(都道府 県及び市町村職員を対象)の5つの課程で「人権行政」という研修を実施しており、そ の中で、児童の権利に関する内容についても研修しているところである。

(自衛隊の学校等の教官)

100. 自衛隊生徒が教育訓練を受ける学校等の教官に対し、「児童の権利に関す る条約」に係る研修を行っており、今後とも当該研修をより充実させ、一層の周知に 努めていく。

(d)専門教育・服務規程において条約が組み込まれている程度 (専門教育)

101. パラグラフ103-104

(警察大学校等)

102. 警察では、警察大学校の少年警察専科において、都道府県警察本部の幹部 警察官に対して、児童の権利の擁護に関する教育を実施しているほか、管区警察学 校の少年警察実務専科において、都道府県警察の警部補、巡査部長に対して、同様 の教育を実施している。また、都道府県警察の少年サポートセンター等に勤務する少 年補導職員等に対しては、大学教授やカウンセラー等の専門家を講師としたカウン セリング技術専科等の教育を実施している。

(大学)

103. 第2回政府報告パラ55参照。

なお、大学において、子どもの人権に関する授業科目は、2004年度現在、245大学(国立大学55大学、公立大学17大学、私立大学173大学)で開設されている。

(e)NGOの条約啓蒙・啓発キャンペーンへの参画とNGOの活動の支援 104. パラグラフ86-87参照。 (f) 広報活動への児童の参画

105. 2001年12月に我が国が開催した「第2回児童の商業的性的搾取に反対す る世界会議」には、国内外より児童90名の参加を得、児童の権利条約の精神に基づ いた政府及び国際社会の取組みに関して児童・青年代表が積極的に発言を行った。

M. 報告の公開・広報措置(第44条6)

(報告の作成の方法)

106. 政府報告の作成に当たっては、内閣官房、内閣府、警察庁、防衛庁、総務省、 法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国 土交通省、環境省が参加した。政府報告の作成過程においては、パラグラフ43のと おり、国民一般の意見を参考とする目的で、関心を有する国会議員、省庁、市民 NGO との間で計4回意見交換会を開催した。

(報告・最終見解の広報)

107. 第2回政府報告パラ59参照。本件報告も同様に外務省ホームページに掲載 予定。また、関心を有する国会議員、省庁、市民 NGO との意見交換会においては、 児童の権利委員会からの最終見解を紹介するとともに同最終見解に対する政府の 進捗状況や政府報告に関する意見交換を行っている(2004年7月、2005年10月)。 さらに、「青少年白書」に第2回政府報告書に対する児童の権利委員会最終見解全 文を毎年掲載している。

II. 第1条(児童の定義)

A. 児童の定義に係る条約と国内法との間の差異

108. 我が国において成年は一般的には二十歳ということができるものの、児童福 祉法及び児童買春・児童ポルノ禁止法において、児童を「満18歳に満たない者」と定 義している。

B. 国内法における最低法定年齢

(法律・医療相談に関する契約を締結することのできる年齢)

109. 我が国では、民法により、満20歳をもって、単独で法律行為を行うことができ ることとなっている。したがって、20歳未満の者(未成年者)が法定代理人の同意を 得ずに法律・医療相談に係る契約を結んだ場合、当該契約は一応有効であるが、当 該行為が単に権利を得、又は義務を免れるものでない限り、当該未成年者又はその 代理人等は、当該契約を取り消すことができる。

110. 我が国の民法上、20歳未満の者は法定代理人の同意がなくても有効に法 律・医療相談に係る契約を結ぶことができ、未成年者の保護を図る観点から、その代 理人等は事後的にこれを取り消し得るにすぎない。

111. なお、我が国は第2回政府報告に対する児童の権利委員会の最終見解において、18歳未満の児童が親の同意なしでも医学的カウンセリングや情報にアクセスできるよう法制度を改正するよう勧告を受けた。しかしながら、我が国には、同勧告にあるような、18歳未満の児童が親の同意を得ない限り、医学的カウンセリングや情報にアクセスできないような法制度は存在しない。実際に20歳未満の児童であっても、親の同意なしに単独で医療行為を受けることが一般的に行われており、児童の自由な医療カウンセリングや情報へのアクセスは確保されている旨は、第2回政府報告の審査の際に表明したとおり。

(治療・手術に関する契約を締結することのできる年齢)

112. 我が国では、民法により、満20歳をもって、単独で法律行為を行うことができ ることとなっており、20歳未満の者が法定代理人の同意を得ずに病院と医療契約及 び手術に関する契約を結んだ場合でも、当該医療契約は一応有効であるが、当該行 為が単に権利を得、又は義務を免れるものでない限り、当該未成年者又はその代理 人等は、当該医療契約等を取り消すことができる。我が国の民法上、20歳未満の者 は法定代理人の同意がなくても有効に治療・手術に係る契約を結ぶことができ、未成 年者の保護を図る観点から、その代理人等は事後的にこれを取り消し得るにすぎな い。 (義務教育終了)

113. 第2回政府報告64パラグラフ(=第1回政府報告パラグラフ40)参照

(危険を伴う仕事、パート・タイム、フル・タイムの仕事に就業できる年齢) 114. 第2回政府報告パラグラフ65参照。

(婚姻年齡)

115. 第2回政府報告66(=第1回政府報告パラグラフ39)参照。

(性的犯罪)

116. 第2回政府報告パラグラフ67及び第1回政府報告パラグラフ45参照。

117. なお、第2回政府報告に対する児童の権利委員会の最終見解では、性交同 意年齢(13歳)を引上げる旨勧告されている。この点、1999年に施行された児童買 春・児童ポルノ禁止法は、児童買春が児童の権利を侵害し、その心身に有害な影響 を与えるとの理解のもと、18歳に満たないすべての児童を対象とする児童買春行為 を処罰すると規定している。同法に基づき、児童等に対して対償を供与し、又はその 約束をして児童に対して性交等をする行為は、当該児童が13歳以上であって、暴行 又は脅迫を用いておらず刑法の強姦罪の要件に該当しない場合でも、適切に処罰す ることが可能である。

(軍隊への任意入隊、徴兵)

118. 第2回政府報告パラグラフ68参照。

(敵対行為への参加)

119. 第2回政府報告パラグラフ69参照。

120. 「武力紛争における児童の関与に関する児童の権利条約の選択議定書」第 1回政府報告パラ4参照。

(刑事責任)

121. 第2回政府報告パラグラフ70参照。

(捜査段階における身柄の拘束)

122. 第2回政府報告パラグラフ71参照。

(矯正施設への収容)

123. 第2回政府報告パラグラフ72参照。

(入管施設への収容)

124. 入管の収容施設に収容する対象者は、年齢による制限はなく、出入国管理 及び難民認定法に定める退去強制事由に該当する場合で、かつ、同法に基づく収容 令書又は退去強制令書が発付されている者であるところ、児童に対する収容令書又 は退去強制令書の執行に際しては、年齢・健康状態等にかんがみ、仮放免措置を講 ずることによって収容施設への収容を避けるように努めているほか、収容した場合に おいても、できる限り短期間の収容に止めるよう配慮している。

(死刑及び無期懲役)

125. 第2回政府報告パラグラフ73参照。

(民事事件における証言)

126. 第2回政府報告パラグラフ74参照。

(刑事事件における証言)

127. 第2回政府報告パラグラフ75参照。

(訴えを提起できる年齢)

128. 民事訴訟において単独で訴えの提起などの訴訟行為をすることができるの は、原則として成年者(20歳以上)である(民事訴訟法第28条参照)。未成年者は、 民事訴訟の当事者となり得るが、訴えの提起などの訴訟行為については、原則とし て、親権者等の法定代理人が行うものとされている(なお、人事訴訟については、未 成年者であっても訴訟行為をすることができるものとされている(人事訴訟法第13条 第1項参照)。

刑事訴訟に関しては、成人も含め私人が訴訟提起(起訴)することはできない。

(行政・司法訴訟に参加できる年齢)

129. 第2回政府報告パラグラフ77参照。

(刑事被告人になることができる年齢)

130. 第2回政府報告パラグラフ78参照。

(身分関係の変更に同意できる年齢)

131. 第2回政府報告パラグラフ79参照。

(家族に関する情報へアクセスできる年齢)

132. 第1回政府報告パラグラフ73、76、77、78及び第2回政府報告パラグラフ 80参照。

(相続・財産処理に係る法的能力)

133. 第2回政府報告パラグラフ81参照。

(団体の創設、団体への加盟)

134. 我が国では、民法により、満20歳をもって、単独で法律行為を行うことができることとなっている。したがって、20歳未満の者(未成年者)が法定代理人の同意を 得ずに団体の創設又は団体への加盟に係る法律行為をした場合、当該行為は一応 有効であるが、当該行為が単に権利を得、又は義務を免れるものでない限り、当該 未成年者又はその代理人等は、当該行為を取り消すことができる。

(宗教の選択、又は宗教的学校教育への出席)

135. 第2回政府報告パラグラフ83(=第1回政府報告パラグラフ100)参照。

(アルコールその他の規制物質)

136. 第2回政府報告パラグラフ84参照。

(児童の義務教育終了年齢と最低就労年齢との関係、右関係の「教育を受ける権利」 への影響、及び関連条約の考慮)

137. 第2回政府報告パラグラフ85参照。

(婚姻年齢における法律上の男女間の差異)

138. 第2回政府報告パラグラフ86参照。

139. 男の婚姻年齢を18歳、女の婚姻年齢を16歳とする民法第731条の規定は、 婚姻により成立する家族が社会の基礎的構成単位であり、肉体的及び精神的な能 力を未だ備えない年少者については婚姻を認めないという趣旨で設けられたもので ある。肉体的及び精神的な発育において男女間に差があることは一般的に認められ ているところであり、この差異を考慮して男女の婚姻年齢に差異を設けたものであっ て、合理的な理由に基づくものである。しかし、上記の婚姻制度の在り方については、 これをめぐる社会の状況に変化があれば、その変化に応じて制度を見直していく必要があることはいうまでもない。こうした観点から、1996年2月に法務大臣の諮問機関である法制審議会が、男女の婚姻年齢を共に18歳とすることなどを内容とする民法改正案の要綱を答申している。この民法改正の問題については、婚姻制度や家族の在り方と関連する重要な問題であり、国民各層や関係各方面で様々な意見があることから、現在、国民の意見の動向を注視している状況にある。

(性犯罪等における法律上の男女間の差異)

140. 第2回政府報告パラグラフ87参照(なお、同パラグラフ中、強盗強姦致死罪の条文が刑法214条となっているが、同法241条の誤りである。)

141. なお、確かに、刑法177条(強姦罪)、同法178条2項(準強姦罪)、同法17 8条の2(集団強姦罪)、同法181条2項、3項(強姦致死傷罪)、同法182条(淫行勧 誘罪)、同法241条(強盗強姦致死罪)は、犯罪の客体を女子のみに限定している。 しかしながら、各犯罪の主体としては男女の区別はない。さらに、各犯罪の客体につ いても、刑事法学的にこの種の行為は男子が女子に対して行われることが通常であ ることや、男女両性の体質、構造、機能などの肉体的・生理的差異等を考慮して女子 に限定しこれを保護するものであり、単なる区別に過ぎない。なお、男子が性的暴力 被害に遭った場合には、犯罪の客体につき男女の限定がなされていない同法176条 (強制わいせつ罪)、178条1項(準強制わいせつ罪)、181条1項(強制わいせつ致 死傷罪)や、児童買春・児童ポルノ禁止法等の規定に基づき処罰の対象とされてい る。

(刑法における思春期の基準)

142. 第2回政府報告パラグラフ88参照。

Ⅲ. 一般原則

A. 第2条(差別の禁止)

(a)憲法又は児童関連の国内法における差別の禁止の原則・条約に定める権利が 差別なく保証されるためにとられた措置

143. 第2回政府報告パラグラフ89及び第1回報告書審査児童の権利委員会からの質問に対する回答14参照。

144. 2002年3月には、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第7条の 規定に基づき、政府の人権教育・啓発の総合的かつ計画的な推進に関する施策の 大綱として「人権教育・啓発に関する基本計画」を閣議決定し、同計画に基づき、人権 が共存する人権尊重社会の早期実現に向け、人権教育及び人権啓発に関する施策 を総合的かつ計画的に推進している。

145. 文部科学省では、同基本計画を踏まえ、学校教育・社会教育における人権 教育が一層適切に行われるよう、関係機関に対し周知を行った。

(b) 差別があった場合に対抗する措置

146. 第2回政府報告パラグラフ90(=第1回政府報告パラグラフ52・53)参照。

147. 差別行為が生じた場合には、法務省の人権擁護機関において、その救済のため、速やかに、適切な措置がとられることとなっている。

また、私法的関係については、民法により、不法行為が成立する場合は、このような 行為を行った者に損害賠償責任が発生するほか、差別行為は、私的自治に対する 一般的制限規定である民法第90条にいう公序良俗に反する場合には、無効とされ る場合がある。更に、差別行為が刑罰法令に触れる場合は、当該刑罰法令に違反し た者は処罰されることとなっている。

(c)最も不利な立場におかれている児童への差別防止

(人権教育及び広報啓発活動等)

148. 第2回政府報告パラグラフ91(=第1回政府報告審査児童の権利委員会からの質問に対する回答15)、93、第1回政府報告審査児童の権利委員会からの質問に対する回答14参照。

149. そもそも、児童に対する差別行為は、児童の人格形成に多大な影響を及ぼ すものであり、すべての児童の人格の完全なかつ調和のとれた発達を確保するため には、いかなる差別もあってはならない。このため、学校教育においては、従来から、 憲法及び教育基本法の精神に則り、人権尊重の意識を高める教育の推進に努めて おり、小学校、中学校及び高等学校の教育活動全体、特に社会科や道徳などにおい て、児童の発達段階に即しながら、人権を尊重し、誰に対しても差別や偏見を抱くこと のないようにするとともに、同和問題などの諸課題について正しく理解するよう教育が 行われている。

(難民)

150. 第2回政府報告パラグラフ94参照。

(障害のある児童)

151. 障害者の自立と社会参加の一層の推進を図るため、2004 年に障害者基本 法を改正し、何人も障害者に対して、障害を理由とする差別その他の権利利益を侵 害する行為をしてはならない旨を基本的理念として明示した(第3条第3項)。また、国 民の責務として、障害者の人権が尊重され、差別されることがなくあらゆる分野の活 動に参加することができる社会の実現に寄与するよう努めなければならない旨を加え る(第6条第2項)とともに、国及び地方公共団体の責務として、障害者の権利擁護及 び差別防止を図りつつ障害者の自立及び社会参加を支援すること等により、障害者 の福祉を増進する責務を有することを規定した(第4条)。

152. 学校教育においては、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒や地域社 会の人々が活動をともにする交流及び共同学習を実施しているが、これは全ての児 童生徒の豊かな人間性を育成する上で大きな教育効果が期待される。また、地域社 会の人々においても、障害のある児童生徒とその教育に対する正しい理解と認識を 促進するためにも重要な活動となっている。このような教育活動を推進するため、20 04年3月にハンドブックを作成・配布した。また障害のある児童生徒に対する理解認 識の推進のため、全国における会議の開催や冊子の作成・配布を実施している。

(大学入学資格)

153. 我が国の大学入学資格は、従前より、国籍、人種、性別等に関わらず、全て の者にこの資格を獲得するための複数の手段が認められている。(例:日本の高等 学校の卒業、高等学校卒業程度認定試験(旧大学入学資格検定)等)

2003年には、大学の個別審査により個人の学習歴等を適切に審査して高校卒業と 同等以上の学力があると認められる者については、外国人学校卒業者を含め、大学 入学資格を認めることとする等の制度改正を行った。

(外国人の就学)

154. 公立義務教育諸学校への就学を希望する外国人児童生徒については、日本人児童生徒と同様の取り扱いが行われており、授業料無償や、教科書の無償供与、 就学援助等の措置がなされている。

(d) 女児への差別根絶のための措置、及び第4回女性会議のフォローアップとしてと られた措置

155. 1999年6月に、男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が性別に よる差別的な取扱を受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保され ることなど、男女の人権の尊重を基本理念の1つとする「男女共同参画社会基本法」 を制定した。2000年12月には、同法に基づき男女共同参画基本計画を策定し、政 府は施策を総合的かつ計画的に推進してきた。

156. 政府は、2005年12月に、様々な状況の変化を考慮し、また、関連施策の更 なる充実を図るため、男女共同参画基本計画(第2次)を策定し、同計画に基づいて 施策を総合的かつ計画的に推進している。同計画では、児童の権利条約について言 及するとともに、女性に対するあらゆる暴力の根絶の観点から、女児が被害者となり やすい性的虐待や、児童買春の問題に対する取組を進めることとしている。さらに、 同計画では、国内のあらゆる分野・地域において、男女共同参画社会の実現に向け た国際的な取組の成果や経験をいかすための具体的行動に努めることが盛り込ま れた。

157. 男女共同参画社会の実現に向けて、男女平等の理念に基づく教育が、学校、 家庭、地域など社会のあらゆる分野において行われることが重要であり、学校教育で は、関係教科等において、男女の平等や男女相互の理解と協力の重要性について 指導している。

158. 北京会議のフォローアップ会合である第49回国連婦人の地位委員会(「北京 +10」ハイレベル会合)に我が国より内閣府大臣政務官を首席代表とし、政府代表、 外務省、内閣府、厚生労働省、文部科学省、農林水産省、NGO代表(3名)等計24 名からなる代表団が出席した。

我が国は首席代表ステートメントにおいて、北京会議以降男女共同参画社会の形成 を目指して取り組んできた施策とその成果について報告を行うとともに、人身取引対 策の進展や国際協力(「ジェンダーと開発(GAD:Gender and Development)イニシア ティブ」の発表)について触れ、今後の一層の取組の推進について強い決意を表明し た。

36

宣言案及び決議案を巡る交渉、並びに会期中に開催されたパネル・ディスカッション、 ハイレベル円卓会合に、我が国は積極的に参加・貢献した。また、会期中に外務省 主催によりサイドイベントを開催し、「GADイニシアティブ」を積極的に広報し、我が国 がODAにおいて「社会的性別」(ジェンダー)の視点を重視していくことを表明した。

(e)様々な被差別集団に関するデータ収集のためにとられた措置

159. 第2回政府報告97(=第1回政府報告審査児童の権利委員会からの質問に 対する回答5)参照。

(f)社会・民族的緊張、レイシズム及び外国人蔑視に資するような児童に対する態度 や偏見の防止・根絶

160. 第2回政府報告パラグラフ98参照。

(g)児童が差別や処罰をうけることからの保護

161. 第2回政府報告パラグラフ99参照。

(h)第2条の実施の際の主要な問題点及びその問題の解決のための計画、差別防 止における進捗状況の評価

162. 第2回政府報告パラ101参照。

163. 政府は、人権擁護推進審議会の答申を最大限尊重し、提言された新たな人 権救済制度を確立するために、人権擁護法案を2002年3月に国会に提出した。 人権擁護法案は、人権侵害に係る被害の適正かつ迅速な救済及び実効的な予防を 図るため、新たに独立行政委員会としての人権委員会を設置し、その組織、権限等 について定めるとともに、これを主たる実施機関とする人権救済制度を創設し、その 救済手続その他必要な事項を定めていたが、2003年10月、衆議院の解散により廃 案となった。現在、政府は、同法案につき、検討を行っている。

B. 第3条(児童の最善の利益)

(a)「児童の最善の利益」の原則の憲法及び関連国内法、規則への反映 (児童福祉法)

164. 第2回政府報告パラグラフ102参照。

165. また、同法により児童相談所が措置を行う際には、下記のとおり行政府は児 童の最善の利益を考慮している。 (1)児童若しくはその保護者の意向が児童相談所の措置方針と一致しないとき、又 は児童相談所が認めるときには、医療や法律などの専門家からなる審議会の意見を 聴くこと。

(2)児童相談所が施設入所などの措置を行う場合の専門性と客観性を高めるため、 児童本人の意向を聴くこと。

(「子ども・子育て応援プラン」の推進)

166. パラグラフ17(「少子化社会対策基本法及び次世代育成基本法の策定」)参照。

(「児童買春・児童ポルノ禁止法」の改正)

167. 第2回政府報告パラグラフ103参照。

168. 2004年6月に児童買春・児童ポルノ禁止法を改正し、児童の権利の擁護に 関する国際的動向を踏まえ、より一層児童の保護を図ることを明確化するため、同法 1条において、「児童に対する性的搾取及び性的虐待が児童の権利を著しく侵害する ことの重大性にかんがみ、あわせて児童の権利の擁護に関する国際的動向を踏まえ、 児童買春、児童ポルノに係る行為等を処罰するとともに、これらの行為等により心身 に有害な影響を受けた児童の保護のための措置等を定めることにより、児童の権利 を擁護することを目的とする」と規定するとともに、児童買春、児童ポルノに係る犯罪 の法定刑を引き上げるなどして、児童の権利を著しく損なうこれらの犯罪が強い非難 に値することを明らかにした。

(犯罪に強い社会の実現のための行動計画)

169. 2003年12月、政府は、内閣総理大臣が主宰する犯罪対策閣僚会議において、「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」を定め、社会全体で取り組む少年 犯罪の抑止等を重要施策の一つとして取り上げるなど、政府を挙げて少年保護対策 に取り組んでいる。

これらを受け、警察では、2004年4月、「少年非行防止・保護総合対策推進要綱」を 作成し、少年の非行防止及び少年の保護に関する総合的な対策を推進している。

(b)「児童の最善の利益」の原則への考慮

(児童福祉施設)

170. 第2回政府報告パラグラフ104参照。

(家事審判)

171. 第2回政府報告パラグラフ106参照。

(少年審判)

172. 第2回政府報告パラグラフ107参照。

173. なお、2007年5月25日、少年法等の一部を改正する法律が成立し、同年11 月1日より施行された。同法による改正前においては、少年院収容年齢が14歳以上 に限定されていたため、14歳未満の少年については、家庭裁判所は、少年院に送致 することはできず、保護観察に付するか児童福祉施設に送致するかを選択するほか なかった。しかしながら、14歳未満であっても、性格に深刻・複雑な問題がありそれ が原因で凶悪・重大な事件を起こす者や、悪質な非行を繰り返し何度も施設に入所し てもなお非行を行う者など、深刻な問題を抱える者に対しては、社会内処遇である保 護観察や開放処遇を原則とする児童福祉施設では対応が困難と考えられる場合もあ った。そこで、改正法においては、少年にとって最も適切な処遇を行うために、14歳 未満(おおむね12歳以上)の少年についても、家庭裁判所が特に必要と認める場合 には、少年院に送致し、早期に矯正教育を授けて本人の改善更生を図ることができ ることとされた。

(矯正施設)

174. 第2回政府報告パラグラフ108参照。

(養子縁組)

175. 第2回政府報告パラグラフ109参照。

(庇護申請)

176. 難民の認定を申請しようとする者は、法に定められた申請書を提出する必要 があるが、何らかの特別な事情により提出できない者については、出入国管理及び 難民認定法施行規則第55条第1項により「・・・無筆、身体の故障その他申請書を作 成することができない特別の事情がある者にあっては、申請書の提出に代えて申請 書に記載すべき事項を陳述することができる。」とされ、申請書を書くことができない 児童等に配慮している。

また、16歳未満の者が難民の認定を申請しようとする場合、同条第3項において「第 1項の場合において、外国人が16歳に満たない者であるとき又は疾病その他の事由 により自ら出頭することができないときは、当該外国人の父若しくは母、配偶者、子又 は親族がその者に代わって申請を行うことができる。」とされており、児童の最善の利 益について考慮している。 (入管施設への収容)

177. 児童に対する収容令書又は退去強制令書の執行に際しては、年齢・健康状態等にかんがみ、仮放免措置を講ずることによって収容施設への収容を避けるように努めているほか、収容した場合においても、できる限り短期間の収容に止めるよう配慮している。

(国際協力等)

178. 1990年に開催された「子どものための世界サミット」後、我が国は1991年 に国内行動計画を策定、2000年12月に国連子ども特総に向けたレビュー(国別報 告書)を作成。

我が国は、貧困や災害の下で支援を必要とする世界の児童の救済及び児童の福祉 増進は、極めて重要な課題であると認識しており、国連児童基金(UNICEF)の活動 を従来から積極的に支援してきている。

特に、2004年12月に発生したインド洋地震及び津波災害に関しては、被災した児 童の救済及び保護が緊急に必要であるとの認識の下、UNICEFに対して7000万ド ルを拠出し、他の国際機関に拠出した資金をも活用して「子どもの保護」及び「子ども の生存」を柱とする「津波子ども支援プラン」を実施(総額約8,600万ドル)した。

(c)児童の保護·養護の確保

179. 第2回政府報告パラグラフ111から113参照。

(d)第3条の3に基づきとられた措置(安全、健康の分野等での基準設定及びその遵守)

180. 第2回政府報告114(=パラグラフ104、第1回政府報告パラグラフ56)参照。

(e)児童の権利にかかわる専門家に対する研修への「児童の最善の利益」の原則の 組込

181. パラグラフ103-104参照。

C. 第6条(生命、生存及び発達に対する権利)

(児童の生命に対する権利を保障し、児童の生存及び発達を最大限可能な範囲において確保するための環境の創出)

182. 第2回政府報告パラグラフ116参照。

(児童の自殺防止及びそのモニター)

183. 2005年7月に、参議院厚生労働委員会において「自殺に関する総合対策の 緊急かつ効果的な推進を求める決議」がなされ、政府が自殺問題に関し総合的な対 策を推進するため、関係省庁が一体となって取り組む体制の確保を図ることとされた。 これを受け、9月に自殺対策関係省庁連絡会議が内閣官房に設置され、政府として の対策を、2005年12月に取りまとめた。

184. 第2回政府報告パラグラフ117及び118参照。

185. 児童生徒が自ら生命を絶つということは、理由の如何を問わず、決してあっ てはならないことであり、命の大切さを認識し、危機や困難を乗り越えて生きていく力 を育むことが重要である。学校においては、命の大切さについて、道徳をはじめとして 教育活動全体を通じて指導しているところであり、体験活動を生かすなどして、命の 大切さを実感できる教育の充実に努めているところである。

また、悩みを持った児童が、いつでも気軽に相談できる体制を充実させるため、文部 科学省では、「スクールカウンセラー」の配置や「子どもと親の相談員」の配置などを 通じて、学校における教育相談体制の充実を図るほか、各都道府県においても、教 育センター等に児童を対象とした相談機関を設置するなど、地域における相談体制 の充実に努めている。

(犯罪被害から子どもを守るための対策)

186. 2005年12月、関係省庁は、犯罪から子供を守るための対策に関する関係 省庁連絡会議を設置し、登下校時の安全確保等のための対策等、学校及び地域に おける犯罪対策を重要課題として取り組みを強化してきている。

187. 第2回政府報告パラグラフ119参照。

188. 多発する犯罪被害から児童を守るため、警察では、1999年12月に制定した「女性・子どもを守る施策実施要綱」や2005年5月に制定した「子どもを犯罪から守るための対策の推進要領」に基づき、子どもを犯罪から守るための対策を強化している。

189. 具体的には、

①通学路や通学時間帯を考慮したパトロール等警戒活動の強化 ②地域安全情報の地域住民等への積極的な提供 ③児童の緊急避難先となる「子ども110番の家」などの自主防犯活動への支援や地域における子ども被害防止ネットワークの構築

④学校における児童の安全確保の役割を担うスクールサポーター等への退職警察 官の活用

⑤防犯ブザー等防犯機器の貸与や防犯訓練・防犯教室の開催

等に取り組んでいるところである。

190. また、2003年、子どもを守る緊急支援対策事業として、通学路や児童公園 に設置され、緊急時に警察への通報ができる「子ども緊急通報装置」を全国に整備す るなど、犯罪被害に遭いにくいまちづくりを推進するとともに、子どもが自らの防犯上 の対策を身に付けるため、また、保護者、学校関係者が子どもに防犯指導するため の教本として、子ども防犯テキストを作成し、全国の小学校、警察署等へ配布してい る。

さらに、2005年6月から、子どもを対象とした暴力的な性犯罪により刑務所に服役し ている者の出所予定日、出所後の帰住予定先等の出所情報の提供を受け、出所者 の更生や社会復帰を妨げないよう配慮しつつ、犯罪の予防や捜査の迅速化等への 活用を図っている。

(学校における性感染症防止対策)

191. 学校における性感染症防止対策は、学習指導要領に則り、児童生徒の発達 段階に応じて性に関する科学的知識を理解させるとともに、これに基づいた行動がと れることを狙いとし、体育科、保健体育科などを中心に学校教育活動全体を通じて行 われている。また、教職員を対象とした研修会の開催、教師用指導資料や児童生徒 用教材の作成・配布、効果的な指導方法等についての実践的な調査研究や、学校と 専門医等が連携した児童生徒の心身の健康教育を行うための事業の実施など、性 教育の充実に努めてきた。また、学校における性教育の実践事例集や性感染症等を 含む児童生徒の様々な問題を総合的に解説した教材の作成・配布、学校において性 教育を実践している教職員等を対象とした指導講習会の開催などを行うこととしてい る。

D. 第12条(児童の意見の尊重)

(a)児童の意見の尊重への考慮

(意見表明の機会の保障)

192. 第2回政府報告パラグラフ121(=第1回政府報告パラグラフ61、62)及び 第1回報告書審査児童の権利委員会からの質問に対する回答18参照。 (学校における懲戒・出席停止)

193. 学校において児童生徒に対し、懲戒を行う際には、当該児童生徒等から事 情や意見をよく聞く機会を持つなど児童生徒等の個々の状況に十分留意し、その措 置が単なる制裁にとどまることなく真に教育的効果を持つようになるよう配慮すること について、教育委員会等に指導してきたところである。一方、他の児童生徒の教育を 受ける権利を保障するための制度である出席停止は、児童生徒の権利・義務に直接 関わる処分であることから、その適用については適正な手続を踏むことが重要であ る。

文部科学省では、2001年に学校教育法を改正し、出席停止を命ずる場合の事前の 手続として、あらかじめ保護者の意見を聴取するとともに、理由及び期間を記載した 文書を交付しなければならないとするなど、要件及び手続きの明確化並びに出席停 止期間中の児童生徒の学習支援等について規定したところである。

(大学)

194. パラグラフ103参照。

(施設入所等)

195. 都道府県知事が児童に対し児童福祉施設への入所措置等を採ろうとする際には、児童が意向を表明する機会が保障されており、その意向が都道府県知事の採 ろうとしている措置と一致しない場合には、都道府県児童福祉審議会の意見を聞か なければならないこととされている。

また、社会福祉法に基づき、社会福祉事業の経営者に対して「情報の提供」「自主評価や第三者評価等による福祉サービスの質の向上のための措置等」「苦情の解決」の努力義務を規定するとともに、都道府県社会福祉協議会に運営適正化委員会を設置し、利用者からの苦情の相談に応じ、苦情の解決の斡旋等を行う仕組みを設けている。

児童福祉施設においては、児童福祉施設最低基準(1948年厚生省令第63号)により、 児童福祉施設に入所している児童又はその保護者等の処遇に関する苦情に迅速か つ適切に対応するため、当該施設に苦情受付窓口の設置等を義務づけている。

(児童相談所における措置等)

196. 第2回政府報告パラ126参照。

(矯正施設)

197. 第2回政府報告パラグラフ123参照。

(亡命申請手続等)

198. パラグラフ176参照。

(b)司法上及び行政上の手続において児童の意見を聴取される機会等 (訴訟への参加)

199. 未成年者は、年齢にかかわらず、民事訴訟及び行政訴訟の当事者となり得るし、また、未成年者自身が当事者とはされていない訴訟についても、当該「訴訟の結果について利害関係を有する」場合(民事訴訟法第42条)等には当該訴訟に参加することができるものとされている。ただし、訴えの提起などの訴訟行為については、原則として、親権者等の法定代理人が行うものとされている(なお、人事訴訟については、未成年者であっても訴訟行為をすることができるものとされている(人事訴訟法第13条第1項参照)。)。

(意見の聴取等)

200. 第2回政府報告パラグラフ127参照。

201. 家事審判手続においては、児童の福祉に直接関わるような類型(具体的に は子の監護者の指定その他子の監護に関する処分事件、親権者の指定又は変更事 件があり、子の引渡しや面接交渉は前者に含まれる。)の家事審判事件を審理する 場合、法令上、15歳以上の児童については陳述の聴取が必要とされている(家事審 判規則第54条、第70条)。また、15歳未満の児童についても、児童に過度の心理 的負担を掛けないか、児童が適切に自己の意見を形成し、表明できるかといった観 点に配慮しながら、できる限り児童の意見を聴くとの運用がされている。また、人事訴 訟においても、離婚訴訟等において15歳以上の子について親権者指定等の裁判を する場合には、当該子の陳述を聴取しなければならないものとされている(人事訴訟 法第32条第4項)。

(矯正施設に収容された少年)

202. 第2回政府報告パラグラフ128参照。

(c)児童が意思決定過程に参加する権利を有する機関及び機会についての情報 203. 第2回政府報告パラグラフ129、130参照。

(学校における参加)

204. 第2回政府報告パラ130参照

205. なお、学校においては、校則の制定、カリキュラムの編成等は、児童個人に 関する事項とは言えず、第12条1項でいう意見を表明する権利の対象となる事項で はない。しかし、児童の発達段階に応じて、校則の見直しにあたり、アンケートの実施 や学級会・生徒会での討議の場を設けたり、中学校や高等学校において、生徒の選 択を生かしたカリキュラムの編成等の工夫を行うなど、必要に応じて、児童の意見を 考慮した政策策定を実施している。

(児童活動の施設における参加)

206. 公民館、博物館においては、実施する事業への青少年等の参加の促進を図 るために、それぞれの施設の基準を改正した。また、図書館においては、図書等の充 実など、青少年等に対するサービスの向上を図った。

(d)児童関連の専門家に対する研修

207. パラグラフ89-103参照。

(e)世論、協議及び陳情の評価から得られた児童の意見の法律、政策、司法決定への反映

(児童買春・児童ポルノ禁止法の改正)

208. 第2回政府報告パラグラフ133参照。

209. 児童買春・児童ポルノ禁止法が1999年11月に施行された後も、児童買春 に係る事件が増加傾向にあるとともに、児童ポルノに係る事件も跡を絶たなかったこ と等にかんがみ、2004年6月、同法を改正して、児童買春、児童ポルノに係る犯罪 の法定刑を引き上げるなどした。

(児童福祉施設における対応)

210. 第2回政府報告パラグラフ132参照。

(青少年からの意見聴取)

211. 青少年施策の推進に当たって、日本の社会や青少年を取り巻く様々な問題 などについて青少年自身の意見を聴く仕組みとして、2002年からインターネットを利 用した「青少年電子モニター」の募集を行い、青少年育成施策大綱の策定の際にも 意見募集を実施するなど、広く青少年自身からの意見・要望の聴取や反映に努めて いる。 Ⅳ.市民的権利及び自由(第7条、8条、13~17条及び37条(a))

A. 氏名及び国籍(第7条)

(出生の登録)

212. 第2回政府報告パラグラフ134(=第1回政府報告パラグラフ72、73)参 照。

(出生届)

213. 第2回政府報告パラグラフ135参照。

(児童の出生登録に関わる職員への適切な訓練)

214. 第2回政府報告パラグラフ136参照。

(出生登録に含まれる児童の身元に係る構成要素)

215. 第2回政府報告パラグラフ137参照。

(嫡出でない子の権利)

216. 第2回政府報告パラグラフ138(1)及び(2)参照。

217. 相続人中に嫡出である子と嫡出でない子がある場合には、嫡出でない子の 相続分を嫡出である子の2分の1とするとの規定(民法第900条第4号ただし書)は、 法律上の配偶者との間に出生した嫡出である子の立場を尊重するとともに、嫡出で ない子の立場にも考慮して、嫡出でない子に嫡出である子の2分の1の法定相続分 を認めることにより、法律婚の尊重と嫡出でない子の保護との調整を図ったものであ る。したがって、この規定は不合理な差別を設けたものではなく、本条約に違反する ものとは考えていない。

218. しかし、上記の法定相続分の在り方については、これをめぐる社会の状況に 変化があれば、その変化に応じて制度を見直していく必要があることはいうまでもな い。こうした観点から、1996年2月に法務大臣の諮問機関である法制審議会が、嫡 出でない子の法定相続分を嫡出である子と同等とすることなどを内容とする民法改 正案の要綱を答申している。この民法改正の問題については、婚姻制度や家族の在 り方と関連する重要な問題であり、国民各層や関係各方面で様々な意見があること から、現在、国民の意見の動向を注視している状況にある。

219. 戸籍については、父母との続柄を記載することとなっている(戸籍法第13条) ところ、戸籍の父母との続柄欄の記載方法については、2004年11月1日付けで戸 籍法施行規則の一部が改正され、嫡出でない子についても嫡出である子と同様に 「長男(長女)」等と記載することとされた。なお、従前の戸籍上の取扱いの差異は、戸 籍が私法上の身分関係を正確に登録・公証することを目的としているものであること から、法律的な事実に基づく区別をそのまま記載しているものであって、不合理な差 別ではないと考えている。

(児童の親を知る権利及び親により養育される権利)

220. 第1回政府報告パラグラフ76から79、第2回政府報告パラグラフ139参照。

(児童の国籍を取得する権利の確保等)

221. 第2回政府報告パラグラフ140参照。

B. 身元関係事項の保持(第8条)

(身元関係事項保持等)

222. 第2回政府報告パラグラフ141参照。

C. 表現の自由(第13条)

(表現の自由の権利の確保)

223. 第2回政府報告パラグラフ142(=第1回政府報告パラグラフ83)参照。

(校則)

224. 第2回政府報告パラグラフ143参照。

D. 思想、良心及び宗教の自由(第14条)

(思想、良心及び宗教の自由の権利行使・児童の発達しつつある能力への考慮) 225. 第2回政府報告パラグラフ144参照。

(公立学校における宗教の授業との関係)

226. 第2回政府報告パラグラフ145参照。

(矯正施設における思想、良心及び宗教の自由の確保)

227. いずれの矯正施設においても、日本国憲法で保障された思想、良心及び宗 教の自由を尊重した取扱いがなされるよう配慮している。具体的には、少年院及び行 刑施設において、被収容者の希望に基づいて、民間の篤志家である宗教家による説 話、宗教行事等を実施している。

E. 結社及び平和的集会の自由(第15条)

(条約第15条2に適合する当該権利行使の制限)228. 第2回政府報告パラグラフ146参照。

(表現及び集会・結社の自由)

229. 我が国においては、児童生徒の表現の自由や集会・結社の自由については、 既に日本国憲法下において保障されている。なお、学校においては、教育目的達成 のために必要な合理的範囲内であれば、児童生徒に対して指導を行いうるものであ る。

F. 私生活の保護(第16条)

(私生活の保護)

230. 第2回政府報告パラグラフ147(=第1回政府報告パラグラフ102、103)参照。

(名誉及び信用の保護)

231. 第2回政府報告パラグラフ148(=第1回政府報告パラグラフ105)参照。

(学校)

232. 我が国においては、児童のプライバシーの権利は尊重されるべきこととされ ている。仮に、学校に危険なものが持ち込まれている可能性が高いと判断される場 合など、学校の状況により所持品を検査せざるを得ないと学校の責任と判断により認 めた場合においては、その目的、理由、必要性等について保護者、児童生徒に説明 を行って理解を求めつつ、状況に応じた適切な方法で実施する必要がある旨会議等 において指導している。

(児童福祉施設)

233. 児童相談所が児童に対して児童福祉法に基づく措置を採る場合には、児童 福祉法第27条第4項の定めにより、児童及び保護者の意向を確認することとしてい る。

児童養護施設等の施設整備の際には、個室や二人部屋の採用が進められるよう国 庫補助基準で配慮している。

また、2000年からは、児童福祉施設に入所している児童又はその保護者等の処遇 に関する苦情に迅速かつ適切に対応するため、当該施設に苦情受付窓口の設置等 を義務づけた。 (捜査における児童の私生活、名誉等の保護) 234. 第2回政府報告パラグラフ149参照。

235. 警察では、国家公安委員会規則である「犯罪捜査規範」等に基づき、捜査に 当たっては、少年の特性を考慮し、特に他人の耳目に触れないようにし、言動に注意 する等、温情と理解を持って当たり、少年の心情を傷つけないように努めている。また、 少年事件については、当該少年の氏名、住居のほか学校、会社名等その者を推知さ せるような事項を新聞その他の報道機関に発表しないことや当該少年の写真を提供 しないこととしており、少年が被害者となる事件、事案の報道発表を行う場合にも、少 年のプライバシーに十分配慮している。

(矯正施設)

236. 第2回政府報告パラグラフ150参照。

(入管施設)

237. 入管施設では、児童を収容した場合、当局からその児童が通う学校や教育 委員会に連絡する規定はないが、人道上の配慮から必要と判断される場合には、学 校側に連絡している。ただし、本人あるいは本人の保護者から通知しないよう要望が ある場合には、本人側の意思を尊重し通知しない取扱いとしている。

G. 適切な情報の利用(第17条)

(a)児童用書籍の作成及び普及・有益な情報の提供・国際協力

(学校図書館の充実)

238. 学校には、学校図書館が設置されており、司書教諭の養成・配置、学校図書 館の蔵書の充実など、学校図書館の充実に努めている。

(児童文化財の推薦)

239. 第1回政府報告パラグラフ87及び第2回政府報告パラグラフ152参照。

240. 2001年から専門家、学識経験者から成る社会保障審議会福祉文化分科会 が設置され、児童が楽しく利用し、情操を高め、諸能力を発達させる優良児童文化財 の推薦業務を行っている。2005年度における推薦件数は、出版物80点、舞台芸術 24点、映像・メディア等29点であった。

(国際協力)

241. 第2回政府報告パラグラフ153(=第1回政府報告パラグラフ92、93)参照。

242.

(資料)ユネスコ・アジア文化センターへの助成

年 度	助 成 額 (千円)
2001	269,809
2002	244,389
2003	220,492
2004	188,816
2005	171,511

(b)児童の福祉に有害な情報・資料からの児童の保護

(「青少年を取り巻く環境の整備に関する指針」の策定)

243. 政府は、「青少年育成施策大綱」に定められた青少年を取り巻く各種有害情 報対策を推進するため、2004年4月、「青少年を取り巻く環境の整備に関する指針」 を策定し、国が取り組む事項、国から地方公共団体及び関係業界団体等へ要請する 事項について取りまとめた。同指針に基づく取組については、毎年フォローアップを行 い、関係省庁、地方公共団体及び関係業界団体等に還元し、情報の共有化と取組の 一層の充実を図っている。

244. 同指針において、国の取組事項としては、有害環境浄化活動が一層強化さ れるよう広報啓発を行うこと、関係業界における自主規制の実効性を担保するため 第三者による調査等を支援すること、青少年のメディア・リテラシー(注:メディアを活 用しコミュニケーションを行う能力)向上のための教育を推進すること、また法令に基 づく取締りの促進及び関係業界団体等との意見交換の実施に努めること等を定めて いる。また、地方公共団体に対しては、青少年の保護育成に関する条例の効果的な 運用や各法令に基づいた取締りの徹底を図ること等を要請することとしている。

245. さらに、関係業界団体等に対しては、青少年への影響に配慮した情報の発信・提供に努めるとともに、情報の格付けに基づいた自主規制の徹底及び苦情処理 に努めること、及び青少年のメディア・リテラシー向上のための取組を推進すること等 を要請することとしている。なお、関係業界の自主規制の状況は下記のとおりであ る。

(資料)関係業界の自主規制の状況

関係業界	内容等					
マスコミ全般	〇新聞, 放送, 出版, 映画, 広告及びレコードの各業界によりマスコミ倫理懇談会全国協議会が設置され, マスコミと青少年との かかわり方に関する研究協議等を実施					
出版	 〇出版倫理協議会が、有害出版物の取扱いについて独自の自主規制措置を実施(同協議会に加入している4団体もそれぞれな倫理綱領を定めている) 〇出版倫理懇話会(成人娯楽雑誌等を刊行する37社により組織)が、青少年の保護育成を勘案した自主規制の編集倫理綱領に定め活動 〇露骨な性描写を内容とした少年少女向けコミック誌、単行本等の出版物について、販売店における区分けを可能にするための帯紙措置の実施 〇成人向け雑誌マーク、出版ゾーニングマークの表示 〇成人コーナーの設置 〇対面販売の実施 〇日本雑誌協会の編集倫理委員会に、倫理専門委員会を設け、毎月2回、協会加盟誌の通覧作業を実施 					
映画・ビデオ・コン ピューターソフト等	○映画倫理活動の自主規制機関として映倫管理委員会を設置し、「映画倫理規程」に基づき劇場で公開される映画の審査を実施。青少年に影響を及ぼすと認められる作品について、「R-18」(18歳未満入場禁止)、「R-15」(15歳未満-中学生以下-入場禁止)、PG-12(12歳未満-小学生以下-は親又は保護者の同伴が望ましい)に指定。 Oビデオソフト倫理活動のため、日本ビデオ倫理協会(業界の自主審査機関として組織)において、「映像ソフト倫理規程」を設け、独自の審査を実施(成人指定(18歳未満映示、貸出,販売禁止)、R-15(15歳未満映示、貸出,販売禁止)、-般(規制無し)の3区分に指定する等) Oその他 ・一般向けのオリジナルビデオや劇場未公開のビデオ関係では、映像倫理協議会(映倫管理委員会と日本ビデオ倫理協会で構成)において審査を実施 ・パーソナルコンピュータソフト関係では、コンピュータソフトウェア倫理機構 ・ゲームセンター設置ゲーム機及び同ソフト関係では、日本アミューズメントマシン工業協会 ・家庭用ゲームソフト関係では、コンピュータエンターテインメント協会(CESA)が、年齢別レーティング制度を採用し実施。制度の 運用はNPO法人コンピュータエンターテインメントレーティング機構が行い、倫理規定を定め審査を実施。					
放送	○日本放送協会および(社)日本民間放送連盟は▽青少年向け放送番組の充実マメディアリテラシーの向上マ青少年と放送に関する調査等の推進▽第三者機関等の活用▽放送時間帯の配慮▽番組に関する情報提供の充実―について具体的に推進。 平成12年,視聴者からの意見を審議し、その審議結果や放送局の対応策を公表する自主的機関「放送と青少年に関する委員 会」(平成15年、放送倫理・番組向上機構に組織替え)を設置。平成11年から、青少年とテレビのかかわりを考える特集番組を年 2回制作・放送 ○(社)日本民間放送連盟は、「放送時間帯に応じ、児童および青少年の視聴に十分、配慮する」との放送基準を設けたほか、 『青少年に見てもらいたい番組』を年2回公表するなど、放送と青少年問題への対応策を自主的に推進。メディアリテラシーについ ては、全国4地区で民放テレビと地元の学校などと共同で実践研究を行うとともに報告会を開催 ○CSデジタル放送においては、(社)衛生放送協会が倫理委員会を設け「成人向けエンターテイメント放送基準を制定、さらに「広 告放送のガイドライン」に青少年保護条項を設けるなど、放送倫理の高揚に努めている。 ○CS放送成人番組倫理委員会(成人向け番組を提供するCS放送事業者により組織)においては、「放送番組倫理規定」及び 「番組審査基準」並びに「番組審査に関するガイドライン」、「番組宣伝・広告などに関するガイドライン」などを定めて厳正な自主審 査を実施し、専門的な部会を設けて倫理基準の維持、高揚に努めている。 また、成人番組の審査についての基準を示し、「CS放送成人番組倫理委員会モザイクサンプル」を作成配付					
広告	〇各関係団体が、自主規制基準をそれぞれ設けているほか、広告主、新聞、放送、出版、広告制作、広告業の各社が共同して日本広告審査機構(JARO)を設立し、青少年問題の観点を含めた広告に対する苦情の処理等を実施					
興業	〇全国興行環境衛生同業組合連合会(映画,演劇,演芸の各業種で結成)が,一般向け映画とPG-12・R-15・R-18制限付映 画の併映禁止,制限付映画の上映の際における組合の定める注意書の掲示及び制限該当者の立ち入りの禁止等を内容とした 自主規制遵守事項を制定 〇映画産業団体連合会(映画関係団体によって組織)が,制限付映画への制限該当者の観覧及び18歳未満の者の深夜興行館 への立入りを禁止すること等を内容とした「深夜興行等に関する申合せ」を制定					
カラオケボックス	〇日本カラオケスタジオ協会が、青少年の利用時間の制限、未成年者の飲酒・喫煙防止、薬物の乱用防止、内鍵の不設置、外部 から室内が見渡せる開口部の取付け等を内容とした自主規制基準の制定や全国各地で管理者等を集め講習会を実施					
インターネット	○(社)電気通信事業者協会が「インターネット接続サービスの提供にあたっての指針」を公表 (社)テレコムサービス協会が、「インターネット接続サービス等に係る事業者の対応に関するガイドライン」、「インターネット接続 サービス契約約款モデル条項」等を公表 ○(財)インターネット協会が、フィルタリング(インターネットのウェブページのうち、違法・有害なページ等の閲覧を選択的に遮断 する機能)に関する専用のホームページを開設するとともに、フィルタリングソフトを無償で提供。					
インターネットカフェ・ まんが喫茶	〇日本複合カフェ協会が、店舗運営ガイドラインを制定。青少年の利用時間を制限するなどの基準項目を満たす店舗に対して「優良店」マークを交付					
携帯電話・PHS	〇関係各社が、未成年者と契約する場合は親権者の同意を得ているほか、公式コンテンツ提供に関するガイドラインの策定、カタログやホームページ上などでの利用者に対する注意喚起、インターネット接続制限機能の提供、公式コンテンツを提供するプロバイダに対して掲示板への掲載内容の確認を依頼するなどの措置を実施					

(資料:内閣府調べ)

(違法・有害な情報からの児童の保護のための警察の活動) 246. 第2回政府報告パラグラフ154参照。

247. (1)「青少年育成施策大綱」及び「犯罪に強い社会の実現のための行動計 画」において、違法・有害な情報からの少年の保護等が盛り込まれたことを踏まえ、 警察では、地域住民等と協力して、有害図書の自動販売機撤去やピンクビラ等の違 法・有害な広告物の撤去等の活動を促進している。

248. (2)また、インターネット上の違法・有害情報等に起因する犯罪等の事案の 発生を踏まえ、「IT安心会議」(インターネット上の違法・有害情報に関する関係省庁 連絡会議)で取りまとめられた対策に基づき、警察では、学校等と連携し、少年をイン ターネット上の違法・有害情報から守るため、非行防止教室等の機会を活用して、少 年やその保護者等を対象に、フィルタリングソフトの普及や家庭における利用の促進 や、インターネット上の情報を取捨選択して活用できる能力の向上とモラル教育の充 実などの啓発活動を行っている。

249. (3)その他、インターネットカフェ等における違法・有害な情報から少年を保 護するため、日本複合カフェ協会による、青少年の身分確認、フィルタリングシステム を導入したパソコンの利用等を内容とした、自主規制の制定について助言している。

250. (4)また、児童買春等の犯罪の温床となり易い、いわゆる出会い系サイト等 の有害情報を提供するサイトの問題が深刻であるため、警察では、これらのサイト開 設者に対して、民間団体が少年の利用防止のための必要な措置を求めたり、これら サイトを利用する児童に対して注意喚起する活動(2004年6月から開始)について 協力を行っているほか、警察において、児童ポルノ等の違法・有害情報に対するサイ バーパトロールを実施している。

251. なお、「出会い系サイト規正法」についてはパラグラフ14参照。また、インター ネット上の児童ポルノについてはパラグラフ549-550(「児童ポルノ等の違法・有害 情報への対策」)参照。)

(放送分野における有害情報からの保護) 252. 第2回政府報告パラグラフ155参照。 253. ただし、「放送と青少年に関する委員会」については、2003年、放送倫理・ 番組向上機構に組織替えされた。

(インターネット上における違法・有害情報からの保護)

254. 総務省は、平成17年8月から、学識経験者、プロバイダ等から成る「インター ネット上の違法・有害情報への対応に関する研究会」を開催し、インターネット上の違 法・有害情報に対するプロバイダ等による自主的措置及びこれを効果的に支援する 方策等について検討している。平成18年1月26日に中間取りまとめを公表し、今後 さらに検討を進め7月を目途に最終的な取りまとめを行う予定である。

また、総務省は、児童を有害コンテンツから保護し、その健全な育成を図るため、現 在パソコン向けに実現している有害コンテンツのフィルタリング機能を、モバイル(携 帯電話等)向けに実現する技術開発を進めており、平成18年3月までに最終成果を 取りまとめる予定である。

(青少年を取り巻く有害情報対策のための地方における取組への支援)

255. 文部科学省では、メディア上の性・暴力表現をはじめとする青少年を取り巻く 有害情報対策のため、1998年4月以降、関係省庁及び関係団体に対し、自主規制 の徹底等の要請を行うとともに、(社)日本 PTA 全国協議会が実施するテレビ番組の モニタリング調査に対して支援するなどしてきた。また、2001年度から2003年度に かけて「子どもとテレビ」、「子どもとインターネット」、「子どもとテレビゲーム」に関する NPO 等についての調査研究を実施し、2004年度からは、海外の有害情報対策に関 する先進的取組事例についての調査研究を実施している。さらに、2004年度より青 少年を取り巻くメディア上の有害情報対策を推進する観点から、地域で子どもと保護 者を対象としたメディア・リテラシーや啓発活動を行うモデル事業を実施するとともに、 全国的な啓発活動を行っている。

(青少年の保護育成に関する条例)

256. 都道府県では、青少年の保護育成に関する条例により、青少年に有害なものとして知事等が指定した図書等を青少年が閲覧することや、それらを青少年へ販売、貸与、頒布すること等を禁止している。政府においては、同条例の効果的な運用 や各法令に基づいた取締りの徹底を図ることを要請している。

(資料)青少年の保護育成に関する条例による有害指定件数の推移

年度指定対象	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度
総数	14, 007	6, 947	3, 829	5, 357
映画	727	378	437	1, 273
雑誌	2, 612	2, 049	2, 217	3, 892
ビデオ	10, 722	4, 518	1, 171	192
その他	16	2	4	

※各年度の期間は、3月から翌年2月までを表す。

H. 拷問又は他の残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰を 受けない権利(第37条(a))

(児童の拷問等からの保護)

257. 第2回政府報告パラグラフ160(=第1回政府報告パラグラフ107から110)参照。

(児童福祉施設における体罰)

258. 児童福祉施設の施設長については、従来より、児童福祉施設最低基準 (1948年厚生省令第63号)(第9条の3)において体罰等懲戒に係わる権限の濫用の 禁止規定を設けている。さらに、児童福祉施設職員については、2005年1月より、 入所児童に対する虐待等の禁止を同基準(1948年厚生省令第63号)(第9条の2)に おいて規定したところである。

また、体罰等懲戒権の濫用に当たる行為の禁止の基準を示し、関係者に徹底してい る。

なお、児童福祉行政指導監査の際には、体罰等懲戒権の濫用について、重点監査 事項として実施するよう指導している。

259. また、社会福祉法に基づき、社会福祉事業の経営者に対して「情報の提供」 「自主評価や第三者評価等による福祉サービスの質の向上のための措置等」「苦情 の解決」の努力義務を規定するとともに、都道府県社会福祉協議会に運営適正化委 員会を設置し、利用者からの苦情の相談に応じ、苦情の解決の斡旋等を行う仕組み を設けている。

児童福祉施設においては、児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第63号)に より、児童福祉施設に入所している児童又はその保護者等の処遇に関する苦情に迅 速かつ適切に対応するため、当該施設に苦情受付窓口の設置等を義務づけている。 (学校における体罰)

260. 学校における体罰については、学校教育法第11条において厳に禁止されて おり、毎年行われる生徒指導担当者の会議で、その趣旨の周知を図っているところで ある。

また、我が国においては、学校において、教育上必要があると認められたときには、 児童生徒に対して懲戒を加えることができるものとされているが、学校において児童 生徒に対し懲戒を行う際には、当該児童生徒等から事情や意見をよく聞く機会を持つ など児童生徒の個々の状況に十分留意し、その措置が単なる制裁にとどまることなく 真に教育的効果を持つものとなるよう配慮することについて、研修等を通して、指導し てきたところである。

261. 国レベルの研修を一元的、総合的に実施する独立行政法人教員研修センターにおいては、各都道府県市において中心的役割を果たす教員等を対象として実施される研修において教育関係法規に関する講座が開設されており、このなかで児童・ 生徒に対する懲戒・体罰の禁止に関する内容が扱われている。

また、体罰等の被害を受けた児童生徒などからの相談に対応するため、例えば、教育センター等における教育相談窓口の設置などの取組が行われている。

(矯正施設における拷問等の禁止)

262. 第2回政府報告パラグラフ161参照。

263. 少年が収容される少年鑑別所、少年院及び少年刑務所等の矯正施設においては、憲法第36条で公務員による拷問及び残虐な刑罰を禁じ、刑法第195条第2 項で罰則を設けて暴行等を禁止しているほか、刑事施設及び受刑者の処遇等に関 する法律、刑事施設二於ケル刑事被告人ノ収容等ニ関スル法律(注:2006年から施 行。現在は、監獄法)、少年院法等の法令に基づき、被収容者に適正な生活条件の 保障を図り、かつ、その健康の維持のために適切な措置を講じ、人道的な処遇を実 施している。

264. 矯正施設における被収容者が非人道的な若しくは品位を傷つける取扱いを 受けないことを担保するため、矯正職員に対して、被収容者の人権に関する理解を 深めさせ、被収容者の処遇を適正に行うために必要な知識・技能を習得・向上させる ために必要な研修及び訓練を実施し、児童の権利に関する条約を含む被収容者の 人権に関する国際準則の内容や非暴力的危機介入法等の最新の処遇方法などに ついても習得させているほか、監査官等による実地監査や不服申立制度を設けてい る。また、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律は、新たに、第三者機関が刑 事施設を視察し、その運営に関して刑事施設の長に対して意見を述べる制度を設けている。

(刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律)

2005年5月、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律(注:2006年か 265. ら施行)が制定され、あらゆる形態の身体的及び心理的暴力等の防止に配慮する旨 が明確に規定された。例えば、刑事施設の規律及び秩序を適正に維持するために執 る措置は、「被収容者の収容を確保し、並びにその処遇のための適切な環境及びそ の安全かつ平穏な共同生活を維持するため必要な限度を超えてはならない。(第5 O条第2項)、「懲罰は、反則行為を抑制するのに必要な限度を超えてはならない。」 (第105条第3項)と規定されたほか、受刑者は、自己に対する刑事施設の職員によ る行為であって、身体に対する違法な有形力の行使や違法・不当な手錠等の使用な どがあったときは、収容されている刑事施設の上級機関の長にその事実を申し出る ことができ、その申出を受けたものは、そのような事実があったことを確認した場合に おいて必要があると認めるときは、同様の行為の再発の防止のため必要な措置を執 るものとする旨の規定(第118条、第119条)や、居室に収容して謹慎させる懲罰の 執行など、拘禁の度合いが通常より強い措置を行うに当たっては健康状態について 医師の意見を聴取しなければならない旨の規定(第111条第2項など)などが設けら れた。

(行刑施設における不服申立制度)

266. 現行の矯正施設における不服申立制度に関しては、第1回政府報告パラグ ラフ110及び第2回政府報告パラグラフ310において述べたとおりであるが、上述の 刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律(平成17年法律第50号)の制定により、 行刑施設に収容される受刑者に対しては次のような不服申立制度が整備された。 ①刑事施設の長の一定の措置に不服がある者は、矯正管区の長に対し、審査の申 請をすることができることとし、その申請の裁決に不服がある者は、法務大臣に対し、 再審査の申請をすることができる。

②受刑者は、職員による身体に対する違法な有形力の行使等があったときは、矯正 管区の長に対し、その事実を申告することができることとし、その申告に係る事実の 有無についての確認の結果等に不服があるときは、法務大臣に対し、その事実を申 告することができる。

③受刑者は、自己が受けた処遇について、法務大臣、監査官及び刑事施設の長に 対し、苦情の申出をすることができる。

(児童への体罰等を行った者の調査・不処罰防止のためにとられた措置)

267. 2001年5月から2005年9月末までの間、少年院、少年鑑別所又は少年刑務所において、職員が被収容少年(未成年)に対する暴行を理由として、国家公務員法による懲戒処分に処せられた事案が、12件発生している。

この種の事案が発生した場合は、各施設において、再発防止のため、直ちに施設長 指示を発出するなどし、その施設の全職員に注意を喚起するなどのほか、人権に配 慮した職務執行等についての職員研修を一層充実させるなどの措置を講じている。

(裁判例)

268. 児童が拷問等の犠牲となったと認定された裁判例は見当たらない。

V. 家庭環境及び代替的な監護

A. 父母の指導(第5条)

(父母の指導)

269. 第2回政府報告パラグラフ165(=第1回政府報告パラグラフ111-113) 参照。

(児童の権利に関する家族のカウンセリング・親の教育プログラム・親への啓発活動 及び関連専門集団への研修活動)

270. 第2回政府報告パラグラフ166参照。

(発達障害に関する専門的な相談支援)

271. 「発達障害者支援法」に規定する発達障害者支援センターでは、発達障害の 早期発見、早期の発達支援等に資するよう、発達障害のある児童を含む発達障害者 及びその家族に対する専門的な相談・助言を行っている。

(不差別、児童の最善の利益等の尊重等条約の原則の尊重・第5条実施についての 進捗状況・問題点)

272. 第2回政府報告パラグラフ169(=第2回政府報告パラグラフ91から93)参 照。

B. 父母の責任(第18条1、2)

(父母の責任等についての法律上の考慮)

273. 第2回政府報告パラグラフ170参照。

(子女を就学させる義務)

274. 第2回政府報告パラグラフ171参照。

(親権者への支援)

275. 児童手当制度及び児童扶養手当制度についてパラグラフ57(「児童の経済 政策から受ける不利な影響からの保護」)参照。

また、市町村においては、経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生 徒の保護者に対し、必要な援助を与えなければならないと定め(学校教育法第25条、 第40条)、義務教育の円滑な実施を図ることとしている。国としては、「就学困難な児 童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律」により、経済的理由 によって就学困難な児童及び生徒について学用品を支給する等就学奨励を行う市町 村に対し、国が必要な援助を行うことによって、義務教育の円滑な実施に資すること としている。

(児童養護のための施設、整備等)

276. 第2回政府報告パラグラフ173を参照。

(第18条実施の進展状況、問題点並びに将来の目標)

277. 2000年に総理府が実施した「男女共同参画に関する世論調査」によれば、 男性も子どもの世話、子どものしつけや教育に関わるべきだとの回答は、1993年の 38. 7%から2000年には44. 4%となった。また2004年に内閣府が実施した「男 女共同参画社会に関する世論調査」によれば「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき である」に賛成の割合が1997年57. 8%から2004年には45. 2%となり、性別に よる固定的役割分担意識は男女とも着実に変化している。

政府においては、1999年に制定した男女共同参画社会基本法及び2005年に策定 した男女共同参画基本計画(第2次)に基づき、今後も家庭生活への男女の共同参 画の促進に努める。

C. 父母からの分離(第9条)

(a)条約第9条1に定める形で児童が父母から分離されないことの確保278. 第2回政府報告パラグラフ175(=第1回政府報告パラグラフ123、124)参照。

(b)全ての関係当事者による手続への参加等の確保

(家事審判)

279. 第2回政府報告パラグラフ176(=第1回政府報告パラグラフ126、127)参 照。

280. また、人事訴訟では、裁判所は、離婚訴訟等において15歳以上の子につい て親権者指定等の裁判をする場合には、当該子の陳述を聴取しなければならないも のとされている(人事訴訟法第32条第4項)。また、裁判所は、上記裁判等をするに 当たって事実の調査をすることができるものとされており(同法第33条第1項)、これ により15歳未満の児童の陳述も聴取することができる。

(児童相談所の措置等)

281. 児童相談所が児童に対して児童福祉法に基づく措置を採る場合には、児童 福祉法第 27 条第 4 項の定めにより、保護者の意向を確認することとしている。 (c)父母から分離されている児童が定期的に父母と人的関係等を維持することの確保

282. 第2回政府報告パラグラフ178から180参照。

(d)不在となっている家族の所在に関する情報の提供の確保

283. 第2回政府報告パラグラフ181(=第1回政府報告パラグラフ129)参照。

(e)第9条の実施についての進捗状況・問題点・抑留、拘禁、国外追放、強制送還、 死亡等の関連情報

284. 第2回政府報告パラグラフ182参照。

D. 家族の再統合(第10条)

(家族の再統合の確保等)

285. 第2回政府報告パラグラフ183(=第1回政府報告130から132)、184参 照。

(両親と居住国の異なる児童の権利の確保)

286. 第2回政府報告パラグラフ185(=第1回政府報告パラグラフ131、132)参照。

(児童及び父母の出国・入国の権利の尊重・出国の権利の制限 287. 第2回政府報告パラグラフ186(=第1回政府報告パラグラフ131、132)参 照。

(第10条実施についての進捗状況と問題点) 288. 第2回政府報告パラグラフ187参照。

E. 不法な国外移送及び国外からの不帰還(第11条)

(児童の不法な国外移送及び国外からの不帰還の除去等) 289. 第2回政府報告パラグラフ188参照

290. 我が国刑法は、これまでも日本国外への移送目的で人を略取・誘拐、売買した場合に処罰することとしていたが、2005年6月、刑法の一部を改正し、日本に限らず、その人が現に存在する国の外に移送する目的で人を略取・誘拐、売買する行為を処罰することとした。これにより、被疑者・被害者として日本人が関与していれば、

外国間において行われる児童の略取・誘拐、売買行為をも処罰することが可能である。同改正法は、同年7月から施行されている。

291. 人身取引議定書の締結等に伴う人身取引対策のための整備として、出入国 管理及び難民認定法の一部が改正され(2005年7月施行)、同法第2条第7号の規 定に人身取引等の行為の定義(「18歳未満の者」に対する行為についても盛り込ん だ)を設け、人身取引の被害者が保護の対象となることを法文上明確にするとともに、 人身取引を行った外国人(加害者)については、新たに上陸拒否事由及び退去強制 事由を設けたことで、我が国において人身取引等に関与することを未然に防止するこ とが可能となった。また、人身取引の被害者は、一部の上陸拒否事由及び退去強制 事由から除かれ、上陸拒否事由又は退去強制事由に該当する場合でも上陸特別許 可又は在留特別許可の対象となることが明示された。さらに、18歳未満の外国人に ついては、18歳以上の者を対象とする人身取引の定義に定める「手段」に関係なく、 人身取引の目的で「支配下に置かれたもの」又は「引き渡されたもの」であることのみ により被害者として認められることになり、より一層の保護が図られることとなった。

F. 児童の扶養料の回収(第27条4)

292. 児童の扶養料は、①婚姻中における婚姻費用の分担、②離婚時の子の監護 費用の分担、③親の子に対する扶養義務の履行として請求することができる。

293. 具体的な回収の方法としては、家事審判法に基づく①これらに関する調停 と、②婚姻費用分担に関する審判事件における請求、③子の監護に関する審判事件 における扶養料請求、④扶養に関する審判事件における扶養料請求のほか、⑤人 事訴訟法第32条第1項・第2項による離婚訴訟の際の附帯処分の制度が用意され ている。上記⑤の離婚訴訟における附帯処分を命じる判決はもとより、これらの給付 を命ずる調停証書及び審判書は、執行力ある債務名義と同一の効力を有しているの で、義務者が任意に履行しない場合には、強制執行をして扶養料を回収することが 可能である。人事訴訟法及び家事審判法は、上記の強制執行の方法に加え、家事 債務の履行を確保するための履行確保の制度を設けており、家庭裁判所は、判決、 調停又は審判等で定められた義務につき、履行勧告又は履行命令をすることができ る。

294. なお、2005年の1年間に終局した家事に関する金銭債務等の履行勧告事件は、1万4481件であり、このうち、全部又は一部が履行されたものは、8009件である。

295. 児童の父母又は金銭上の責任を有する者が児童と異なる国に在住しており、 児童が我が国において扶養料を回収する場合について、第1回政府報告パラグラフ 136参照。

296. なお、扶養義務等に基づく金銭債務の強制執行については、民事執行法の 改正により、2004年4月からは、支払日が到来していない将来分の扶養料(養育費 等)も含め、一括して、債務者の将来の収入の差押えをすることができる制度を導入 し、2005年4月からは、直接強制(債務者の財産を換価して、そこから弁済を受ける 方法)のほか、間接強制(不履行の場合には金銭を支払うよう債務者に命じて、自ら 履行することを心理的に強制する方法)もすることができるようにしている。

G. 家庭環境を奪われた児童(第20条)

297. 第2回政府報告パラグラフ191を参照。

H. 養子縁組(第21条)

(a)養子縁組の際、児童の利益について最大限の考慮が払われることの確保 (養子縁組の際の考慮)

298. 第2回政府報告パラグラフ109、192参照。

299. 我が国の民法上、未成年者を養子とする場合には、原則として家庭裁判所 の許可を得なければならず、子の福祉に反するような養子縁組が生じないよう配慮さ れている。なお、養子となる未成年が、養親となるべき者又はその配偶者の直系卑族 である場合には、家庭裁判所の許可は不要とされているが、このような場合には、未 成年者の直系尊属が養親又はその配偶者となることから、専ら親の都合のために養 子に出されるなど、子の福祉に反する養子縁組が行われることは考えられないため である。

(児童相談所における対応)

300. 養子縁組のあっせんを行う場合には、子どもや保護者等の縁組についての 同意をできるだけ得ている。児童相談所長は、養子縁組希望者に児童を少なくとも6 か月以上里親として養育することを勧めている。

(あっせん事業者に対する指導)

301. 養子縁組についてあっせん事業を行う者は、社会福祉法第69条に基づき、 事業経営地の都道府県知事に届出をすることが義務づけられている。 届出をせずに事業を行っている者については、都道府県を通じ届出をするよう指導す るともに、届出を行っている事業者についても、不適切な運営を行っていると認めら れる場合には、必要に応じて社会福祉法第70条に基づく調査及び同法第72条第1 項に基づく事業制限命令又は事業停止命令等必要な措置を行うよう、都道府県に対 し指導している。

(b)国際養子縁組

(出身国での監護等ができない場合の代替手段としての国際養子縁組・国際養子縁 組が行われる児童が国内における養子縁組における保護等と同等のものを享受す ること)

302. 第2回政府報告パラグラフ194のとおり、我が国においては、国際養子縁組についても国内縁組と同等の保護が図られていると考えている。

(不当な金銭上の利得を伴わないこと)

303. 第2回政府報告パラグラフ195参照。

(国際養子縁組に関係した児童に関する統計)

(資料)

国際養子縁組に関係した児童に関する統計(新受件数)

	年度	合計	養子縁組	特別養子縁組
全家裁総数	2000年	534	500	34
	2001年	491	460	31
	2002年	553	507	46
	2003年	597	574	23
	2004年	700	665	35

※年度については、1月から12月までの数値である。

I. 収容に対する定期的な審査(第25条)

(矯正施設及び仮釈放)

304. 第2回政府報告パラグラフ196参照。

(児童福祉施設)

305. 第2回政府報告パラグラフ197を参照。

J. 虐待及び放置(含む身体的及び心理的な回復及び社会復帰)第19条及び第39 条

(a)虐待、放置、搾取等から児童を保護するためにとられた措置 (法律によるあらゆる形態の身体的及び心理的暴力等の禁止) 306. パラグラフ260-262(「矯正施設における体罰及び拷問等の禁止」及び第 2回政府報告パラグラフ198(=第1回政府報告パラグラフ107から110)参照。

(児童虐待防止法の改正)

307.児童虐待の防止については、2000年11月の「児童虐待の防止等に関する 法律」の施行後、広く国民一般の理解の向上や関係者の意識の高まりが見られ、ま た様々な施策の推進が図られてきた。しかしながら、重大な児童虐待事件は後を絶 たず、児童虐待問題は依然として早急に取り組むべき社会全体の課題である。200 4年4月には、「児童虐待の防止等に関する法律」が改正され、児童虐待が児童の人 権を著しく侵害することを踏まえ、児童の虐待の予防及び早期発見その他の児童虐 待の防止に関する国及び地方公共団体の責務を定めるとともに、早期発見のための 通告義務の拡大、児童の安全確保のための警察に対する援助要請、虐待を行った 親に対する指導、児童虐待を受けた児童等に対する自立の支援のための措置等が 定められた。また、児童虐待の定義として、保護者以外の同居人による身体的虐待、 性的虐待又は精神的虐待の保護者による放置や児童に対する著しい暴言又は著し く拒絶的な反応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力も含まれること が明示された。

政府としては、同改正法に基づき、保健、医療、福祉、教育等の各分野において様々 な取組みを実施している。また、関係省庁と保護者を含む幅広い関係団体が参加す る児童虐待防止対策協議会を開催して連携強化を図っている。

308. さらに、2004年の改正法における見直し規定を踏まえ、児童虐待防止対策の 強化を図る観点から、児童虐待防止法及び児童福祉法の改正法が2007年5月に 成立し、以下の措置が講じられたところである(2008年4月施行)。

① 従来の立入調査に加え、児童の安全確認等のため、裁判官の許可状を得た 上で、解錠等を伴う立入を可能とすること

② 保護者に対する面会・通信の制限を強化するほか、都道府県知事が保護者に対し児童へのつきまといや児童の住居等付近でのはいかいを禁止できることとし、当該禁止命令の違反につき、罰則を設けること

③ 保護者が指導に従わない場合に、一時保護、強制入所を行うなどの措置を講 じる旨を明確化すること 等

309. 警察では、児童虐待は人格形成期にある児童の心身に深刻な影響を及ぼす 重大な問題であると認識し、児童の生命、身体を守るとともに、児童の精神的な立直 りを支援することによって問題行動等に走ることを防止するという観点から、この問題 を少年保護対策の重要課題の一つとして位置付け、取組みを強化している。 具体的には、2004年に改正された児童虐待の防止等に関する法律に基づき、①児 童虐待事案の早期発見と迅速かつ確実な通告、②児童相談所長等からの警察署長 に対する援助要請に対する適切な対応、③児童の支援と適切な事件化、④体制の充 実強化と児童相談所等の関係機関等との連携の強化、⑤職員に対する指導、教養 の徹底等に留意し、適切な対応に努めている。

310. また、同改正法により、学校その他児童の福祉に業務上関係のある団体も 児童虐待の早期発見に責任を負うことが明確にされたことなどを踏まえ、文部科学省 においては、学校等教育関係者に対して、改正法の趣旨等について周知を行ったと ころである。

(児童福祉法の改正)

311. 第2回政府報告パラグラフ200参照。

312. 近年、児童虐待相談件数の急増等により、児童相談に対する児童相談所の みならず多様な機関によるきめ細やかな対応が求められている。このため2004年1 1月に児童福祉法を改正し、児童相談に応じることを住民に身近な市町村の業務とし て法律上明確にし、児童相談所の役割を専門性の高い困難事例への対応に重点 化・明確化するとともに、市町村には関係機関からなる要保護児童対策地域協議会 を設置できるようにするなど、地域の児童相談体制の充実を図ったところである。 313. さらに、同改正により、児童の施設入所等を承認する審判をする場合におい て児童の保護者に対して児童相談所が行う指導措置について、家庭裁判所が必要 に応じて関与する仕組みが導入された他、また18歳以上の未成年者のケースにも 適切に対応するため、児童相談所長の親権喪失請求権を拡大すること等の司法関 与の見直しがされたところである。

(民法)

314. 第2回政府報告パラグラフ201参照。

(苦情申立手続)

315. 児童が虐待を受けたと思われる場合は、本人の申し出にとどまらず、近隣知 人、福祉・教育・保健・医療関係者等からの連絡により、市町村、都道府県の設置す る福祉事務所若しくは児童相談所が救済するシステムとなっている。

(司法関与の強化)

316. 第2回政府報告パラグラフ203参照。

パラグラフ307-313参照。

(暴力を伴わない肯定的な児童の規律の確保)

317. 第2回政府報告パラグラフ161-163、204参照。

(広報啓発活動)

318. 警察では、毎年、国民一般向けに作成している広報用リーフレットに、児童虐待防止法についてわかりやすく掲載しているほか、児童虐待の早期発見や通報・連絡について国民一般に周知を図るため、リーフレットを配布した。

また、警察のホームページに少年相談窓口の電話番号、電子メールのアドレス等を 掲示し相談窓口の周知を図っているほか、被害防止のため、児童虐待に関する事件 の事例、統計資料等を公表している。

さらに、関係省庁(内閣府、厚生労働省、文部科学省)と連携し、児童虐待防止推進 月間において、児童虐待防止に関するポスターを警察署の掲示板に掲示、リーフレッ トを配布するなどしたほか、児童虐待防止を目的とした政府広報を女性雑誌に掲載 するなど広報啓発に努めている。

319. 第2回政府報告パラグラフ212参照。

320. 2004年4月、人権侵犯事件に対して迅速・柔軟・適正な調査救済活動が実施できるよう、人権侵犯事件調査処理規程を全面的に改正し、これに基づき、法務局及び地方法務局において児童虐待事案を認知した場合は、速やかに救済手続を開始することとし、児童相談所を中心とした関係機関との連携を図りつつ所要の調査を行い、適切な措置を講ずることとしている。

なお、法務省の人権擁護機関においては、2004年度から内閣府及び厚生労働省が 主唱する「児童虐待防止推進月間」が制定されたことを機に、児童虐待を防止するた めの取組に特化した「子どもの人権専門委員全国会議」を開催するなどして、その取 組の充実・強化を図っている。

321. 第2回政府報告パラグラフ91、93参照。

322. 虐待は子どもに対する重大な権利侵害であることを幅広く周知するため、虐待に対する心構えや具体的な実行を促すための提言「子どもを虐待から守るための5か条」を定め、広報誌、ポスター等様々な媒体を活用した広報・啓発活動を行うとともに、平成16年から11月を「児童虐待防止推進月間」と位置づけて、その期間中、

ポスター等の作成及び全国フォーラムの開催など集中的な広報啓発活動を行っている。

さらに、家庭教育における子育てのヒント集としての家庭教育手帳の中で、「子どもの 心や身体を傷つけるような叱り方は、教育的な効果がないばかりでなく、児童虐待に つながる可能性もある」ことなどについて盛り込み、乳幼児等の子どもを持つ親に配 布している。

(b)第19条2に関する情報

(援助プログラム)

323. 第2回政府報告パラ206参照。

324. 2004年の児童福祉法の改正により、児童福祉施設等の目的の中に退所児 童に対するアフターケアの規定を整備したところであり、入所時のみならず退所後に おいても継続的に支援を行っている。

(学校における取組の充実)

325. 文部科学省においては、国において国内・海外の先進的取組等を収集・分析 することなどにより、各学校・教育委員会における児童虐待防止に向けた取組の充実 を図ることとしている。

(児童の不当な扱いの発見、報告等のためにとられた措置) 326. 第2回政府報告パラグラフ207参照。

327. 警察では、児童虐待防止法の趣旨を踏まえて、2002年3月、「虐待防止対 応マニュアル」を作成、都道府県警察に配布し、組織全体として児童虐待事案の早期 発見の徹底に努めている。

また、2004年4月、児童虐待防止法が改正され、児童相談所長等による児童の安 全の確認及び安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じて、警察署長に対し て援助を求めなければならないことが規定されたことから、児童相談所長等から援助 を要請された警察署長は、速やかに職務執行を援助するために必要な措置を講ずる など、虐待行為を防止し児童の保護の万全を期するため、事案に即した適切な援助 に努めている。

(児童関連専門家への報告義務の制度)

328. 児童福祉法第25条及び児童虐待防止法第6条において、虐待を受けたと思われる児童を発見した者の児童相談所等への通告義務が規定されているほか、児

童虐待防止法第5条においては、学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健 師等児童の福祉に職務上関係のある児童虐待の早期発見努力義務について規定し ている。なお、児童虐待防止法第6条については、2004年の同法改正「虐待を受け た児童」から「虐待を受けたと思われる児童」に改正され、通告義務の範囲が拡大さ れている。

(暴力、虐待等の被害者となっている児童のための秘密のホット・ライン、アドバイス、 カウンセリング等)

329. 警察においては、児童を対象に、少年相談窓口やヤングテレホンコーナーの 電話番号等を明示したリーフレット等の配布や広報を行い、児童が相談しやすい環境 を整備している。

330. 法務省においては、被害者からの相談や事件に関する照会等を受け付ける 専用電話として「被害者ホットライン」を全国の地方検察庁に設置しているとともに、 人権擁護機関においては、児童に対する人権侵害の早期発見や問題解決に資する ため、専用相談電話「子どもの人権110番」を開設し、児童からの相談に応じてい る。

331. 各都道府県・指定都市が設置している児童相談所においては、一時保護所 を付設している全ての児童相談所において夜間、休日の緊急時の相談にも対応でき る体制をとっているほか、24時間の電話相談体制をとっている児童相談所もあるな ど、児童からの相談に対応できる体制をとっている。また、児童養護施設等の児童福 祉施設に附置する児童家庭支援センターでは、24時間・365日相談できる体制をと っている。

332. 第2回政府報告パラグラフ315参照。

333. 警察では、すべての都道府県警察に設置されている少年サポートセンターや 警察署の少年係等が窓口となって、少年や保護者等からの悩みや困りごとの相談を 受け付けている。相談には、少年の特性に関する知識や少年の取扱いに関する技術 を有する少年補導職員等が対応し、必要な助言、指導を行っている。

また、警察では、被害少年が犯罪等の被害で受けた精神的ダメージを早期に克服し て立直ることができるよう、少年サポートセンターを中心として、少年補導職員等が、 必要により部外の専門家や民間ボランティアとも協力しつつ、個々の少年の特性を踏 まえたきめ細かなカウンセリングや保護者等と連携しての環境調整等による継続的 な支援を実施している。 2005年4月現在、全国190箇所に少年サポートセンターが設置され、そのうち66箇 所は、少年や保護者が気軽に立ち寄ることができるよう、警察施設以外の施設に設 置している。

さらに、すべての都道府県警察において、「ヤング・テレホン・コーナー」等の名称で電話による相談窓口を設けているほか、フリーダイヤル、電子メールによる相談の導入等、少年等が相談しやすい環境の整備を図っている。

334. 文部科学省においては、学校にスクールカウンセラーや子どもと親の相談員 を配置することを通し、学校における相談体制を充実させている。

(関連の専門家への特別の研修)

335. 2004年4月、児童虐待等の児童問題に対応するため「子どもの虹情報研修 センター」を設立し、児童相談所の職員などに対して研修を実施している。また、200 4年度には、地域における児童虐待問題等に関連の深い医師、保健師、ケースワー カーなどに対する実践的な研修を実施している。

336. 警察では、警察職員に対し、採用時教育等の機会を活用して、早期に児童 虐待を発見するための観点や児童虐待防止法の内容等について指導、教育を行うと ともに、虐待を受けた児童の特性や関係機関との連携の在り方等、児童の保護及び 保護者への支援を行う警察職員に対して、児童虐待問題に関する専門的な知識・技 能の向上のための教育を実施している。特に、都道府県警察本部において児童虐待 防止対策の業務に従事する警察職員については、関係機関との行動連携の在り方 を含めた児童虐待への対応要領について教育を実施している。また、都道府県警察 の少年サポートセンター等に勤務する少年補導職員等に対しては、大学教授やカウ ンセラー等の専門家を講師としたカウンセリング技術専科等の教育を実施している。

(c)被害者である児童の回復及び社会復帰

337. 第2回政府報告パラグラフ211参照。

338. 2005年4月に施行された「犯罪被害者等基本法」に基づき、政府は同年12 月、「犯罪被害者等基本計画」を策定した。警察では、児童虐待の被害児童の保護に 関する関係機関との連携の充実や、警察職員に対する児童虐待の発見に資する指 導・教育、児童虐待の特性等に関する知識・技能の向上に努めていくこととしている。

339. パラグラフ311-313参照。

(d)第19条及び第39条の実施の進捗状況と問題点等(判例)

340. 第2回政府報告パラグラフ213参照。

(統計)

341. 第2回政府報告パラグラフ214参照。

342. 児童虐待に関する統計は、1990年度から全国の児童相談所において受け 付けた児童虐待相談に関連して集計を行っている。この統計で見ると児童虐待の相 談件数は毎年増加しており、1990年度は1,101件であるのに対し、2004年度は 33,408件となっている。

2004年中に、警察の少年相談窓口に寄せられた児童虐待に関する相談件数は、1, 833件であり、1995年の約10倍となっている。

また、2004年中に警察が取り扱った児童虐待事件の検挙件数は229件、検挙人員 は253人であり、前年に比べ件数で72件(45.9%)、検挙人員で70人(38.3%)増 加しており、被害者となった児童239人のうち51人が死亡している。

(資料)児童相談所における児童虐待の相談対応件数の推移

年度	2001	2002	2003	2004	2005
相談対応件数(件)	23,274	23,738	26,569	33,408	34,472

(資料)警察における児童虐待の相談件数の推移

	2001	2002	2003	2004
相談受理件数(件)	1,574	1, 382	1,276	1,833

、 区分	総	殺	傷		暴	逮	強	強	児	条青	遺保	致重	違覚
\backslash	数			傷		捕		制われ	童	少 例年	護		せい
\backslash				害				わい	福	保	責	死過	剤
\setminus	人			致		監		い せ	祉	違護 育	任		取 締
年)	人	害	死	行	禁	姦	っ	法	反成	棄者	傷失	反法
2004	253	33	142	29	16	1	16	8	17	1	16	3	0
2003	183	26	98	25	6	0	6	3	18	2	20	4	0
2002	184	20	101	20	5	1	7	4	21	0	25	0	0
2001	216	38	109	32	9	0	4	5	14	10	23	3	1

児童虐待事件の罪種別検挙人員の推移(2001-2004)

Ⅵ. 基礎的な保健及び福祉(第6条、第18条3項、第23条、第24条、第26条、第27条1から3項)

A. 障害を有する児童(第23条)

(a)身体又は知的障害を有する児童の状況

343. 我が国では、在宅の身体障害児は、1996年に81,600人であったのが、2 001年には81,900人となり、横這いとなっている。また、知的障害児は、1995年 には85,600人であったのが、2000年には93,600人となり、微増している。身体 障害児又は知的障害児を以下「障害児」という。

(資料) 障害者数

(単位:人)

	総数	0~4歳	5~9歳	10~14 歳	15~17 歳
身体障害児					
(2001 年)	81,900	13,500	23,100	28,900	15,400
知的障害児					
(2000年)	93,600	12,400	30,100	33,100	18,000

(厚生労働省調べ)

(b)尊厳等を確保する条件の下で児童が十分かつ相応な生活を享受すること

(総合的かつ計画的な障害者施策の推進)

344. 障害者施策の基本理念及び国、地方公共団体等の責務等を定める障害者 基本法について、障害者の自立と社会参加の一層の促進を図るため2004年に改 正を行い、障害を理由とする差別禁止の理念等を明示した(パラグラフ130参照)。

345. 政府においては、2002年12月24日に、障害者施策の基本的方向を定めた「障害者基本計画」を策定(閣議決定)するとともに、同基本計画の前期5年間において重点的に実施する施策及びその達成目標並びに計画の推進方策を定めた「重点施策実施5か年計画」を策定(障害者施策推進本部決定)し、これらの計画に基づき、障害者施策を総合的かつ計画的に推進しているところである。

(障害者自立支援法)

346. 2005年10月に、障害者及び障害児が自立した日常生活又は社会生活を 営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を行い、も って障害者及び障害児の福祉の増進を図ること等を目的とする障害者自立支援法が 成立したことを踏まえ、障害を有する児童についても地域で適切な支援を受けられる よう、地方自治体を中心とした保健・福祉・教育・雇用等の関係機関が連携する仕組 み作りを推進することとしている。

347. 2005年10月に障害者自立支援法が成立し、障害を有する児童についても、 地域で適切な支援を受けられるよう、地方自治体を中心とした保健・福祉・教育・雇用 等の関係機関が連携する仕組み作りを推進することとしている。

348. 障害者の地域における自立した生活を支援する体制をより強固なものとする ため、障害者福祉サービスの一元化、施設・事業体系の再編、利用者負担の見直し、 地域生活支援事業の創設などを内容とする障害者自立支援法が 2005 年 10 月に成 立した。これにより、障害を有する児童についても地域で適切な支援を受けられるよ う、地方自治体を中心とした保健・福祉・教育・雇用等の関係機関が連携する仕組み 作りを推進することとしている。

(発達障害者に対する支援体制の整備)

349. 発達障害を早期に発見し、発達支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務等を定めた「発達障害者支援法」が2005年4月に施行されたことを踏まえ、 発達障害者の乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応する一貫した支援 体制の整備を図るための事業を実施し、保健・医療・福祉、教育、雇用などの関係機 関が連携した総合的な支援体制の整備を進めている。

(在宅福祉サービス)

350. 障害児やその保護者からの相談に応ずるため、保健所等により母親(両 親)学級等の集団指導や家庭訪問等の個別指導による保健指導が行われているほ か、身体の機能に障害のある児童や機能障害を将来起こすおそれのある児童に対 して、早期に適切な治療や福祉の措置が受けられるように療育の指導が行われて いる。また、障害のある児童の居宅生活支援については、利用者自らサービスを選 択し、契約によりサービスを利用する「支援費制度」によりサービスが提供されてい る。支援費制度のもとでは、居宅介護等事業、デイサービス事業及び短期入所事業 を行っているところであるが、新規のサービス利用が大幅に伸びていることなどか ら、今後も利用増加が予想される。

日常生活用具の給付等

日常生活を営むのに支障がある障害児に対し、日常生活の便宜を図るための日常 生活用具の給付又は貸与を行っている。

②児童居宅介護事業

障害児(者)が居宅において日常生活を営むことができるよう、障害児(者)の家庭 等にホームヘルパーを派遣して入浴等の介護、家庭等の日常生活を営むのに必要 な便宜を供与することにより、障害児(者)の自立と社会参加を促進し、もって障害児 (者)の福祉の増進を図っている。

(資料)ホームヘルパーの確保人数

(単位:人)

1999	2000	2001	2002	2003
15,154	31,773	37,377	42,722	53,771

*2002年までは身体障害者、障害児・知的障害者専任分 2003年からは身体障害者、障害児・知的障害者、精神障害者専任分

(厚生労働省調べ)

(資料)

児童居宅介護等事業支払額の増加率(事業費ベース)

2003年4月 → 2005年2月 増加率280%

③児童デイサービス(障害児通園事業)の実施

障害児に対し、通園の方法により日常生活における基本的な動作の指導、集団生 活への適応訓練を行い、育成を助長している。

(資料)デイサービスセンターの設置箇所数

(単位:カ所)

1999	2000	2001	2002	2003	
793	918	1,052	1,164	1,164	

*身体障害者、知的障害児及び障害児分 (厚生労働省調べ)

(施設福祉サービス)

351. 児童に対して積極的な治療訓練を行う場として、また、障害の重度化に対応 した生活の場として、あるいは就労支援、社会参加促進を図る場として、知的障害児 施設、肢体不自由児施設、育児施設、ろうあ児施設及び難聴幼児通園施設及び重症 心身障害児施設等が設けられている。なお、これら児童福祉施設への入所等につい ても父母等の所得が一定水準を下回る場合には、無償で行われることとなっている。

(資料)障害児施設の現況

(2003年10月1日現在)

施	設	数	定員(人)	現員(人)
(か	所)			

知的障害児施設	259	12,763	10,676
自閉症児施設	7	332	213
知的障害者通園施設	247	9,068	8,669
肢体不自由児施設	64	5,738	3,635
肢体不自由児通園施設	93	3,650	2,671
肢体不自由児療護施設	6	360	237
盲児施設	12	309	131
ろうあ児施設	14	447	207
難聴幼児通園施設	25	846	727
重症心身障害児施設	103	10,144	10,246
知的障害者更生施設	1,430	94,097	92,734
(通所)	426	16,830	15,811
知的障害者授産施設	227	14,438	14,191
(通所)	1,175	44,967	43,727
知的障害者通勤寮	125	2,977	2,808
知的障害者福祉ホーム	76	965	788

(学校教育)

352. 障害がある子どもについては、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し 社会参加するために必要な力を培うため、一人ひとりの障害の程度等に応じ、きめ細 かな教育を行う必要がある。このため、障害の程度等に応じ、盲学校、聾学校及び養 護学校や小・中学校の特殊学級、あるいは通級による指導において、特別の教育課 程、少人数の学級編制、特別な配慮の下に作成された教科書、専門的な知識・経験 のある教職員、障害に配慮した施設・設備等により指導が行われている。

また、障害のため通学して教育を受けることが困難な児童生徒に対しては,養護学 校等の教員が家庭,児童福祉施設や医療機関等を訪問し教育を行う訪問教育を, 盲・聾・養護学校の小・中・高等部において実施している。さらに、教育の機会均等の 趣旨及び盲・聾・養護学校等への就学の特殊事情にかんがみ,保護者の経済的負 担を軽減し,その就学を奨励するため,就学のため必要な諸経費のうち,教科用図 書購入費,学校給食費,交通費,寄宿舎居住に伴う経費,修学旅行費,学用品購入 費等について,保護者の負担能力に応じて,その全部又は一部を助成する特殊教育 就学奨励費が保護者に支給されている。

353. 障害のある児童生徒と障害のない児童生徒や地域社会の人々が活動をともにする交流及び共同学習を実施しているが、これは全ての児童生徒の豊かな人間性

を育成する上で大きな教育効果が期待される。また、地域社会の人々においても、障害のある児童生徒とその教育に対する正しい理解と認識を促進するためにも重要な活動となっている。このような教育活動を推進するため、2004年3月に、ハンドブックを作成・配布した。また障害のある児童生徒に対する理解認識の推進のため、全国における会議の開催や冊子の作成・配布を実施している。

354. 「21世紀の特殊教育の在り方について(最終報告)」(2001年1月)を受け、 盲・聾・養護学校への就学基準について医学や科学技術の進歩等を踏まえて見直す とともに、市町村教育委員会が行う就学事務について国が定める手続きの弾力化を 図るため、2002年4月に学校教育法施行令の一部改正を行った。この改正により、 盲・聾・養護学校への就学基準に該当する者であっても、市町村教育委員会が障害 の状態に照らして、小学校又は中学校において適切な教育を受けることができる特 別な事情があると認められる者(認定就学者)については、小学校又は中学校に就 学させることが可能となった。

355. 近年,児童生徒の障害の重度・重複化,学習障害(LD),注意欠陥/多動性 障害(ADHD),高機能自閉症等の児童生徒への教育的対応が求められているなど の状況を踏まえ,2003年3月に特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会 議において最終報告がとりまとめられた。

同報告書では,障害の程度等に応じて特別の場で指導を行う「特殊教育」から障害 のある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な教育的支援を行う「特別 支援教育」への転換を図ることが基本的な方向として示され,学校や教育委員会に おける体制の整備,特別支援教育に関する制度的な見直しを行うこと等が提言され た。

356. これを受けて、2003年度から全ての都道府県に委嘱して、小・中学校の通常の学級に在籍する LD、ADHD、高機能自閉症等を含め、障害のある児童生徒に対する総合的な支援体制の整備を図るための事業を実施し、関係機関と連携した総合的な支援体制の整備を進めている。2005年度からは、発達障害に関し、早期発見や発達支援に対する国及び地方公共団体の責務を明らかにし、学校教育における支援や就労の支援等を定めた「発達障害者支援法」の施行も踏まえ、乳幼児期から就労に至るまでの一貫した支援体制の整備を図るため、事業の対象を小・中学校に加え、幼稚園及び高等学校へも拡大して推進している。

また、LD, ADHD, 高機能自閉症等の児童生徒に対する教育的支援を行う体制の整備や指導の充実を図るため「小・中学校における LD, ADHD, 高機能自閉症の児童

76

生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン(試案)」を2004年1月に策定し,全国の小・中学校や教育委員会などに配布した。

357. その後、同最終報告で提言された制度的な課題については、2004年2月に 中央教育審議会において審議が進められ、2005年12月にとりまとめられた答申に おいては、「特別支援教育」とは、障害のある児童生徒等の自立や社会参加に向け た主体的な取組を支援するという視点に立ち、適切な指導や必要な支援を行うもの であること、障害の重度・重複化を踏まえ、現在の盲・聾・養護学校を障害種別を超え た学校制度(特別支援学校(仮称))とすること、さらに、小・中学校において、学習障 害(LD)等を含めた障害のある児童生徒への指導及び支援について、制度的な見直 しを行うこと等が提言された。

358. この提言等を踏まえ、文部科学省において必要な検討を行い、次の制度改 正を行った。

(1)小中学校の通常の学級に在籍するLD・ADHDの児童生徒に対し、教育支援を 適切に行うため制度改正を行い、2006年4月から新たにLD・ADHDの児童生徒を 「通級による指導」の対象に位置付けることとした。

(2) 盲・聾・養護学校の制度を複数の障害種別に対応できる特別支援学校の制度に 転換するとともに、特別支援学校が小中学校の在籍児童生徒等の教育についての 助言援助にも努めること、小中学校等において特別支援教育を推進すること等を主 な内容とする学校教育法等の一部改正法案を第164回国会に提出した(2006年6 月成立、2007年4月より施行予定)。

(資料)特別支援教育の現状(義務教育段階)

	区分	学校数	児童生徒数	
	盲学校	71 校	1,164 人	
	聾学校	106	3,387	
養	知的障害	535	34,715	
護	肢体不自由	198	12,211	
学	病弱	92	2,853	
校	小計	825	49779	
	計	1,002	54,330	

盲·聾·養護学校(小·中学部)約5.4万人

(2005年5月1日現在)

小·中学校

(特殊学級)約9.7万人

区分	学級数	児童生徒数			
知的障害	19,191	59,749 人			
肢体不自由	2,202	3,748			
病弱·虚弱	901	1,696			
弱視	226	295			
難聴	632	1,158			
言語障害	359	1,241			
情緒障害	10,503	28,924			
計	34,014	96,811			
(2005年5月1日現在)					

(通級による指導) 約3.9万人

区分	児童生徒数		
言語障害	29,907 人		
情緒障害	6,836		
弱視	158		
難聴	1,816		
肢体不自由	5		
病弱·身体虚弱	16		
計	38,736		

(2005年5月1日現在)

特殊教育を受けている児童生徒

189,879人(義務教育段階の児童生徒の約1.7%)

*障害による就学猶予・免除者 91人

(資料)幼児児童生徒の就学状況

全就学幼児児童生徒数(幼・小・中・高)	16,276,161 人	100 %
うち特殊教育を受けている者	237,161 人	1.457 %

(2005年5月1日現在)

(雇用促進、職業訓練)

359. 第2回政府報告パラグラフ292参照。

(国際協力の精神に基づき、予防的な保健等の関連情報の交換の促進のためにとられた措置・これらの分野における自国の経験を広げる等のためにとられた措置) 360. 我が国が蓄積した技術、経験などを政府開発援助(ODA)や民間援助団体 などを通じて開発途上国の障害者施策に役立たせることは、国際協力上極めて有効 であり、かつ重要である。2003年8月に改訂された「政府開発援助大綱」においては、 政府開発援助の基本方針の一つとして公平性の確保を掲げ、ODA政策の立案及び 実施にあたり、障害のある人を含めた社会的弱者の状況に配慮することとしている。 我が国は、「国連障害者基金」に対し2001年から2005年間の5年間で累計約64 万米ドルを拠出しているほか、アジア太平洋経済社会委員会(ESCAP)に対し、ほぼ 毎年障害者関連支援プロジェクトに資金拠出を行っている(2005年度は1万米ド ル)。

361. 我が国は障害者権利条約の交渉に積極的に参加してきた。2007年9月、 我が国はこの条約に署名し、現在可能な限り早期の締結を目指して検討を行ってい る。

B. 健康及び保健サービス(第24条)

(a)第6条及び第24条に基づきとられた措置

(学校における健康診断)

362. 第2回政府報告パラグラフ221(=第1回政府報告パラグラフ187)参照。

(児童生徒の心の健康問題への対応)

363. 児童生徒の心の健康問題に対応するため、学習指導要領において、中学校 の保健体育科でストレスへの対処を取り上げることを明記するなど、指導内容を充実 した。また、教師用参考資料の作成・配布、現職の養護教諭等を対象とした研修会の 開催などの施策を実施している。さらに、学校の要請により、専門医の派遣を行うな ど、児童生徒の心身の健康相談や健康教育を行うモデル的な事業を行っている。ま た、保護者用パンフレットの作成・配布を行うこととしている。

(性教育・エイズ教育)

364. 学校における性教育・エイズ教育は、学習指導要領に則り、児童生徒の発達 段階に応じて性に関する科学的知識を理解させるとともに、これに基づいた行動がと れることを狙いとし、体育科、保健体育科などを中心に学校教育活動全体を通じて行 われている。また、教職員を対象とした研修会の開催、教師用指導資料や、児童生 徒用教材の作成・配布、効果的な指導方法等についての実践的な調査研究や、学校 と専門医等が連携しながら児童生徒の心身の健康教育を行うための事業を実施する など、性教育の充実に努めてきた。また、学校における性教育の実践事例集や、性 感染症等を含む児童生徒の様々な問題を総合的に解説した教材の作成・配布、学校 において性教育を実践している教職員等を対象とした指導講習会の開催などを行う こととしている。

(食育)

365. 国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむことがで きるよう、食育を総合的かつ計画的に推進することを目的とした食育基本法が、200 5年6月に成立し、同年7月から施行され、2006年3月末に、総理大臣を会長とし関 係閣僚と民間有識者から構成される食育推進会議において、食育推進基本計画が 決定された。

今後は、基本計画に基づき、国及び地方の行政機関をはじめ、家庭、学校、地域等 における関係者が連携しつつ、食育を国民運動として展開していく。

特に、我が国の未来を担う子どもたちが健全な食生活を実践することは、生涯にわたって健全な心身と豊かな人間性を育んでいく基礎となることはもちろんのこと、今後とも、我が国が活力と魅力にあふれた国として発展し続けていく上でも欠かせないことから、地域や社会を挙げて子どもの食育に取り組むことが必要である。

これらの取組により、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐ くむことができる社会の実現を目指す。

366. また、食生活を取り巻く社会環境の変化に伴い、偏った栄養摂取や朝食欠食 など、子どもの食生活の乱れや肥満傾向の増加などが見られ、子どもたちに望ましい 食習慣などを身に付けさせるために、学校において食育を推進することが重要となっ ている。また、食を通じて地域の産物や文化を理解し、継承することも望まれている。 このようなことから、学校における食育を推進するために、2005年4月から栄養教諭 制度が開始されたところであり、今後は、栄養教諭制度の円滑な実施、栄養教諭を 中核として、学校、家庭、地域が連携した食育推進事業の実施、学校給食における 地場産物の活用の促進や米飯給食の推進等についての実践的な調査研究の実施 などの取組を行うこととしている。

(母子保健)

367. 第2回政府報告パラグラフ225(=第1回政府報告パラグラフ181)参照。

(b)第1回報告後の変化を確認するためにとられた措置・児童の生命へのインパク ト・実施の進捗状況と問題点等の評価のために用いられた指標

(基礎的医療・保健の充実)

368. 第2回政府報告パラグラフ226-229、231-235を参照。

(感染症対策)

369. 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく感染症 発生動向調査により、性感染症(梅毒、性器クラミジア感染症、性器ヘルペスウイル ス感染症、尖圭コンジローマ及び淋菌感染症)及び後天性免疫不全症候群の発生の 状況並びに動向を把握しているところである。

また、同法に基づき「性感染症に関する特定感染症予防指針」及び「後天性免疫不 全症候群に関する特定感染症予防指針」を定め、これらの指針に沿って地方公共団 体、医療関係者、民間団体等と連携して、検査、正しい知識の普及啓発等、予防のた めの施策を実施している。

(未熟児の割合)

370. 近年、我が国における低出生体重児(2,500g 未満)の割合は、生殖補助医療の普及による多胎出産の増加等により増加傾向にある。また、周産期医療体制の整備等により低出生体重児の死亡率は減少傾向にある。

(資料)出生児の体重別、出生割合

(%)

年	1975	1985	1990	1995	2000	2003	2004
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
2,500g未満	5.1	5.5	6.3	7.5	8.6	9.1	9.4
1,500g未満	0.3	0.5	0.5	0.6	0.7	0.7	0.8
1,000g未満	0.1	0.2	0.2	0.2	0.2	0.3	0.3

(精神的な健康問題を含む児童の健康関連職員の研修等)

371. 児童相談所の職員などに対しては、2002年に設置された「子どもの虹情報 研修センター」において、児童虐待等の児童問題に対応するため、研修を実施してい る。

児童自立支援専門員その他社会福祉に従事する職員等に対しては、国立武蔵野学 院附属児童自立支援専門員養成所において、養成研修及び現任訓練研修を行って おり、その中では青少年の精神的な健康についても取り上げている。

保育所の設置者(地方自治体、社会福祉法人等)に対しては、職員への青少年の精神的な健康問題に児童に配慮した形で対処する方法についての研修を実施するよう 指導している。また、保育士等保育所職員を対象とした研修を行っている団体に対し ては、青少年の精神的な健康問題に児童に配慮した形で対処する方法についての 研修を実施するよう指導している。

都道府県等の保健師等地域保健関係職員に対する研修については、地域の実情に 即し、自治体職員を中心とした地域保健関係者に対して、都道府県等が研修事業を 実施している。 372. また、医療ソーシャル・ワーカーとして従事する職員に対し現任教育を行い、 医療ソーシャル・ワーカーの資質の向上を図ることにより、医療社会事業の推進に寄 与することを目的とした、医療ソーシャル・ワーカー初任研修や医療ソーシャル・ワー カー管理研修を国立保健医療科学院において実施している。

さらに、精神保健福祉センター、保健所等に勤務する医師、保健師、精神保健福祉 士等を対象に、児童思春期の心のケアの専門家の養成研修を行っている。

(若年妊娠予防のためにとられた措置等)

373. 第2回政府報告パラグラフ236参照。

374. 性と生殖面の健康に関する調査として、2002 年度から 2004 年度にかけて厚 生労働科学研究「望まない妊娠・人工妊娠中絶を防止するための効果的な避妊教育 プログラムの開発に関する研究」において、行政として講ずるべき施策の検討の基礎 資料となる調査を行ったところである。

(c)HIV/AIDSの蔓延状況・HIV/AIDS教育・広報のためにとられた措置 (予防のためのプログラム・戦略)

375. 第2回政府報告パラグラフ241-223参照。

(発生についての評価)

376. 第2回政府報告パラグラフ314参照。

377. エイズ動向委員会によれば、2004年の新規感染者・患者報告数は初めて 年間1000件を超え、2005年4月までの累積報告数も1万件を突破した。最近の発 生動向の特徴は、(イ)患者・感染者の感染経路が、主に性的接触によるものである こと(ロ)20歳代、30歳代の若年層及び青年層からの感染報告が多くを占めている こと等が指摘されているところである。

(児童及び父母への治療措置)

378. 第2回政府報告パラグラフ315-317参照。

(エイズ児童等に対する差別防止のためのキャンペーン等)

379. 世界保健機構(WHO)は、1988年に世界レベルでのまん延防止と感染者・ 患者に対する差別・偏見の解消を図ることを目的として、12月1日を"World AIDS day"(世界エイズデー)と定め、エイズに関する啓発活動等の実施を提唱し、1998年 からは、UNAIDS(国連合同エイズ計画)がこの活動を継承している。我が国もこの 趣旨に賛同し、毎年12月1日の「世界エイズデー」に向けて、街頭キャンペーンやイ ベントの実施を始め、新聞・雑誌・テレビ・インターネット等、あらゆる媒体を通じての 情報提供のほか、さまざまな啓発活動を実施している。

例えば、青少年層に対して、HIV/エイズについて関心をもたせ考えさせるきっかけ にするために、2001 年度よりポスターコンクールを実施しており、その中の作品を、当 該年度におけるエイズ予防に係る普及啓発ポスターとして使用し、官公庁、地方公共 団体、全国の公共施設や映画館などに広く掲示している。

380. さらには、学校及び地域の青少年における行動段階や発達段階に応じた科学的なエイズ予防教育の普及と、地域における学校、保健行政、保護者の社会的分業と連携を促進することを目的に、中学・高等学校職員や保健所職員を対象として、 行動変容科学を用いた具体的な教育手法を提供する青少年エイズ対策事業を実施している。

このような事業等を通じて、エイズに対する正しい知識の啓発普及を推進することに より、感染拡大防止、感染者・患者に対する差別・偏見の解消を図っているところであ る。

(学校におけるエイズ教育)

381. 第2回政府報告パラグラフ241=223参照。

(d)第24条の権利の達成のための国際協力の促進等

382. パラグラフ59-77(条約の実施を確保するための国際協力)参照。

C. 社会保障及び児童の養護のための役務の提供及び設備(第26条、第18条3)

(児童手当、児童扶養手当等)

383. パラグラフ57(児童の経済政策から受ける不利な影響からの保護)参照。

(父母が働いている児童が利用する資格を有する児童養護のための役務の提供等) 384. 第2回政府報告パラグラフ244参照。

385. 放課後児童健全育成事業については、2005年5月現在、15,184ヶ所に おいて実施、登録児童数は654,823人となっている。右事業に対し、国、都道府県 及び市町村はそれぞれ1/3の補助金を支出している(放課後児童健全育成事業補助 金)。 保育所については、2005年4月現在、保育所の施設数及び利用児童数はそれぞれ 22,570か所、利用児童数は1,993,684人となっている。保育所の運営費に対し、 国は 1/2、都道府県及び市町村はそれぞれ 1/4を負担している(保育所運営費負担 金)。

(資料)保育所の状況

	施設数	定員	利用児童数
2003年4月1日	22,354	1,991,145	1,920,599
2004年4月1日	22,490	2,028,045	1,966,929,
2005年4月1日	22,570	2,052,729	1,993,684

386. なお、保育所、保育ママ(保育士等の資格を持つ者の居宅で少人数の保育を 行う事業)、自治体における様々な単独施策、幼稚園における預かり保育等を活用し、 待機児童を解消するため、待機児童の多い都市を中心に、2002年度中に5万人、 さらに2004年度までに10万人、計15万人の受入児童数の増大を図る計画を進め てきたところである。

2002年度は5.4万人、2003年度は5.8万人の受入児童数の増加が図られた。2 004年度については、保育所の受入児童数の増3.3万人程度を含め、全体の受入 児童数の増は4.4万人程度となっており、2002年度からの3年間の合計では15. 6万人の受入児童数の増が図られており、当初の計画の目標は達成できた。2005 年4月の保育所待機児童数は、2年連続前年よりも減少し、約2万3千人となった。 このように改善傾向にあるものの、依然として都市部を中心に多数の待機児童が存 在しており、2004年末に策定した「子ども・子育て応援プラン」に基づき、待機児童5 0人以上の市町村を中心に、2007年度までの3年間で集中的に受入児童数を拡大 し、待機児童の解消を図っていくこととしている。

D. 生活水準(第27条の1、2及び3)

(生活水準の確保、生活保護法による生活扶助及び住宅扶助) 387. 第2回政府報告パラグラフ326、327参照。

(ハビタットⅡの「宣言」のフォローアップ) 388. 第2回政府報告パラグラフ248参照。

389. 2004年10月時点で、児童養護施設は556か所、また在所者数は30,59 7人となっている。 Ⅲ. 教育、余暇及び文化的活動(第28条、第29条、第31条)

A. 教育(含む職業訓練及び指導)(第28条)

(a) 教育についての児童の権利の確保

(児童の教育に係る家庭の負担の考慮と援助)

390. パラグラフ275(親権者への支援)参照。

391. 優れた学生及び生徒であって、経済的理由により修学困難である者に対し、 独立行政法人日本学生支援機構(2004年3月までは日本育英会)は、独立行政法 人日本学生支援機構法に基づき、学資の貸与を行っている(高等学校等については、 2005年度入学者より都道府県に順次移管)。また、日本学生支援機構のほか、地 方公共団体、公益法人等においても奨学事業を行っている。更に、大学では、学生の 経済状況などにより、授業料の減免や奨学金の給付等の措置が講じられている。

(十分な数の教員の確保)

392. 教員の確保については、これまで累次の定数改善計画により教職員定数の 改善を図り、必要な定数の確保に努めてきたところである。

2001年度から、教科等の特性に応じた20人程度の少人数指導の実施や多様な高 校教育の展開に対応するため、第7次公立義務教育諸学校教職員定数改善計画及 び第6次公立高等学校教職員定数改善計画を実施し、2005年度をもって同計画は 完成したところである。

これらの計画により、2001~2005年度までの5年間で、公立義務教育諸学校で2 6,900人、公立高等学校で7,008人の教職員定数が改善された。

(全ての児童が利用できる適切な教材の提供のためにとられた措置)

393. 第1回政府報告パラグラフ217及び第2回政府報告パラグラフ256参照。

(大学等における学習機会の拡充)

394. 第2回政府報告パラグラフ253参照。

(外国人児童生徒等への教育)

395. 第2回政府報告パラグラフ255参照。

(全ての児童が利用できる適切な教育施設の提供のためにとられた措置) 396. 第2回政府報告パラグラフ256参照。

(幼稚園教育、義務教育)

397. 第2回政府報告パラグラフ257を参照。

(中等教育)

398. 第2回政府報告パラグラフ258-259を参照。

399. なお、国公立の中学校及び中等教育学校前期課程における教育は無償である。財政的な援助を必要とする高等学校の生徒に対しては、奨学金などの経済的な援助を行う等の措置をとっているところであり、2004年度現在、高等学校への進学率は約98%に達している。

400. 我が国の教科書検定については、従来より、①全国的に定められた教育課程の基準(学習指導要領)に基づいていること、②申請図書の内容に誤りや不正確な記述がないこと、③記述の内容が公正でバランスのとれたものになっていること等を内容とする検定基準に基づき、専門家など学識経験者からなる教科用図書検定調査審議会の議を経て、厳正かつ適切に検定を実施している。

401. 定時制の課程を含めた公立高等学校の適正な規模の確保及び適正な配置 については、その具体的な在り方については、地域の実情や生徒の就学の機会の確 保に十分配慮しつつ、設置者である地方公共団体において適切に判断されるべきも のである。東京都立高等学校定時制課程の再編については、東京都教育委員会に おいて、生徒減少等を踏まえ、多様化する生徒の実態に対応するため、従来の夜間 定時制課程を統合して、新たに午前、午後、夜間の三部制をとる昼夜間定時制独立 校を設置する方向で整備している。この整備計画では、課程廃止となる夜間定時制 課程に通う生徒数に対応した定員を確保することとしており、地域の特性や交通の利 便性に配慮しながら、適正な規模と配置が確保されるよう取組が進められているもの と承知している。我が国は第2回政府報告に対する児童の権利委員会最終見解にお いて、「東京都に対し、定時制学校の閉鎖を再考し、代替的教育を拡充することを推 奨すること」を勧告されているが、東京都に事情を確認したところ、上記の通り適切で あると考えられることから、国から東京都に対し本勧告に基づく指導等は行っていな い。

402. なお、高等学校の定時制の課程において、社会の進展や生徒の実態の変化 などに対応した教育が行われるよう、関係制度の改正等の必要な施策を実施してき たところである。今後とも、高等学校の定時制の課程における教育の振興に努めてま いりたい。

(高等教育を利用する機会)

403. 大学入学資格については、従前より、国籍、人種、性別等に関わらず、全て の者にこの資格を獲得するための複数の手段が認められている。(例:日本の高等 学校の卒業、高等学校卒業程度認定試験(旧大学入学資格検定)等) 1999年には、国内の外国人学校で学ぶ外国人児童生徒等について、個々人の学 力を公的に判断して、大学へ進学するための道を制度的に切り開くため、大学入学 資格検定の受検資格の弾力化を図った。また、同年、研究能力を有する者について、 個々人の能力に着目して、大学院に進学させる道を開くため、大学院入学資格の弾 力化を図った。さらに、2003年には、大学の個別審査により個人の学習歴等を適切 に審査して高校卒業と同等以上の学力があると認められる者については、外国人学 校卒業者を含め、大学入学資格を認めることとする等の制度改正を行った。

404. また、大学入学者選抜の改善は、常により良い方途を求めて不断の努力を 続けていくべき重要な課題であり、これまでも逐次改善が重ねられてきたところである。 今後とも高等学校や大学関係者など各方面の意見を踏まえつつ、学力だけでなく受 験生の能力・適性を多面的に評価し、公正かつ妥当な方法で実施されるよう、また、 過度な受験競争によって高等教育を利用する機会の確保に支障をきたすことのない よう、大学入学者選抜の一層の工夫・改善を推進しているところである。

405. さらに、放送等を効果的に活用した新しい教育システムの大学教育を推進することによって、レベルの高い教育・学習の機会を広く国民に提供することを目的として、1983年に設立された放送大学では、テレビ・ラジオを中心とした多様なメディアを効果的に利用した高等教育を実施している。

加えて、情報通信技術の進展に対しては、2001年度から、インターネットを利用した 授業を正規の授業として位置づけた。この改正により通信制の大学については卒業 に必要な単位全てを、また、通学制の大学についても最大60単位まで、インターネッ トを利用した授業により、単位の修得が可能となり、高等教育へのアクセスが容易と なった。

(教育及び職業関連情報の利用)

406. 第2回政府報告パラグラフ262参照。

407. 児童生徒一人一人の勤労観及び職業観を育てることを目的に、2004年1月 に公表された「キャリア教育の推進に関する総合的調査研究協力者会議報告書」に おいて、小学校段階から児童生徒の発達段階に応じたキャリア教育を推進することと された。

87

なお、進路指導やキャリア教育を行うにあたっては、職場体験などの啓発的な体験活動を行うなど、学校教育活動全体で実施することと提言されており、そのための各種 研修の実施や指導資料の作成、職場体験の実施、小・中・高等学校一貫したキャリア 教育の指導内容・方法の開発など施策を推進しているところである。

(不登校、高等学校中途退学等)

(1)不登校

408. 何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいが社会的要因・背景により、児童 生徒が登校しないあるいはしたくともできない(病気や経済的な理由によるものを除 く)状況にある、いわゆる不登校の児童生徒の数は依然として相当数に上っており、 教育上の大きな課題であると認識している。

文部科学省としては、①児童生徒が楽しく安心して通える、不登校を生じさせない学 校づくりや、②スクールカウンセラーの配置等による教育相談体制の充実、③地域の 不登校対策の中核的役割を担う教育支援センター(適応指導教室)の整備充実等の 施策を推進しているところである。

(2)高等学校中途退学

409. 高等学校の中途退学者数については、文部科学省としては、中学校におけ る進路指導及び高等学校の入学者選抜の改善や、単位制高校、中高一貫校又は総 合学科など多様な選択を可能とする学校の設置、高等学校における教育課程の多 様化・弾力化の推進や個に応じた生徒指導の充実などの施策を推進しているところ である。

(3)いじめ、校内暴力

410. いじめの問題について、各学校においては、いじめはどの学校にも、どのクラ スにも、どの児童にも起こりうるとの基本的認識に立って、「いじめは人間として絶対 に許されない」という認識を徹底させる指導を行うとともに、家庭や地域社会との連携 を推進するなどの取組を進めてきた。

1996年7月には、文部省(現文部科学省)が設置した専門家会議が、いじめの問題に 関する総合的な取組について報告をとりまとめており、その趣旨及び内容を教育委 員会等に対して徹底している。

また、いじめ問題への対策として、わかる授業・楽しい学校の実現と心の教育の充実や、研修の実施、スクールカウンセラーや子どもと親の相談員の配置などの教育相談体制の充実などを推進しているところである。

411. また、いじめを含む校内暴力について、学校が家庭・関係機関と連携して問題行動に対応するよう教育委員会に対して指導を行うとともに学校、教育委員会、関係機関が連携して、児童生徒の問題行動に対応するための施策を推進しているところである。

412. 第2回政府報告パラグラフ249参照。

(b)学校の規律が児童の人間の尊厳に適合する方法等で運用されることの確保 (校則)

413. 第2回政府報告パラグラフ264参照。

(懲戒)

414. 第2回政府報告パラグラフ265(学校における懲戒・出席停止)参照。

415. 法務省の人権擁護機関では、体罰に関する情報を得た場合には、児童の基本的人権を擁護するという立場から、関係者から事情聴取をする等事実の調査を行い、その結果に基づいて、体罰を加えた教師及び学校長等に対し、人権思想の啓発や再発防止の方策を要請する等の措置をとっている。また、学校、地域社会等とも連携を図り、啓発活動を行っている。

416. なお、体罰の禁止について、パラグラフ260-261(学校における体罰)参 照。

(c)教育に関する事項についての国際協力、実施のための活動・プログラム等 417. パラグラフ61-66参照。

B. 教育の目的(第29条)

(教育の目的が条約第29条に適合することの確保) 418. 第2回政府報告パラグラフ271から275を参照。

419. 2003年に一部改正した学習指導要領においても、学校の教育活動全体を 通じた人権に配慮した教育を行うことを一層推進することとしている。 文部科学省においては、人権教育に関する指導方法等の改善及び充実を図るため の人権教育研究指定校等の事業を実施してきているところである。また、「人権教育 の指導方法等に関する調査研究会議」において、学校における人権教育を推進する ため、学習指導要領等を踏まえた指導方法の望ましい在り方について[第一次とりま とめ]、2006年1月に「人権教育の指導方法等の在り方について[第二次とりまと め]」をとりまとめたところである。さらに、独立行政法人教員研修センターにおいて、 人権教育を推進するための指導者の養成を目的とした研修を実施している。

(教員の研修)

420. 教員は、その職務を遂行するため、研修に努めることが求められており、都 道府県教育委員会等においては、初任者研修や10年経験者研修をはじめとした教 員の体系的整備を図っているところである。

国としては、全国的な教育水準の維持向上の観点から、①各地域の中核となる校 長・教頭等の教職員に対する学校管理研修、②喫緊の重要課題について地方公共 団体が行う研修等の先行段階として行う研修等を独立行政法人教員研修センターに おいて実施しており、その中において、人権に関する内容の研修を実施している。

(ストレス及び不登校の予防)

421. 第2回政府報告パラグラフ268参照。

(1)不登校について

422. パラグラフ408(不登校、高等学校中途退学(1)不登校)参照。

(2)入学者選抜の改善について

423. 高等学校入学者選抜においては、地域の実情や各学校の特色を踏まえ、生 徒の多様な能力・適正、意欲、中学校生活における諸活動の成果などについて、評 価することができるよう、推薦入学の実施、受験機会の複数化、面接・小論文・実技 検査の実施などの取組が行われるなど、改善が進められているところである。 なお、高等学校への進学率の上昇に伴い、受験競争の過熱が大きな社会問題となっ ていたが、15歳人口が減少してきており、高等学校入学者選抜における過度の受験 競争は緩和されつつある。

(学校制度の競争的性格を軽減するためのカリキュラムの再検証)

424. 文部科学省では、学校教育において、すべての子どもたちに社会において自 立的に生きる基礎を培い、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質 を養うため、基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着を図るとともに、それらの知識 を活用し、探究する力を育成する観点から学習指導要領の見直しについて検討して いる。このような検討の中で、今後、国語教育や理数教育において教育内容を充実・ 増加することが考えられるが、これらは子どもたちが社会において十分にその個性や 能力を伸ばすために必要不可欠の基礎を培うものであって、競争的な性格により悪 影響が生じるとの指摘は当たらない。

なお、カリキュラムの基準となる学習指導要領の改訂に当たっては、各種団体からの 意見聴取を行うとともに、パブリックコメントの手続を行い、広く国民の意見を募集して 行っている。

(個人及び団体が教育機関を設置し及び管理する自由の尊重等の確保)

425. 我が国では、原則として、学校の設置者を国、地方公共団体と学校法人のみ に限定しているが、学校法人については、学校教育の公共性・継続性を担保するた めに必要な条件が、私立学校法上規定されているが、同法に基づき学校法人を設立 する限り、学校教育法等に基づき学校を設置することが可能であるため、教育機関を 設置し管理する自由は従来から確保されているところである。

(教育機関の適正な運営)

426. 大学については、設置するのに必要な最低の基準を定めているとともに、教育研究活動等の状況に関する自己点検・評価とその結果の公表の義務化、教育研究活動に関する情報提供の義務化を行っている。さらに、2004年度からは教育研究等の総合的な状況について、文部科学大臣の認証を受けた評価機関による評価を定期的に受けることを義務付ける認証評価制度を導入しており、これらの仕組みにより、教育研究水準の向上が図られている。

(適正な教職員数の確保)

427. 第2回政府報告パラグラフ278参照。

C. 余暇、レクリエーション及び文化的活動(第31条)

(放課後や週末における体験活動等の提供)

428. 学校の校庭や教室等に安全・安心して活動できる子どもの活動拠点(居場所)を設け、地域の大人の協力を得て、放課後や週末における様々な体験活動や地域住民との交流活動等を実施している(2005年度は全国約8000か所で実施)。

429. また、警察による文化活動について、第2回政府報告パラグラフ279参照。

(芸術鑑賞機会の提供)

430. 児童の芸術文化や伝統文化に関する鑑賞機会の充実、参加拡大に資する ため、全国各地の学校や文化施設などに優れた芸術団体等を派遣し、公演やワーク ショップなどを行っている。また、映画を映画館で鑑賞する機会が減少している子ども たちに、映画館等における鑑賞機会を提供しているほか、国立の劇場においても歌 舞伎やオペラ等の公演について、特に児童が親しみをもてるような分かりやすい演目 を解説つきで、低廉な料金で行っている。さらに、国立の博物館・美術館においては、 優れた美術作品や文化財を身近に鑑賞できるよう、所蔵する優れた美術作品等によ って構成した巡回展を開催している。なお、芸術文化振興基金においても、文化団体 が実施する児童等を対象とした各種の文化活動を支援している。

(文化活動の奨励)

431. 第2回政府報告パラグラフ281参照。

(スポーツの振興)

432. 第2回政府報告パラグラフ282参照。

(文化及びレクリエーション施設等の整備)

433. 我が国においては、社会教育法等関連法令に基づき、学校外において、子 どもに豊かな生活経験や活動経験の機会を提供する様々な事業の充実を図るととも に、公立の公民館等社会教育施設に対する支援を行い、学習活動の場の整備に努 める等、総合的な取組みを推進している。

434. 主な施設は以下のとおり。

(1) 独立行政法人国立青少年教育振興機構(仮称)

これまで青少年教育を推進してきた独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合 センター、独立行政法人国立青年の家及び独立行政法人国立少年自然の家(第2回 政府報告パラグラフ283参照)については、発展的統合し、2006年4月より独立行 政法人国立青少年教育振興機構(仮称)に移行することとしている。この法人は、青 少年教育を振興する我が国のナショナルセンターとして位置付け、青少年に対して総 合的で一貫性のある体験活動の機会を提供するとともに、青少年の行う教育的研修 への支援、青少年教育に関する調査研究、青少年団体が行う子どもの体験活動や 読書活動の支援などを行い、青少年教育の振興を図ることとしている。

(2)公民館

第1回政府報告パラグラフ237及び第2回政府報告パラグラフ283参照。

2005年10月現在、全国の公民館数は17,143館。

(3)博物館

第1回政府報告パラグラフ238及び第2回政府報告パラグラフ283参照。 2005年10月現在、全国の博物館数は1,196館。 (4)図書館

第1回政府報告パラグラフ239及び第2回政府報告パラグラフ283参照。

2005年10月現在、全国の図書館数は2,979館。

(5)スポーツ施設

第1回政府報告パラグラフ240参照。全国のスポーツ施設数は約24万カ所。その約 6割以上は学校体育施設であり、残りは公共スポーツ施設が約24%、職場スポーツ 施設を含めた民間スポーツ施設が約11%。

(児童厚生施設)

435. 第2回政府報告パラグラフ284及び第1回政府報告パラグラフ241、242参照。

(1)児童館・児童センター

第1回政府報告パラグラフ241参照。2004年10月現在全国に4,693ヶ所。

(2)児童遊園

第1回政府報告パラグラフ242参照。2004年10月現在全国に3,827ヶ所。

Ⅲ.特別な保護措置(第22条、第38条、第39条、第40条、第37条(b)~(d)、第3
 2条から第36条)

A. 非常事態にある児童

(a)難民の児童

(難民と認められる児童に適用される国際並びに国内法及びそれらの手続)

436. 第2回政府報告パラグラフ285(=第1回政府報告パラグラフ249)参照。

437. 2005年1月末現在、難民認定申請を行っている児童は41名である。また、 1982年1月に我が国の難民認定制度が開始されて以降、難民として認定された児 童は98名である(注:本統計数値には異議の申立てを含む。)。

(難民の児童の保護・援助)

438. 第2回政府報告パラグラフ286参照。

(自国が締結している人権及び人道に関する関連国際文書) 439. 第2回政府報告パラグラフ287参照。

(難民地位を決定する及び難民児童の権利の保護を確保する国内法及び手続等) 440. パラグラフ176及び第2回政府報告パラグラフ288(=第1回政府報告パラ グラフ249)参照。

441. 加えて、児童の難民認定手続において、父母や親族のほか事実上の保護者の関与を認めている。

(条約に定める権利の享受のために児童に与えられる保護及び人道的援助等) 442. 第2回政府報告パラグラフ289(=第1回政府報告パラグラフ250、251)参 照。

443. 条約難民認定申請者(含む、児童)のうち、生活困難な状況にある者につい ては、政府から委託を受けた財団法人アジア福祉教育財団難民事業本部によって、 保護費が支給されている。また、2002年8月の内閣官房難民対策連絡調整会議決 定で「条約難民に対する定住支援等」の新たな対処方針を定めて、条約難民に対し ても日本語教育、職業訓練、生活援助資金、定住手当の支給等、新たに条約難民 (含む、児童)に対する定住支援施策の枠組みを構築した。

(付き添いのない児童等の権利保護・確保のためにとられた措置)

444. パラグラフ440-441(*上記「難民地位を決定する及び難民児童の権利の保護を確保する国内法及び手続等))参照。

(入管施設への収容)

445. パラグラフ177(*上記「入管施設への収容」)参照。

(難民の児童等の権利に関する情報の配布及び研修の確保)

446. 出入国管理及び難民認定法は、2004年6月に改正・公布され、難民認定申 請者に対する仮滞在許可制度の新設及び難民審査参与員制度の新設等の規定も 定められたところ、同規定が2005年5月から施行されている。改正後の新しい難民 認定制度について、パンフレットを作成するとともに、入国管理局ホームページからも 日本語及び日本語以外に英語、トルコ語、ミャンマー語、中国語、パシュトゥーン語な ど13か国の各国語版パンフレットが入手可能となっており、財団法人アジア福祉教 育財団難民事業本部ホームページからもアクセス可能になっている。

447. パラグラフ98(*上記「入管職員」)参照。

(難民の児童の父母又は他の家族の構成員の捜索)

448. 第2回政府報告パラグラフ290(=第1回政府報告パラグラフ253)参照。

(b)武力紛争における児童(含む身体的及び心理的な回復及び社会復帰)

(自国が締結している関連国際法規)

449. 武力紛争下における児童の関与に関しては、1977年に作成された戦争犠牲 者の保護に関する1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の二つの選択議定書(国 際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(第1追加議定書)及び非国際 的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(第2追加議定書))において、明 示的な規定がおかれている。我が国は、2004年8月に第1追加議定書及び第2追 加議定書に加入した。

さらに、我が国は2004年8月に「武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書」を批准し、その実施に努めている。

(国民保護法の制定等)

450. 武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保するため、20 04年6月に「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(国民 保護法)」を制定した。 国民保護法は、武力攻撃事態等において武力攻撃から国民の生命、身体及び財産 を保護し、並びに武力攻撃の国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるよう にすることの重要性にかんがみ、これらの事項に関し、国、地方公共団体等の責務、 住民の避難に関する措置、避難住民等の救援に関する措置、武力攻撃災害への対 処に関する措置その他の国民の保護のための措置等に関し必要な事項を定めたも のである。児童については、総則部分において児童等の弱者に対する留意を定めて いる。

同法の適切かつ円滑な執行を図るため、2005年3月に政府は、同法32条に基づき、 国民の保護に関する基本指針を策定した。

(15歳未満の者が敵対行為に直接参加しないことの確保・敵対行為中における児童の権利の保護のためにとられた措置・この状況をモニターするためのメカニズム) 451. 第2回政府報告パラグラフ292参照。

452. 「武力紛争における児童の関与に関する児童の権利条約の選択議定書」政府報告2. 第2パラグラフ及び同報告5. (4)参照。

(15歳未満の者の軍隊への採用を差し控えること等の確保) 453. パラグラフ119参照。

(国際協力)

454. 我が国は、児童兵の武装解除プログラムの実施だけでなく、武装解除された 児童に対し教育、医療、保健等の各種基本サービスを提供すること、紛争地域全体 に対する支援を行うことが重要と認識し、本件分野に知見を有するUNICEF、UNHC R等の国連・国際機関への拠出や二国間ODA等を通じ、貢献してきている。詳細は、 「武力紛争における児童の関与に関する児童の権利条約の選択議定書」政府報告1 2. 第7条「国際協力」参照。

B. 少年司法の運営の制度に係っている児童

(a) 少年司法の運営

(a-1)少年司法の運営の制度に係る児童の権利を認め、確保するための措置 (少年警察活動の基準)

455. 2002年9月、少年の非行の防止及び保護を通じて少年の健全な育成を図 るための警察活動(以下「少年警察活動」という。)に関し、必要な事項を定めた国家 公安委員会規則である「少年警察活動規則」が制定され、2003年1月から施行され た。この規則においては、少年警察活動の基本として、①少年の健全な育成を期す る精神を持って当たるとともに、その規範意識の向上及び立直りに資するよう配意す ること、②少年の心理、生理その他の特性に関する深い理解をもって当たること、③ 少年の性行及び環境を深く洞察し、非行の原因の究明や犯罪被害等の状況の把握 に努め、その非行の防止及び保護をする上で最も適切な処遇の方法を講ずるように すること、④秘密の保持に留意して、少年その他の関係者が秘密の漏れることに不 安を抱かないように配意すること、⑤少年の非行の防止及び保護に関する国際的動 向に十分配慮すること、の5項目が規定されており、警察では、これらに基づいて少 年警察活動を推進している。

456. 第2回政府報告パラグラフ294参照。

457. 警察では、犯罪捜査規範等に基づき、捜査については、家庭裁判所の審判 その他の処理に資することを念頭に置き、少年の健全な育成を期する精神を持って 当たらなければならないこととしており、少年の特性を考慮し、特に他人の耳目に触 れないようにし、言動に注意する等温情と理解を持って当たり、少年の心情を傷つけ ないように努めている。また、少年の年齢、性別、性格等に応じて分かりやすい言葉 を用いるとともに、少年の話のよい聞き手となり、虚言、反抗等に対しても、一方的に 押さえつけようとせず、その原因を理解するように努め、少年の内省を促し、立直りに 資するよう努めている。

(少年の年齢への配慮)

458. 第2回政府報告パラグラフ295参照。

459. なお、2000年の少年法改正で導入されたいわゆる原則逆送制度は、犯行 時16歳以上の少年が、故意の犯罪行為によって被害者を死亡させるという非常に限 られた場合に刑事処分の対象とするものである。同制度の趣旨は、改正法の提案者 (議員)の国会審議の過程での答弁にあるように、そのような行為は自己の犯罪を実 現するために何物にも代え難い人命を奪うという点で、反社会性・反倫理性の高い行 為であり、そのような重大な罪を犯した場合には、少年であっても刑事処分の対象と なるという原則を明示することが、少年の規範意識を育て、健全な成長を図る上で必 要であると考えられたことにある。また、家庭裁判所は、調査の結果、諸般の事情を 考慮して保護処分等を選択することもできるのであり、このような原則逆送制度は、 少年司法基準の趣旨に反するものではない。

460. なお、2007年5月25日、少年法等の一部を改正する法律が成立し、同年1 1月1日施行された。同法による改正前においては、国選付添人を付することができ るのは、検察官が関与した場合に限られていたところ、改正法においては、家庭裁判 所は、検察官が関与し得る一定の重大事件について、検察官の関与がない場合でも、 少年鑑別所による観護措置がとられている場合において、弁護士である付添人がい ないときは、職権で少年に弁護士である付添人を付することができることとなった(な お、捜査段階については、2004年5月21日に、刑事訴訟法が改正され、一定の事 件について勾留された被疑者に国選弁護人を付する制度が導入されたところ、この 制度は少年にも適用される)。

(児童の社会復帰及び社会での建設的な役割を担うことが促進されることの配慮) (1)矯正施設

461. 第2回政府報告パラグラフ296に述べたとおり、矯正施設においては、少年 の健全な育成の内容として人の尊厳及び価値を尊重する意識の促進、他者の人権 及び基本的自由を尊重する意識の強化を十分に考慮に入れ、少年の年齢に応じた 処遇や少年が社会復帰し、社会での建設的な役割を担うことが促進されるよう配慮し た処遇を実施している。

462. 少年が社会復帰し、社会での建設的な役割を担うことが促進されるようにす るため、少年刑務所における職業訓練の充実が更に図られており、フォークリフト訓 練等の種目が増加されている。また、少年院における職業補導も積極的に実施され ており、2004年中の少年院出院者5,626人のうち、2,092人が各種の職業指導 の種目に関する資格、免許を取得している。また、少年院では教科教育も積極的に 行われており、2004年中に中学校の卒業証書もしくは修了証明書を授与された者 は350人となっている。

463. 少年法の改正により刑事処分可能年齢が14歳以上とされ、14歳以上であ れば、保護処分だけでなく、刑事罰を科することができることとなったが、併せて懲役 又は禁錮の言渡しを受けた16歳未満の少年は16歳に達するまで、少年院に収容し て矯正教育を授けることができることとされた(少年法第56条第3項)。少年院におい て刑の執行を受ける少年に関しては、児童の権利に関する条約の趣旨も踏まえ、義 務教育未修了者については義務教育を、また、医療的な手当てが必要な者について は医師の管理の下での治療を優先して行い、加えて、非行の重大性を認識させ、罪 の意識の覚せいを図ること、生命の尊さを認識させ豊かな人間性をかん養すること、 及び、共感性・思いやりの気持ちを育成することに重点を置いた生活指導を徹底して 行うこととしている。 464. また、少年刑務所に収容された少年についても、その心身の発達・成長段階 にかんがみると、いまだ可塑性に富んだ存在であり、的確な働き掛けを行うことによ って改善更生を図り得る可能性が高いことから、犯罪行為に至った問題性を分析して 明確化し、個々の少年の特性に応じた個別的な処遇計画を作成し、人の尊厳及び価 値を尊重する意識の促進、他者の人権及び基本的自由を尊重する意識の強化等の 目標を設定し、計画的に処遇を実施していくとする新たな施策を導入した。その処遇 の内容としては、個別面接、日記指導等の個別指導、各種処遇技法を用いた処遇類 型別指導その他の指導、被害者の痛みを理解させ、罪障感の覚せいを図る指導等、 指導内容や方法の面でできる限り多様化を図るとともに、少年の年齢を考慮し、少年 が出所後社会での建設的な役割を担うことが促進されるよう、特に教育活動の充実 を図るとともに職業訓練の受講を督励することとしている。

465. さらに、少年鑑別所及び拘置所においては、鑑別の実施や拘禁の目的等に 支障が生じない範囲で自習時間の確保、学習図書や教材の整備、少年が在籍する 学校の教員との面会に関する配慮など義務教育年齢にある少年の学習機会の付与 について配慮することとしている。

(2)保護観察

466. 第1回政府報告パラグラフ261参照。

467. 少年の保護観察においては、薬物乱用など少年が有している問題性等を類型化し、その特性に焦点を当てて処遇を実施する類型別処遇制度や、少年の社会適応を促進させることを目的とした、福祉施設での介護・奉仕活動、公園での清掃活動などの社会参加活動を活用するなど、非行の様態の変化や個々の少年の抱える問題性に適切に対応しながら、保護観察官による重点的な働き掛けを積極的に行うなど、効果的な処遇に努めている。

(a-2)少年司法分野で適用可能な関連国際文書及び第40条の2を確保するための 立法その他の措置

(国際文書関連規定)

468. 第2回政府報告パラグラフ297参照。

(少年司法基準の趣旨に則った施策の推進)

469. 「犯罪防止及び犯罪者の処遇に関する第8回国際連合会議」に対応する際、 我が国における少年司法制度は、「少年司法運営に関する国連最低基準規則(北京 ルールズ)」の趣旨に添って運用されているものとしており、引き続き、「少年の非行 防止に関する国連ガイドライン(リヤド・ガイドライン)」、「自由を奪われた少年の保護 に関する国連規則」を含め、現在の我が国の社会的・政治的・文化的諸条件を勘案し、 合理的な努力を継続することにより、基準の趣旨に則った施策を推進していくこととし ている。

(問題ある態度をとる児童を犯罪者として取り扱わない措置)

470. 警察では、少年警察活動規則に基づき、深夜はいかい、喫煙等の不良行為 の段階で、少年に対し、適切な助言・指導を行い、非行を防止するため、繁華街や公 園等少年のたまり場となりやすい場所を重点に、街頭補導活動を行っている。また、 街頭補導活動等により認知した不良行為を行う少年について、保護者の同意を得て、 継続的な立直りの支援を行っている。これらの措置は、少年の非行の防止及び保護 を通じて少年の健全な育成を図ることを目的としており、警察において、問題のある 態度をとる少年を犯罪者として取り扱うことはない。

(罪の告知)

471. 第2回政府報告パラグラフ299参照。

(弁護人その他適当な援助を行う者)

472. 家庭裁判所での審理において、少年及び保護者には付添人選任権があり (少年法10条1項)、観護措置決定手続において、裁判官が少年にその説明をする ほか(少年審判規則19条の3)、事件担当書記官が、少年及び保護者に対し、手続 や権利等について説明した書面を事前に交付又は郵送し、その中で付添人選任権に ついても説明している。

(不利益供述の強要の禁止)

473. 第1回政府報告パラグラフ266、第2回政府報告パラグラフ300参照。

(証人尋問権、反対尋問権)

474. 第2回政府報告パラグラフ301参照。

(少年法における抗告・再抗告)

475. 第1回政府報告パラグラフ268、第2回政府報告パラグラフ298参照。

(通訳)

476. 警察では、刑事訴訟法及び犯罪捜査規範に基づき、外国人であって日本語 に通じない者に対し、当該外国人の理解する言語に通じた警察官以外の警察官が取 調べその他捜査のため必要な措置を行う場合においては、通訳人を介して行うことと している。

(私生活の尊重)

477. 第2回政府報告パラグラフ147-150参照。

478. 警察では、犯罪捜査規範等に基づき、捜査に当たっては、少年の特性を考慮し、特に他人の耳目に触れないようにし、言動に注意する等温情と理解を持って当たり、少年の心情を傷つけないように努めている。また、少年事件については、当該少年の氏名、住居のほか学校、会社名等その者を推知させるような事項を新聞その他の報道機関に発表しないことや当該少年の写真を提供しないこととしており、少年が被害者となる事件、事案の報道発表を行う場合にも、少年のプライバシーに十分配慮している。

(a-3)刑法を犯したと申し立てられ、訴追される等した児童に特別に適用される法律 等

479. 第2回政府報告パラグラフ294-295、302参照。

480. 2000年の少年法改正において、刑事処分可能年齢を16歳から14歳に引 き下げることとされたが(改正少年法20条1項)、これは刑事責任の最低年齢を引き 下げたものではなく、刑事処分可能年齢を刑法における刑事責任年齢と一致させた ものである。その趣旨は、この改正前は、16歳未満の少年は、刑法の刑事責任年齢 の規程により刑事責任を有するにもかかわらず、いかに凶悪重大事件を犯しても刑 事処分に付され得ないこととなっていたが、14歳、15歳の年少少年による凶悪重大 事件が後を絶たず憂慮すべき状況にあったことにかんがみ、少年の健全育成のため には、この年齢層の少年であっても、罪を犯せば処罰されることがあることを明示す ることにより、規範意識を育て、社会生活における責任を自覚させる必要があると考 えられたため、刑事処分可能年齢を刑法における刑事責任年齢と一致させて14歳と することとしたというものであり、この改正は、少年司法基準の趣旨に反するものでは ない。

(a-4)保護、指導等

(少年サポートチーム)

481. 2003年12月に策定された、「青少年育成施策大綱」、「犯罪に強い社会の 実現のための行動計画」において、非行等の問題を抱えた個々の少年を支援するた め、関係機関等が連携し、少年を支援するためのチーム(少年サポートチーム)を形

成する取組の一層の推進や少年サポートチームの活動の活性化等が盛り込まれた ことから、政府では、2004年9月、関係機関等による緊密な連携及び適切な役割分 担の下、個々の少年の問題状況に着目した的確な対応を推進するため、「関係機関 等の連携による少年サポート体制の構築について」(少年非行対策課長会議申合 せ)を取りまとめた。警察では、これらの趣旨を踏まえ、都道府県警察に設置された 少年サポートセンターを中心に、関係機関等と連携して、非行、犯罪被害等の問題を 抱えた少年に対する指導、助言等、少年の立直り支援活動を行っている。

(保護観察)

482. 第2回政府報告パラグラフ303(=第1回政府報告パラグラフ261)参照。

(a-5)専門家に対する条約及び北京ルールズ等を含む関連国際文書に関する研修 483. 第2回政府報告パラグラフ420参照。

(a-6)第40条の進捗状況、問題点·関連統計

484. パラグラフ468参照。

条約40条2項(b)(iv)について、参考となる資料は以下のとおり。 485.

(資料)一般事件終局人員のうち外国籍を有する人員に対する通訳人・翻訳人有無 別歴年比較

		総数	アメリカ	ベトナム	韓国·朝鮮	コロンビア	タイ	中国	フィリピン	ブラジル	ペルー	その他
	総数	1,218	16	28	618	10	11	172	47	220	36	60
2000年	無	933	10	22	612	4	6	110	41	76	14	38
	有	285	6	6	6	6	5	62	6	144	22	22
	総数	1,436	28	39	594	10	14	261	60	309	46	75
2001年	無	986	16	25	583	5	2	143	46	105	22	39
	有	450	12	14	11	5	12	118	14	204	24	36
	総数	1,562	24	32	621	19	19	275	62	324	71	115
2002年	無	1,084	11	19	620	7	13	142	51	131	36	54
	有	478	13	13	1	12	6	133	11	193	35	61
	総数	1,460	16	56	507	16	24	272	92	316	71	90
2003年	無	997	9	36	501	1	19	156	69	136	25	45
	有	463	7	20	6	15	5	116	23	180	46	45
	総数	1,437	19	45	450	16	14	295	104	300	71	123
2004年	無	987	8	21	445	6	9	187	78	135	34	64
	有	450	11	24	5	10	5	108	26	165	37	59

(注) 最高裁資料による。

なお、上記統計は、国籍のみに着目したものである。そのため、我が国で出生したり、我が国で長期間にわたり生活するなどして、日本語を十分に解する場合であっても、外国籍を有する者である以上、統計の対象に含まれている。

(b)あらゆる形態の抑留、拘禁又は保護収容を含む自由を奪われた児童(第37条(b)、(c)及び(d))

(b-1)抑留·拘禁、保護収容

(逮捕等に関する配慮)

486. 警察では、犯罪捜査規範等に基づき、少年の被疑者については、できる限り 逮捕、留置その他の強制の措置を避けるものとし、強制の措置を決定する場合には、 少年の年齢、性格、非行歴、犯罪の態様、留置の時刻等から、少年に及ぼす精神的 影響を勘案して判断するとともに、執行の時期、場所、方法等について慎重に配意し、 少年の心情を傷つけることのないよう配意している。

(捜査段階の身柄拘束)

487. 第1回政府報告パラグラフ274、275、第2回政府報告パラグラフ306参照。

488. なお、捜査段階については、勾留はやむを得ない場合でなければこれを行う ことができず、また勾留に代わる観護措置が可能とされている(少年法43条)ところ、 現状においても、少年事件における勾留の割合は、成人と比較しても極めて低い割 合にとどまっており、勾留に代わる措置も活用されている。

489. また、家庭裁判所の審判手続における観護措置は、審判を行うために必要 がある場合に限って行われている。2000年の少年法改正で、観護措置期間が4週 間から8週間に延長されたが、同制度は、事実認定のため多数の証拠調べが必要な 事案に限って認められ、その数も極めて限られており、併せて、観護措置に対する異 議申し立ての制度も導入され児童の権利に配意している。

(拘禁)

490. 第1回政府報告書パラグラフ274、277、第2回政府報告パラグラフ307参 照。

491. なお、2004年の少年院の仮退院者の平均収容期間は、問題性が単純又は 比較的軽い少年を対象とした一般短期処遇においては149日、問題性が上記の少 年よりも進んでおらず、開放的な環境で処遇するのに適した少年を対象とした特修短 期処遇においては83日、短期処遇では矯正教育の効果を十分にあげることのでき ない少年を対象とした長期処遇においては384日となっている。

(入管施設への収容)

492. 入管の収容施設に収容する対象者は、出入国管理及び難民認定法に定め る退去強制事由に該当する場合で、かつ、同法に基づく収容令書又は退去強制令書 が発付されている者であるが、更に、身柄収容後の退去強制手続において不服申立 ができるよう慎重な制度が法定されている。

収容令書又は退去強制令書の執行に際しては、年齢・健康状態等にかんがみ、仮放 免措置を講ずることによって収容施設への収容を避けるように努めているほか、収容 した場合においても、できる限り短期間の収容に止めるよう配慮している。

(b-2)自由の剥奪に代わって執られる既存の措置(含む統計)

(一般保護事件の終局総人員の観護措置の有無別人員)

	総数	観護措置			
	和心女人	あり	なし		
2000年	76,686	18,072	58,614		
2001年	79,928	17,803	62,125		
2002年	83,609	17,720	65,889		
2003年	81,511	17,818	63,693		
2004年	78,916	16,732	62,184		

(資料)一般保護事件終局人員の観護措置有無別歴年比較

(注) 司法統計年報による。

(資料)少年保護事件の終局決定別既済人員歴年比較

(補足:家庭裁判所は審判を経た場合、不処分、知事・児童相談所長送致、検察官送 致、保護処分の終局決定を行う。保護処分のうち、少年院送致は少年の自由を拘束 するものであるが、そのほかに、保護観察及び児童自立支援施設又は児童養護施 設がある。)

		\$\$\$											
		総数	検察官送致総数	刑事処分相当	年齢超過	保護処分総数	保護観察	施設への送致 設又は児童養護	少年院送致	児童相談所長等送致	不処分	審判不開始	移送・回付・併合
	少年総数	284, 998	14, 072	9, 665	4, 407	58, 176	51, 635	380	6, 161	193	61,908	116, 513	34, 136
2000年	少年一般保護	197, 223	3, 240	1,034	2,206	32, 650	26, 653	377	5,620	191	36, 913	100, 770	23, 459
	道路交通保護	87, 775	10, 832	8,631	2, 201	25, 526	24, 982	3	541	2	24, 995	15, 743	10,677
	少年総数	285, 094	13, 859	9, 668	4, 191	55, 906	49, 481	372	6, 053	144	59, 307	121, 603	34, 275
2001年	少年一般保護	204, 367	3, 491	1,265	2, 226	32, 400	26, 509	370	5, 521	143	36, 952	107, 373	24,008
	道路交通保護	80, 727	10, 368	8,403	1,965	23, 506	22, 972	2	532	1	22, 355	14, 230	10, 267
	少年総数	286, 504	12, 796	8, 815	3, 981	54, 883	48, 568	336	5, 979	183	55, 635	128, 378	34, 629
2002年	少年一般保護	210, 854	3, 327	1,122	2, 205	32, 065	26, 315	333	5, 417	183	35, 731	114, 757	24, 791
	道路交通保護	75, 650	9,469	7, 693	1,776	22, 818	22, 253	3	562	0	19,904	13, 621	9,838
	少年総数	274, 299	12, 295	8, 419	3, 876	50, 587	44, 390	355	5, 842	178	48, 434	129, 469	33, 336
2003年	少年一般保護	210, 121	3, 339	1,214	2, 125	30, 339	24, 684	350	5, 305	176	33, 057	118, 083	25, 127
	道路交通保護	64, 178	8, 956	7, 205	1, 751	20, 248	19, 706	5	537	2	15, 377	11, 386	8, 209
	少年総数	264, 700	11, 800	8,019	3, 781	46, 443	40, 789	344	5, 310	241	44, 188	130, 264	31, 764
2004年	少年一般保護	207, 032	3, 184	1,097	2, 087	28, 585	23, 370	343	4, 872	241	31, 385	119, 386	24, 251
	道路交通保護	57, 668	8,616	6, 922	1,694	17, 858	17, 419	1	438	0	12, 803	10, 878	7, 513

(注) 司法統計年報による。

(b-3)難民認定申請者の逮捕、抑留、拘禁等の過程での児童の自由の剥奪の防止

(退去強制手続)

493. パラグラフ486(*上記 b-1)参照。

494. 退去強制手続は身柄を収容して進めることとされており、未成年者であって も例外ではないが、退去強制手続を受ける未成年者については、従来から条約の趣 旨に則り、人道的配慮と退去強制の実現確保との調整を図りつつ、仮放免を弾力的 に運用するなどして最小限の収容にとどめる取扱いとしている。

495. 不法滞在者である難民認定申請中の者の法的地位の安定化を図るための 出入国管理及び難民認定法は改正され、2005年5月に施行された。同改正法によ り一定の要件を満たす者については仮滞在許可を与え、退去強制手続を停止し、身 柄の収容をしないまま難民認定手続を先行して行うこととした。また、不法滞在者で ある難民認定申請者について、一定の要件を満たす場合には、一律に在留が認めら れる一方、同要件を満たさない場合でも、難民認定手続の中で在留を特別に許可す べき事情があるか否かを審査し、当該事情があるときはその在留を特別に許可する ことができることとなった。

(b-4)不法に恣意的に及び合法的に自由を剥奪された児童数等の関連統計 496. 「不法に恣意的に自由を剥奪された児童」に該当する例はない。合法的に自 由をはく奪された児童数等の統計は以下のとおりである。

年次	男	女	総計
2000	1, 309	164	1, 473
2001	1, 316	171	1, 487
2002	1, 311	168	1, 480
2003	1, 316	169	1, 485
2004	1, 193	165	1, 357

(資料)少年鑑別所1日平均収容人数

(資料)少年院1日平均収容人数

年次	男	女	総計
2000	4, 052	476	4, 528
2001	4, 280	526	4, 807
2002	4, 291	502	4, 794
2003	4, 267	459	4, 726
2004	4, 124	462	4, 586

(資料)少年受刑者1日平均収容人数

年次	男	女
2000	25	1
2001	27	2
2002	41	1
2003	57	0
2004	61	0

* 少年受刑者とは、少年法の適用を受け、同法第56条第1項及び第2項の規定に より監獄に収容されている者及び同法第56条第3項により少年院に収容されている 者をいう(なお、2004年までには、同法第56条第3項による少年院収容の実績はな い。)。

(b-5)自由を剥奪された児童が人道的な取扱いを受けることの確保 (矯正施設における処遇)

(商正旭設にのりる処遇)

497. 第1回政府報告パラ277参照。

(b-6)以下を確保するためにとられた措置

(1)成人とは分離されないことが最善の利益であると認められない限り成人と分離されること

(留置場)

498. 第1回政府報告パラグラフ277参照。

499. 警察では、少年法及び被疑者留置規則に基づき、留置した少年は、同一の 留置場内であっても隔壁等で成人の留置室とは分離された少年用の留置室に留置し ている。また、運動場、浴室、接見室等に向かう通路部分についても隔壁等で遮断す るなどにより、相互に姿が見えないように構造上の配慮を行っている。さらに、入浴、 運動等の時間も少年と成人とでは別々にするなどして互いに接触しないように運営 上の配慮も行っている。

(行刑施設)

500. 第2回報告書パラグラフ150で説明したとおり、行刑施設に収容された少年 については、少年法上、成人の被収容者と分離する必要があるため、単独室に収容 することとしている。

(2)例外的な事情がある場合を除く他、通信及び訪問を通じた家族と接触を維持す る権利を有すること

(留置場)

501. 逮捕留置中の少年については、家族からの申出があった場合には、捜査上 又は留置場の保安上支障がある場合を除き、面会させるようにしており、家族との面 会を原則禁止としているものではない。また、勾留中の少年については、裁判所や裁 判官から家族との接見を禁止する処分が少年に対してなされている場合や、接見禁 止の処分がなされていなくとも、夜間等の執務時間外に面会の申出がなされたときで あって、留置場の管理体制上面会に対応することができない場合を除き、家族との面 会は認められている。

(矯正施設)

502. 矯正施設に収容されている少年とその家族との面会及び通信に関する現行 の制度及び運用状況については、第2回政府報告パラグラフ179で述べたとおりで あるが、2005年5月に成立した刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律(未施 行)においては、行刑施設に収容される受刑者について、適正な外部交通が受刑者 の改善更生及び円滑な社会復帰に資することに留意するとの考えに基づき(同法第 88条)、面会回数については、これまでは月に1回以上であったのが、月に2回を下 回ってはならないこととされ(同法第92条第2項)、また、信書の発信回数についても、 これまでは月に1回以上であったのが、月に4回を下回ってはならないこととされ、親 族との間での外部交通の機会の増加が図られている。 (3)児童を収容する施設の監督、モニター 503. パラグラフ265参照。

(4)児童が不服申立手続を援用できること

504. パラグラフ266参照。

(5)児童の状況等に関する定期的見直し

505. 第2回政府報告パラグラフ311-312参照。

(6)教育及び保健サービスの提供

506. 第2回政府報告パラグラフ312参照。

ただし、少年鑑別所について、在所者の学習機会を保障する一環として学習用のコンピューターを全庁に整備することを完了し、現在活用していることとなった。

(7)条約の一般原則

507. 第2回報告書パラグラフ89及び108の説明のとおり、第2条(差別の禁止) については、国による児童に対するあらゆる形態の差別が禁じられており、少年鑑別 所、少年院、行刑施設のいずれにおいても、収容された少年を公平に処遇することを 基本理念とし、差別的な取扱いがなされることのないよう配慮がなされている。また、 第3条(児童の最善の利益)については、少年鑑別所においては、少年を明るく静か な環境に置いて少年が安んじて審判を受けられるようにすることとされており(少年鑑 別所処遇規則第2条)、少年院においては、少年の心身の発達程度を考慮して、明る い環境のもとに、心身ともに健全な少年の育成を期して処遇を行わなければならない とされており(少年院処遇規則第1条)、また、行刑施設では少年の心身の発達程度 に応じて教育、職業訓練等を実施し、健全な少年の育成を図ることに配慮しており、 それぞれの施設に収容された少年の処遇の目的に照らして少年にとって何を行うこ とが最も利益となるかを考慮しながら処遇を行っている。

(b-7)自由を奪われた全ての児童について、以下の権利の確保

(1) 弁護人その他適当な援助を行う者との速やかな接触

(逮捕された少年)

508. 刑事訴訟法に基づき、逮捕された被疑者は、弁護人又は弁護人となろうとす る者と立会人なくして接見し、又は書類若しくは物の授受をすることができるとされて おり、逮捕された被疑者は、直ちに弁護人と接触することができるようになっている。 (矯正施設)

509. 第2回政府報告パラグラフ313参照。

(2)自由の剥奪の合法性を争うこと

510. 不当に人身の自由が奪われている場合においては、裁判所に対して人身保 護法に基づく救済を求めることが可能であり、矯正施設に収容中の少年についても 同様である。

(b-8)法的その他の援助が供与された事例及び自由の剥奪の合法性が確認された 事例の全体の状況に関する情報。割合等に関する統計

年	:	抗告	保護処分決定総数			
	人員	比	率(%)	(うち少年院送致)		
2000年	792	1.4	(12.9)	58,176	(6,161)	
2001年	885	1.6	(14.6)	55,906	(6,053)	
2002年	828	1.5	(13.8)	54,883	(5,979)	
2003年	888	1.8	(15.2)	50,587	(5,842)	
2004年	911	2.0	(17.2)	46,443	(5,310)	

(資料)保護処分決定等に対する抗告人員歴年比較

(注)1 司法統計年報による。

2 比率の()内は,抗告人員の少年院送致決定総数に対する
 比率を参考までに示したものである。
 3 準少年保護事件の決定に対する抗告を含む。

(c) 少年に対する判決、特に死刑及び終身刑の禁止(第37条(a))

511. 第2回政府報告パラグラフ314参照。

512. 我が国には、仮釈放のない終身刑は存在しておらず、したがって、未成年者 がこれに処されることはない。我が国の無期懲役・禁錮刑は、刑法28条の規定によ り改悛の状があるときは10年を経過した後、犯罪者予防更生法の規定に従い、地方 更生保護委員会において仮出獄を許すことができることとなっている。 加えて、我が国は、未成年者については、仮出獄が許される期間について特別の規 定を設けている。すなわち、20歳未満のとき無期刑の言渡しを受けた者について は、少年法51条1項の規定により言渡しを受けた者を除き、少年の可塑性・教育可 能性に着目し、少年法58条1項において、この10年の期間を7年間に短縮してい る。

(d)児童の身体的及び心理的な回復及び社会復帰(第39条)

(被害少年の保護)

513. 第2回政府報告パラグラフ315参照。

(児童福祉法等に基づくケア)

514. 自立援助ホーム(児童自立生活援助事業)では、児童自立支援施設等を退 所した児童等に対し、共同生活を営む中で、相談その他の日常生活上の援助及び生 活指導並びに就業の支援をおこない、あわせてホームの退所児童の相談等を行うこ とにより、社会的自立を支援している。

この自立援助ホームの拡充については、「子ども・子育て応援プラン」に目標値を設 定し、取組を進めている。

C. 搾取の状況にある児童(含む身体的及び心理的な回復及び社会復帰)

(a)児童の経済的な搾取(含む児童労働)(第32条)

(a-1)児童の経済的な搾取

(経済的搾取及び児童の発達に有害な労働への従事の禁止)

515. 第2回政府報告パラグラフ317-318参照。

(風俗営業等における禁止行為)

516. 第2回政府報告パラグラフ319参照。

517. 風俗営業適正化法は、風俗営業を営む者に対して、営業所で18歳未満の者 に客の接待をさせ、又は客の相手となってダンスをさせること及び営業所で午後10 時から翌日の日出時までの時間において18歳未満の者を客に接する業務に従事さ せることを禁止するとともに、性風俗関連特殊営業を営む者に対して、18歳未満の 者を客に接する業務に従事させることを禁止するなど、少年の健全な育成に障害を 及ぼす行為を防止している。2005年10月、同法を改正し、これらの違反行為に対 する罰則を強化した。

(福祉犯のうちの有害業務)

518. 第2回政府報告パラグラフ320参照。

519. 警察では、少年を虐待し、酷使し、その他福祉を害し、又は少年に有害な影 響を与える犯罪を福祉犯として捉え、これらに該当する禁止事項を持つ児童買春・児 童ポルノ法、児童福祉法、労働基準法、職業安定法、売春防止法、風俗営業適正化 法、出会い系サイト規制法等30法令を活用した取締りを行っている。

(資料)有害な仕事からの保護に関する主な福祉犯検挙状況(人員)

	2001	2002	2003	2004
労働基準法	139	65	55	69
風俗営業適正化法	698	689	619	615

労働基準法は、最低年齢未満使用、年少者に対する深夜業、年少者 * に対する危険業務、年少者に対する有害業務等の違反。

風俗営業適正化法は、風俗営業の接待業務、接客業務等の違反。 *

(児童労働への対処及び職業教育)

520. 第2回政府報告パラグラフ321-322参照。

(a-2)国際文書の関連規定を考慮してとられた措置

521. 第2回政府報告パラグラフ323から326参照。

(a-3) 自国が締結した国際条約関連国際文書(含むILO関連)

522. 第2回政府報告パラグラフ327参照。

(b)薬物乱用

(b-1)関連する国際条約に定義された麻薬及び向精神薬の不正な使用からの児童 の保護

523. 我が国は、薬物対策のための国際的法的枠組みである「1961年の麻薬に 関する単一条約」(Single Convention on Narcotic Drugs、1961)、「向精神薬に関す る条約」(Convention on Psychotropic Substances、1971)、「麻薬及び向精神薬の 不正取引の防止に関する国際連合条約」(United Nations Convention against Illicit Traffic in Narcotic and Psychotropic Substances、1988)の全てについてそれぞれ1 964年、1990年、1992年に締結済みであり、その効果的な実施のための努力を 行っている。

我が国は、国連薬物犯罪事務所(UNODC)に対する拠出を1991年以降継続して行 っており特に東南アジア地域において、児童に対する乱用防止教育を含む需要削減 プロジェクト等に対して支援を行ってきている。

(b-2)これらの物質の不正な生産及び取引における児童の使用の防止 (国連薬物統制計画等への協力等)

524. 第2回政府報告パラグラフ329参照。

(薬物乱用防止新五か年戦略の策定)

525. 政府は、内閣総理大臣を本部長とする薬物乱用対策推進本部において、19 98年5月に「薬物乱用防止五か年戦略」を策定し、総合的な戦略の下に関係省庁が 連携して諸対策を推進した結果、青少年を中心とする薬物乱用の拡大に一定の歯止 めがかかるなどの成果が認められた。しかしながら、青少年、特に中・高校生の覚せ い剤事犯検挙人員は、依然として高い水準にあり、密売方法が巧妙化・潜在化の度 合いを強め、大麻やMDMA等錠剤型合成麻薬の押収量が急増するなど、依然とし て厳しい情勢にあることから、これらの課題を踏まえ、2003年7月に「薬物乱用防止 新五か年戦略」を策定した。

526. この中では、第三次覚せい剤乱用期の一刻も早い終息に向けて総合的に対 策を講ずるとともに、世界的な薬物乱用問題の解決に積極的に貢献することが基本 目標とされているほか、具体的な目標として、中・高校生を中心に薬物乱用の危険性 の啓発を継続するとともに、児童生徒以外の青少年に対する啓発を一層工夫充実し、 青少年による薬物乱用の根絶を目指すことなどの目標を掲げ、関係省庁が一丸とな って青少年、児童生徒を始めとする国民への薬物乱用防止対策を推進している。

(取締等)

527. 第2回政府報告バラグラフ330のとおり、政府では、深刻化する少年の薬物 乱用を防止するため、「供給の遮断」と「需要の根絶」の両面から、関係省庁が緊密な 連携の下対策に取り組んでいる。

警察では、学校その他の関係機関等と一層の連携強化を図り、街頭補導活動等を通じて、薬物乱用少年の早期発見・補導に努めている。

(学校における薬物乱用防止教育)

528. 学校における薬物乱用防止教育は、学習指導要領に則り、体育科、保健体 育科などを中心に学校教育活動全体を通じて行われている。また、中・高等学校にお いて警察職員等の外部の専門家が指導を行う薬物乱用防止教室が開催されるよう、 各都道府県教育委員会等を指導している。さらに、児童生徒用パンフレットや教師用 指導資料の作成・配布、教職員対象の研修会の開催、競技場等の大型ディスプレイ を活用した広報啓発活動、シンポジウムの開催、推進地域における実践研究等の施 策を実施した。また、児童生徒の覚せい剤等の薬物に対する意識調査を実施すると ともに、薬物乱用等を含む児童生徒の様々な問題を総合的に解説した教材を作成・ 配布することとしている。

(少年院及び保護観察等における薬物乱用防止教育) 529. 第2回政府報告パラグラフ333参照。

530. なお、少年刑務所における処遇類型別指導の一類型として薬物乱用防止教育が行われている。

(少年サポートセンターによる支援)

531. 警察では、少年サポートセンターを中心として、関係機関等と連携し、薬物乱 用少年が早期に薬物を断ち切れるよう、少年に対する継続的な助言・指導、カウンセ リング等を実施している。

(関連統計)

532. 2005年中に覚せい剤事犯で検挙した少年は、427人、大麻事犯で検挙し た少年は174人、MDMA等合成麻薬事犯で検挙した少年は63人である。少年によ る薬物乱用の現状としては、平成12年から減少傾向にあった覚せい剤事犯の検挙 人員が増加した一方、大麻事犯及びMDMA等錠剤型合成麻薬事犯の検挙人員も 高水準で、乱用の拡大が懸念されるなど、少年の薬物乱用は依然として深刻な状況 にある。少年の薬物乱用の原因として、薬物についての誤った認識を持っていること や薬物への抵抗感が希薄化していること、携帯電話等の普及により少年が薬物に近 づきやすい状況になっていることなどが挙げられる。また、国際条約で定義されてい る薬物のほか、少年によるシンナー等有機溶剤事犯も多く、2005年中に同事犯で 検挙した少年は、1,394人である。

(資料)薬物乱用少年の検挙人員

	2002	2003	2004	2005
覚せい剤事犯検挙人員	745	524	388	427
大麻事犯検挙人員	190	185	221	174
MDMA等合成麻薬事犯	7	29	67	63
検挙人員				
シンナー等有機溶剤事犯	2,751	2,835	2,205	1,368
検挙人員				

※警察庁調べ

(b-3)児童によるアルコール、タバコその他の健康を損なうおそれのある物質の使用の防止のためにとられた措置

(「健康日本21」及び関連条約の批准等)

533. 厚生労働省としては、2000年から推進している「健康日本21」において、20 10年度までに「未成年者の喫煙、飲酒をなくす」ことを掲げ、シンポジウムや地方自 治体の担当職員等を対象とした研修会の開催を通じ、未成年者の喫煙及び飲酒が 健康に与える影響等について啓発を行っている。また、我が国は2004年6月に「たば この規制に関する世界保健機関枠組条約」(以下、「たばこ規制枠組条約」という。)を 締結し、同条約は、2005年2月に効力を生じた。さらに我が国では、たばこ対策関係 省庁連絡会議を設置し、関係省庁の密接な連携の下にたばこ対策を促進することと し、さらに、その下に未成年者喫煙防止対策ワーキンググループを設置したところで ある。

今後とも、パンフレット、インターネット等の手段を活用して、喫煙、飲酒による健康影響について正確な情報提供を図り、更に広く国民的な議論を喚起しつつ、「未成年者の喫煙、飲酒をなくす」という目標の実現に向けて積極的に取り組んでまいりたい。

(未成年者喫煙防止法及び未成年者飲酒禁止法の改正等)

534. 未成年者喫煙防止法及び未成年者飲酒禁止法の改正については、パラグラフ13参照。また、第2回政府報告パラグラフ334参照。

535. 警察庁では、未成年者が酒類やたばこを容易に入手できないようにするため、 これらを未成年者に販売・提供する事業者の指導取締りを徹底するとともに、関係業 界による自主的な規制措置が講じられるよう働き掛けている。

	2001	2002	2003	2004
未成年者飲酒禁止法	159	133	170	158
親権者等の不制止	9	10	13	8
営業者の知情販売	150	123	157	150
未成年者喫煙禁止法	6	12	18	31
親権者等の不制止	3	9	6	26
営業者の知情販売	3	3	12	5

(資料)未成年者飲酒禁止法及び未成年者喫煙禁止法の送致人数の推移

警察庁資料

(アルコールへの対策)

(1) 酒類小売業者に対する指導等

536. 国税庁では、未成年者の飲酒の防止に資するための表示の基準を定めているほか、酒類小売業者に対して年齢確認の実施等の指導を行っている。

2003年9月から、酒類の陳列場所に対する表示の基準として、「酒類の陳列場所で ある」旨及び「未成年者の飲酒は法律で禁止されている」旨の表示を義務付けてい る。

なお、2005月10月から、上記「未成年者の飲酒は法律で禁止されている」旨の表 示を「20歳以上の年齢であることを確認できない場合には酒類を販売しない」旨の表 示に改正している。

(2) 学校における飲酒防止教育

537. 学校における飲酒防止教育は、学習指導要領に則り、体育科、保健体育科 などを中心に学校教育活動全体を通じて行われている。また、2004年に中・高等学 校における教師用指導参考資料の作成・配布を実施した。さらに、2006年には飲酒 等を含む児童生徒の様々な問題を総合的に解説した教材を作成・配布することとして いる。

(タバコへの対策)

(1)関係業界への指導等

538. たばこ規制枠組条約において、未成年者に対するたばこ製品の販売を禁止 するため、適当な措置を実施することが規定されていることを踏まえ、2004年6月に は、警察庁、財務省、厚生労働省の連名で、たばこ関係業界に対して、たばこ自動販 売機の適正な場所への設置や従業員等による適正な管理の徹底等、未成年者の喫 煙を防止するための取組を要請した。

また、たばこ小売販売業の許可に当たっては、1989年7月以降、自動販売機の設 置について、店舗への併設を義務付けているほか、1989年6月以前のものについ ても、今後、改善を指導していくこととしている。

(2)広告規制等

539. たばこ規制枠組条約締結のための国内措置の一環として、2004年3月に 製造たばこに係る広告を行う際の指針を改正し、テレビ、ラジオ及びインターネットに おけるたばこ広告のほか、屋外広告(公共交通機関を含む。)におけるたばこ広告を 原則として禁止する等、未成年者の喫煙防止に資する措置を講じたところ。また、20 05年7月以降、すべての製造たばこについて、「未成年者の喫煙は、健康に対する 悪影響やたばこへの依存をより強めます。周りの人から勧められても決して吸っては いけません。」を含む新たな注意文言の表示を義務付けている。

(3) 学校における喫煙防止教育

540. 学校における喫煙防止教育は、学習指導要領に則り、体育科、保健体育科 などを中心に学校教育活動全体を通じて行われている。また、1996年より、小学生 用ポスター・パンフレットや中・高校生用パンフレット、中・高等学校における教師用指 導参考資料を作成・配布した。さらに、学校における受動喫煙防止対策の実施状況 調査を実施するとともに、2006年には喫煙等を含む児童生徒の様々な健康問題を 総合的に解説した教材を作成・配布することとしている。

(c)性的搾取及び性的虐待(第34条)

(c-1)関連国際法規

541. 児童の性的搾取に関し、我が国は、2005年1月に「児童の売買、児童買春 及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書」を批准し、その実 施に努めている。

また、我が国は、国際組織犯罪条約防止条約(TOC 条約)の人身取引議定書の締結 につき、2005年7月に国会承認を得た(本体である TOC 条約が国内担保法未整備 のため未締結であり、同議定書についても未締結)。

(c-2)児童をあらゆる形態の性的搾取・虐待から保護するためにとられた戦略 (児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の改 正)

542. 第2回政府報告パラグラフ338参照。

543. 児童買春・児童ポルノ禁止法は、2004年6月に改正され、第1条の目的規 定に、同法が児童の権利の擁護を目的とすることをより直接的に表現し、児童買春、 児童買春周旋、児童買春勧誘、及び児童ポルノの提供等の各罪の法定刑を引き上 げたほか、児童の権利条約選択議定書やサイバー犯罪条約による犯罪化の要請を 受けるとともに、児童の権利の擁護を一層促進するため、電気通信回線を通じて児 童のポルノを描写した情報を記録した電磁的記録の提供とこれを目的とした保管、特 定・少数の者に対する提供とこれを目的とした製造・所持等、児童に姿態をとらせて 児童ポルノを製造する行為を処罰することとした。なお、同法は、上記行為を日本国 外で犯した日本国民についても、同様に処罰することとしている。 544. 児童買春・児童ポルノ法違反による2004年中の検挙状況については、184 5件、1232人である。児童買春事件については1668件、1095人、児童ポルノ事 件については177件、137人であり、そのうち、インターネット利用事犯が85件、76 人である。

(児童虐待防止法及び児童福祉法)

545. 「児童虐待の防止等に関する法律」では、児童の性的虐待や搾取を行うこと は虐待に含まれることを定義づけた上で、何人にも禁止している。また、厚生労働省 では、児童虐待の防止に向け広報・啓発を積極的に取り組んでいる。

厚生労働省では、児童虐待対応のノウハウをまとめた「子どもの虐待対応の手引き」 を作成し、子どもが自ら保護を求めてきた場合の対応や性的虐待への対応などにつ いて詳しく解説することにより、児童相談所職員や児童福祉施設職員等が虐待への 適切な対応が図られるよう支援している。

546. 2004年に、児童福祉法を改正し、児童相談所の役割を専門性の高い困難 事例への対応に重点化・明確化し、地域の児童相談体制の充実を図ったところである。

2000年の児童福祉施設最低基準(1948年厚生省令第63号)の改正により、児童福 祉施設に入所している児童又はその保護者等の処遇に関する苦情に迅速かつ適切 に対応するため、当該施設に苦情受付窓口の設置等を義務づけた。

また、国立武蔵野学院附属児童自立支援専門員養成所で行っている、児童自立支援事業に従事している者の現任訓練研修の研修項目として、「児童の権利擁護」を取り入れ、研修を実施している。

547. なお、我が国は第2回政府報告に対する児童の権利委員会の最終見解において、少年少女との等しい保護を確保するため性的搾取や虐待に関する法制度を改正するよう勧告を受けた。しかしながら、現行の「児童福祉法」をはじめとする関係法令においては、いずれも児童の性別により保護のあり方を差別するような規定はない。

(出会い系サイト規制法)

548. 2003年6月、「出会い系サイト規制法」が制定され、同年12月からすべての 規定が施行された(パラグラフ14参照)。

(児童ポルノ等の違法・有害情報への対策) 549. 第2回政府報告パラグラフ336-338参照。 550. 政府では、「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」においてインターネット上の有害なコンテンツ対策やサイバー犯罪対策を重要施策の一つとして取り上げるなど、少年保護対策に取り組んでいる。

警察では、2005年7月に「警察庁情報セキュリティ重点施策プログラム-2005」を 策定、インターネット上の児童ポルノ等の違法・有害情報対策を重点施策として盛り 込み、取締り等を強化している。さらに、警察では、インターネット上の児童ポルノ対 策として、2002年、児童ポルノ画像自動検索システム(Child Pornography Automatic Searching System)、通称「CPASS」の運用を開始した。これは、警察庁が管理する データベースに、都道府県警察が児童ポルノ画像を登録することにより、同一画像が インターネット上にあるか否かを自動的に検索し、該当があった場合、登録した都道 府県警察に自動的に通知するシステムであり、本システムを児童ポルノの捜査等に 活用している。

また、風俗営業適正化法は、アダルトビデオ等の販売、貸出を行う営業を営む者がわいせつ物頒布又は児童ポルノ頒布等の罪を犯した場合には、営業停止を命ずることができると規定している。

(性的搾取や虐待の予防教育等)

551. 性的虐待を含む児童虐待の防止について、通知の発出や各種会議を通じ、 学校教育関係者等に対し周知を図っている。

また、児童の心身の健康の保持増進を図るためには、疾病予防やストレス解消を図 ることに加え、運動、栄養、休息、睡眠が共に調和の取れた生活習慣をはじめ、健康 の価値の認識や自分自身を大切にする態度、ストレスへの対処法などの知識、さら には健康に良くないことを自ら絶つことのできる実践的能力を身につける必要があ る。

そのため、学校において、心の発達や心身の相関関係、自己形成などの内容につい て、体育・保健体育科で指導している。

その他、2003年6月の「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行 為の規制等に関する法律」の成立を受け、各都道府県教育委員会等に対して、法律 の概要、留意事項等に関する通知を発出した。

(c-3) 啓発・教育キャンペーン

552. 我が国は、2001年12月、UNICEF、国際 NGO である ECPAT インターナショ ナル及び児童の権利条約 NGO グループの共催により「第2回児童の商業的性的搾 取に反対する世界会議」を開催して約3000名の参加を得、本件問題に対して関係 者が一致して取り組む必要性を訴えた。同会議に対しては、国内外より高い期待と関 心が寄せられた。

553. 外務省作成の日本人海外旅行者向け海外安全対策に関する冊子の中で、 児童買春について国外犯処罰規定がある旨明記し、日本人による外国における児童 買春発生防止のための広報を行っている。

2005年3月、外務省は、UNICEF が NGO である ECPAT 等とともに推進する「コード プロジェクト」の我が国発足式に後援名義を付与し、我が国の観光業界が参加して実 施する児童買春予防キャンペーンを促進した。

554. 第2回政府報告パラグラフ336参照。

555. 法務省では、2004年6月に改正した児童買春・児童ポルノ法の施行にあた り、法務省のホームページに同法について掲載しているほか、検察においては、検察 職員に対し、その経験年数等に応じた各種研修において、児童及び女性に対する配 慮と検察の実務、人権の諸問題等に関する講義を実施しているところ、このような講 義を通じて、児童の人権への配慮を促進する。

556. また、人身取引対策についてのポスターを、全国の入国管理官署において 掲示したり、また、人身取引被害者に警察・入管等への救助要請を促すリーフレット を全国の地方入国管理官署等の関係機関・団体に配布するなどの広報・啓発を実施 している。

557. 警察では、児童買春・児童ポルノ等の犯罪被害の温床となり易い、いわゆる 出会い系サイトを利用することの危険性や、2003年9月に施行された、出会い系サ イト規制法の内容について、都道府県警察を通じて、全国の中学校にリーフレットを 配布し、広報啓発活動を行った。また、都道府県警察に、出会い系サイトを利用しな いよう呼び掛けるための広報啓発ビデオを配布した。

また、児童買春・児童ポルノ事犯、児童虐待事犯に関する統計資料や事件の概要を、 警察のホームページ等で公開し、被害防止のための広報啓発活動を実施している。 さらに、関係省庁と連携し、児童虐待防止推進月間において、児童虐待防止に関す るポスターを警察署の掲示板に掲示、リーフレットを配布するなどしたほか、児童虐 待防止を目的とした政府広報を女性雑誌に掲載するなど広報啓発に努めている。

(c-4)被害を受けた児童の支援及び関係職員の訓練

558. 児童買春等を始めとする福祉犯の被害を受けた児童については、都道府県 警察に設置された少年サポートセンターを中心として、少年の特性に関する知識や少 年の取扱いに関する技術を有する少年補導職員等が、必要により部外の専門家や 民間ボランティアとも協力しつつ、個々の少年の特性を踏まえたきめ細かなカウンセ リングや保護者等と連携しての環境調整等による継続的な支援を行っている。また、 これらの職員については、大学教授やカウンセラー等の専門家を講師としたカウンセ リング技術専科等の教育を実施している。

児童虐待についても、児童の保護及び保護者への支援を行う警察職員に対し、採用 時教育等の機会を活用して、早期に児童虐待を発見するための観点や児童虐待防 止法の内容等について指導、教育を行うとともに、虐待を受けた児童の特性や関係 機関との連携のあり方等、児童虐待問題に関する専門的な知識・技能の向上のため の研修を実施している。特に、各都道府県警察本部において児童虐待防止対策の業 務に従事する警察職員については、関係機関との行動連携の在り方を含めた児童 虐待への対応要領について研修を実施している。

(c-5)関連統計

559. 性的搾取に関する主な福祉犯検挙人員について下記資料参照。

(資料)

				2001~	2004年
区分	——————————————————————————————————————	2001年	2002年	2003年	2004年
	児童福祉法(淫行)	345	395	455	513
	売春防止法	126	134	94	118
青少年保護育成条例 (淫らな性行為等)		1,265	1,291	1,281	1,211
児	2 童買春、児童ポルノ禁止法	1,026	1,366	1,374	1,232
	児童買春	898	1,201	1,182	1,095
	うち出会い系サイト 利用に係るもの	237	493	568	498
	うちテレホンクラブ 営業に係るもの	357	356	174	135
	児童ポルノ	128	165	192	137
	うちインターネット 利用に係るもの	99	104	100	76

性的搾取に関する主な福祉犯検挙人員の推移

警察庁資料

560. 児童相談所における児童虐待に関する相談処理件数は、2004年度は33, 408件であり、性的虐待に関する相談処理件数は、2004年度は1,048件となって いる。

また、児童買春、児童ポルノに係る行為等による被害を受けた児童であって、児童相談所において処理した件数は2004年度で100件となっている。

(d)売買、取引及び誘拐

(人身取引対策のための国内法整備等)

561. 第2回政府報告パラグラフ346参照。

562. 我が国は、児童を含む人身取引対策に関して、人身対策の防止・取締・被害 者の保護に関する人身取引対策行動計画を策定し(2004年12月)、各省庁が連携 をとりながら取り組んでいる。計画に基づく主な取組は次のとおりである。

(1)刑法を改正し(2005年7月施行)、人身売買罪を新設するなどの法整備を行った。改正刑法では、営利、わいせつ目的等略取・誘拐、所在国外移送目的略取・誘拐、 人身売買、被略取者等所在国外移送及び被略取者引渡し等の行為を処罰することと しており、人身の自由の側面から、児童の権利の擁護をより一層図ることが可能となった。これらの行為と同様な犯罪についても、外国との間で捜査共助、司法共助、情 報交換を行っているところである。

また、法務省令を改正し(2005年3月)、興行の在留資格審査を厳格化したほか、国 土交通省から旅行業界に対し、児童の性的搾取に加担しないよう通達を行って、人 身売買の国内における防止対策を行った。

(2)出入国管理及び難民認定法を改正し(2005年6月成立、7月施行)、人身取引 等の被害者については、売春等の業務に従事するなどしていても退去強制等の対象 とならないようにしたほか、人身取引等により他人の支配下に置かれたために不法 滞在状態に陥った者などについて法務大臣が在留を特別に許可できるなどの明文規 定を設けた。また、人身取引等の加害者については、上陸拒否及び退去強制の対象 とした。加えて、同法に人身取引等の定義規定(人身取引議定書の定義に基づき、1 8歳未満の児童についての特別の定義を含む。)を置き、人身取引等の被害者及び 加害者の認定がより客観的かつ迅速に行われるよう措置した。

(3)児童買春・児童ポルノ禁止法は、児童を児童買春における性交の相手方とさせたり、児童の姿態を描写した児童ポルノを製造する目的で、児童を売買することを禁じており、また、このような目的で、外国に居住する児童で、略取され、誘拐され、又は売買された者を、その居住国外に移送することも禁じている。警察では、同法に基づく取締りに努めている。

また、風俗営業適正化法を改正し(2005年10月成立)、風俗営業の許可の欠格事 由、店舗型性風俗特殊営業を営む者等の営業停止事由等に、刑法に新設された人 身売買の罪等を追加したところである。

(国際協力)

563. 我が国は、児童の人身取引を防止するため、人間の安全保障基金を通じた 支援を行ってきている(ラオス「女子トラフィッキング防止のための女子教育及びコミュ ニティ開発」:約50万ドル(UNICEF 経由)(2003年6月)、カンボジア・ベトナム「カン ボジア・ベトナムにおける児童及び女性のトラフィッキングのコミュニティ・レベルでの 防止」:約120万ドル(ILO 経由)(2003年4月)等)。

564. さらに我が国は、グローバルな問題である人身取引に対する取組を進めるた め、政府協議調査団を派遣し(フィリピン及びタイ(2004年9月)、コロンビア、米国 (2005年1月)、ロシア、ウクライナ、ルーマニア、仏(2005年7月))、関連機関と意 見交換を行った。また、2005年6月には東京においてバリ・プロセス作業部会を開 催し、本件に関する国際的な取組を推進すべく各国政府、国際機関、NGOと意見交 換を行った。さらに2006年2月には、東京で人身取引に関する国際シンポジウムを、 タイ、フィリピン、インドネシア、コロンビア等からのパネリストを招へいし、開催する予 定である。

565. また、我が国は、バリ・プロセスの概要や作業部会での成果物等を掲載する ウェブサイトの維持・更新費用を2003年以降拠出してきており、参加国間の情報共 有促進に貢献している。さらに、2005年以降、国内の人身取引被害者の本国への 帰国・再定住支援を開始し(IOM経由)、近隣諸国からの人身取引再発防止に取り組 んでいる。

566. 2004年末に発生したインド洋震災津波被害への支援については、我が国 は、国際機関に拠出した支援額のうち8,600万ドルを活用して、被災国における子 どもの人身取引防止対策を含む「津波被災子ども支援プラン」を実施した。 また、我が国は、2005年10月、UNICEF が実施する「東南アジア人身取引対策(フィ リピン、タイ)」プロジェクトに約65万ドルをイヤーマークした。

567. 2003年2月には、我が国は UNICEF との共催で東京において「児童のトラフィッキング問題に関する国際シンポジウム」を開催し、予防・被害者児童の保護・帰還・再統合そして法的措置といった活動を相互にリンクさせつつトラフィッキングの撲滅に取り組んでいくこと及び、NGOだけでなく政府及び関係国際機関など様々なアク

ターが相互に連携しつつ包括的かつ幅広い取り組みを行う必要があることにつき認 識を高めた。

568. 警察では、国際化する児童買春・児童ポルノ事犯に応じた対策の強化として、 2001年12月、横浜市において開催された「第2回児童の商業的性的搾取に反対す る世界会議」において、児童の商業的性的搾取に係る犯罪に対する国際捜査協力に 関する会合を開催した。

また、警察では、2002年から毎年、児童の商業的・性的搾取問題に取り組んでいる 東南アジア各国の警察・司法機関及びNGOの代表者等を我が国に招へいして、「東 南アジアにおける児童の商業的・性的搾取対策に関するセミナー及び捜査官会議」 を開催(2005年11月で4回目)し、東南アジアにおける児童の商業的・性的搾取及 び被害児童の保護等を含む取組み状況等について意見交換を行っている。 このほか、警察では、国際刑事警察機構(ICPO)主催による「児童に対する犯罪専 門家会合」に出席し、児童買春、児童ポルノ等について事例研究等を通じて諸外国と 情報を共有するとともに、捜査機関との情報交換を行い、協力関係を構築している。

569. さらに、2003年、G8司法・内務閣僚会合において、インターネット上の性的 搾取から児童を保護するためのG8児童保護戦略が承認されたことを受け、我が国を 含めたG8各国は、情報の収集、共有、産業界・NGOとの協力、G8以外の国へのア ウトリーチ等に取り組むこととされており、警察ではその一環として、児童の性的搾取 に関する国際データベースの創設に向けた検討を行ってきた。2005年9月、同デー タベースの創設に係る作業が設置主体となるICPOに引き継がれたところであり、今 後も同データベース創設に関与していく。

(啓発キャンペーン)

570. 男女共同参画推進本部は、地方公共団体、民間団体等との連携、協力の下、 社会の意識啓発など、女性に対する暴力(配偶者等からの暴力、性犯罪、売買春・人 身取引、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等)に関する取組を一層強化する こととしている。同本部は、毎年11月12日から25日(女性に対する暴力撤廃国際 日)の2週間、女性に対する暴力をなくす運動を実施している。

また、内閣府は、関係省庁(内閣官房、警察庁、法務省、外務省、厚生労働省)と連携・協力して、人身取引対策に関するポスターを約3万枚作成し、全国に配布して広報啓発に努めた。

571. 外務省では、人身取引に関する政府の取組に関するパンフレットを5,000 部作成中であり、各種シンポジウム等で幅広く配布した。 (当局に対する研修)

572. 検察官に対しては、経験年数等に応じた各種研修において、児童及び女性に対する配慮等をテーマとした講義を実施した。

入国管理局職員に対しては、各種研修プログラムの中で、外部講師(大学教授等)等 により、児童の権利条約を含む人権関係条約等の教育を行っているが、2004年度 においては、外国人に対する出入国審査や処遇業務等に従事している職員を対象と した人権研修を人身取引対策を中心とした内容とし、18歳未満の児童を対象とする 内容を含む人身取引等に対する教育を行った。

(北朝鮮当局による拉致に対する取組み)

573. 北朝鮮による日本人の拉致の被害者には、拉致当時児童であった者も含ま れているところ、我が国は、拉致問題の解決のために、北朝鮮との間で累次にわたり 協議を行うとともに、六者会合、G8等多国間協議の場を活用してきている。さらに、こ の問題は児童を含む国民の生命、安全に直接に関わる極めて重大な問題であると の基本的認識の下、我が国がEUや米国等とともに共同提案国として外交努力を行 った結果、国連人権委員会において2003年より3年連続で「北朝鮮の人権状況」決 議が採択され、また、2005年12月には初めて国連総会本会議で「北朝鮮の人権状 況」決議が採択された。総会決議は、外国人の拉致問題を含め北朝鮮の人権状況に 深刻な懸念を表明し、北朝鮮に対し強制的失踪の形態における外国人の拉致に関 するすべての未解決の問題の被害者の即時返還を含めた明確かつ透明性のある緊 急な解決を強く要請した国連人権委員会決議に掲げられた措置の完全な履行を求め るとともに、これに関連して国連との協力を求める内容となっている。このように政府 は、児童を対象とした拉致事件の再発を防止し、現存する問題を解決すべく外交努 力を継続している。

(児童売買等を防止するために締結した2国間又は多国間の国際的約束)

574. 第2回政府報告パラグラフ342参照。

575. 同報告後の進展として、「児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児 童の権利に関する条約の選択議定書」につき、2004年4月21日、国会においてそ の締結が承認され、2005年1月24日に批准し、同年2月24日より我が国について 効力を生じている。

また、2005年6月8日、国連国際組織犯罪条約を補足する「人(特に女性及び児童) の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書」の締結について国会承認を得 た(本体であるTOC条約が国内担保法未整理津のため未締結であり、同議定書につ いても未締結)。 (e)他の形態の搾取

(少年に対する暴力団等の影響の排除)

576. 第2回政府報告パラグラフ349参照

577. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(以下「暴力団対策法」という。)において、暴力団員による少年に対する加入強要等の行為を禁止することを 規定している。これらの規定を適用し、少年に指定暴力団への加入を強要したり、指 定暴力団からの脱退を妨害した暴力団員に対し行政命令を発出するなど、暴力団か らの少年の保護を図っている。

(資料)暴力団対策法に基づく命令等発出件数

	2001	2002	2003	2004
少年に対する加入強 要・脱退妨害	80	49	60	77
	(6)	(2)	(4)	(6)
少年に対する入れ墨の 強要等		5	2	4
		(1)		

*数字は、中止命令の件数であり、()内は再発防止命令の外数である。

578. 2004年中に暴力団等が関与する福祉犯の被害者となった少年は、675人で,福祉犯被害者総数の11.6%を占めており,暴力団等が少年に対する薬物の密 売や少女の売買春等悪質性の高い事案に関与している実態がみられる。

(家出少年の発見・保護)

579. 警察では、家出人の発見・保護活動を行っており、生命・身体に対する危険 や少年の福祉を害する犯罪の被害等に遭うおそれのある家出少年については、特に その発見・保護に努めている。

(資料)

家出少年の発見・保護人員の推移

	2001	2002	2003	2004
発 見 ・ 保 護 し た 家 出 少 年	26,232	23,815	22,615	18,704

警察庁資料

D. 少数民族又は原住民集団に属する児童(第30条)

(啓発活動等)

580. 第2回政府報告パラグラフ93、350、351参照。

581. また、法務省の人権擁護機関が取り扱った少数民族又は原住民等に対する 人権侵犯事件の中には、アイヌの人々を誹謗・中傷した事案等があり、これらに対応 するため、人権相談や人権侵犯事件の調査・処理を通じて積極的な取組を行ってい る。

(教育を受ける機会の保証) 582. 第1回政府報告パラグラフ50参照。